

第5期小林市障がい者計画

《令和7年度～令和11年度》



令和7年3月

小林市

はじめに

本市では、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、ともに支えあいながら、社会参加を促進するための取り組みを推進するため、令和2年3月に「第4期小林市障がい者計画」を策定し、様々な障がい者施策を進めてまいりました。

近年、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては多様化するニーズにきめ細かく対応するため、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」の改正や、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、法整備が進められています。

また、本市においては、「小林市手話言語条例」を制定し、全ての市民が共生することのできる地域社会の実現を目指すこととしております。

このように障がい者福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため「第5期小林市障がい者計画」を策定しました。

本計画では、これまで取り組んできた前計画の基本理念である「認めあい、支えあう、優しさあふれるふれあいのまち 小林」を継承し、障がい者が自らの意思により地域で自立した生活を送れるよう、各障がい福祉施策の推進に努めてまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました小林市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、調査などを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

小林市長 宮原 義久

目 次

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第1章 計画策定の概要 | 1 |
| 1 計画の背景..... | 1 |
| 2 計画の根拠..... | 1 |
| 3 計画の期間..... | 2 |
| 4 各種計画との関連..... | 2 |
| 5 計画の対象..... | 3 |
| 6 国・県の計画について..... | 3 |
| 7 計画の策定方法..... | 5 |
| 8 「障がい」の表記について..... | 6 |
| 第2章 障がい者を取り巻く状況 | 7 |
| 1 総人口の推移..... | 7 |
| 2 手帳所持者の状況..... | 8 |
| 3 特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数の推移..... | 13 |
| 4 アンケート調査結果からみた本市の状況..... | 14 |
| 5 ヒアリング調査結果からみた本市の状況..... | 50 |
| 第3章 第4期計画の実施状況 | 60 |
| 1 施策の実施状況..... | 60 |
| 2 アンケート調査結果からみた第4期計画期間の評価..... | 73 |
| 第4章 第5期計画の基本的理念等 | 76 |
| 1 基本理念..... | 76 |
| 2 SDGs との関係について..... | 76 |
| 3 基本的視点..... | 77 |
| 4 施策の体系..... | 79 |
| 第5章 施策の展開 | 80 |
| 1 啓発・広報..... | 80 |
| 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止..... | 84 |
| 3 教育・育成..... | 86 |
| 4 雇用・就労、経済的自立の支援..... | 92 |
| 5 生活支援..... | 96 |
| 6 保健・医療..... | 102 |
| 7 生活環境..... | 106 |
| 8 情報・コミュニケーション..... | 109 |
| 9 防災・防犯等..... | 112 |
| 10 行政サービス等における配慮..... | 115 |
| 第6章 計画の推進 | 117 |
| 1 計画の推進体制..... | 117 |
| 2 計画の点検・評価..... | 117 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 資料編..... | 118 |
| 1 小林市障害者施策推進協議会条例..... | 118 |
| 2 小林市障害者施策推進協議会委員名簿..... | 119 |
| 3 小林市障害者計画策定委員会設置要綱..... | 120 |
| 4 小林市障害者計画策定委員会委員名簿..... | 120 |
| 5 用語解説..... | 122 |
| 6 小林市手話言語条例..... | 126 |

第1章 計画策定の概要

1 計画の背景

障がい者施策の充実が、世界的な流れとして進む中、我が国においては、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を平成26年1月に行いました。

また、障害者雇用促進法や障害者差別解消法において「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定めるなど、法令の整備を進めるとともに、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを目的に、「第5次障害者基本計画」を令和5年3月に策定しました。

障がい者をめぐる環境が大きく変化する中、障がい者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなっています。

本市においては、「認めあい、支えあう、優しさあふれるふれあいのまち 小林」を基本理念として定めた「第4期小林市障がい者計画」(以下、「第4期計画」という。)に基づき、総合的かつ横断的な障がい者施策の推進を図ってきました。

第4期計画の計画期間終了を迎えることから、国・県の動向や本市の実情等を踏まえ、障がい施策を総合的かつ計画的に展開していくためものとして、第4期計画の見直しを行い、新たに「第5期小林市障がい者計画」を策定しました。

2 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

障害者基本法（第11条第3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

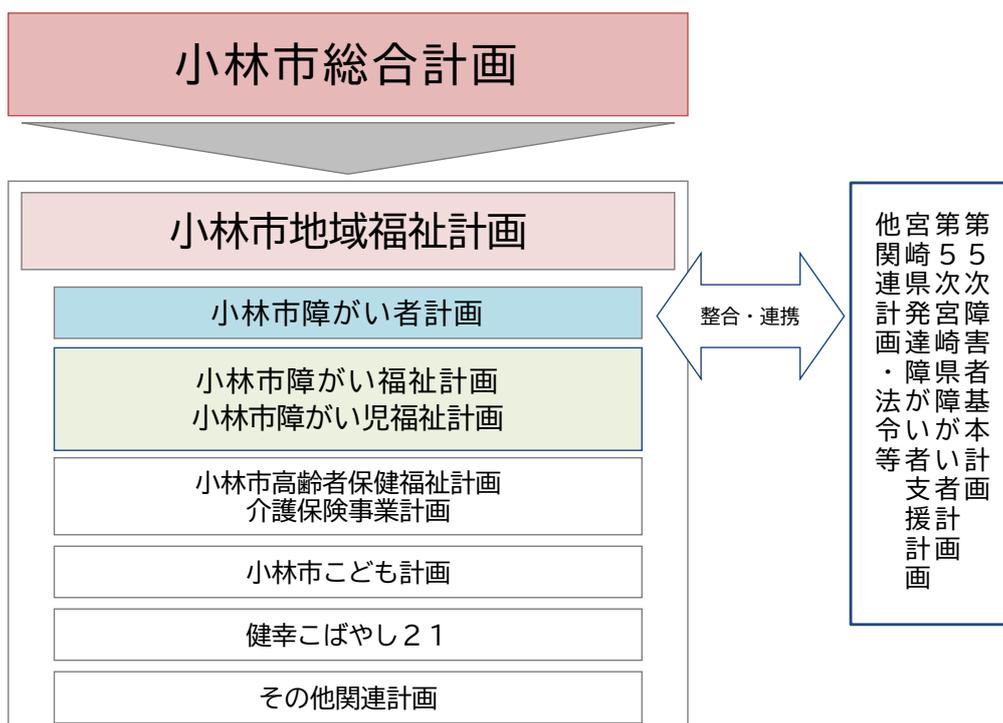
なお、計画期間中においても、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

| 計画名 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|---------|---------|-------|---------|--------|--------|
| 障がい者計画 | 第4期 | 第5期計画期間 | | | | |
| 障がい福祉計画 | 第7期計画期間 | | | 第8期計画期間 | | |
| 障がい児福祉計画 | 第3期計画期間 | | | 第4期計画期間 | | |

4 各種計画との関連

本計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本的指針となる「小林市総合計画」及び地域福祉の推進を図るための基本的指針となる「小林市地域福祉計画」を上位計画とする計画であり、障がい福祉サービス等に係る目標や見込量、その確保策等を定めた「小林市障がい福祉計画・小林市障がい児福祉計画」と一体的な推進を図るものです。

また、その他、本市の保健福祉分野関連計画、国が策定した「第5次障害者基本計画」、宮崎県が策定した「第5次宮崎県障がい者計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。



5 計画の対象

この計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法の規定に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のみではなく、発達障がい者、高次脳機能障がい、難病疾患等、心身の機能に障がいがある人であって、日常生活や社会生活で継続して相当な制限を受けている全ての人を総称して使用しています。

障害者基本法（第2条）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

6 国・県の計画について

(1)【国】障害者基本計画（第5次）

平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえて策定されたものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして、令和5年3月に策定されたものです。

- ・「一人一人の命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

- | | | |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 5. 行政等における配慮の充実 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 6. 保健・医療の推進 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 8. 教育の振興 | |

IV おわりに(～今後に向けて～)

・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の下で基本となる考え方や理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
 ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
 ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

第5次障害者基本計画 概要

V 各論の主な内容

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <h4>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 | <h4>6. 保健・医療の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討 |
| <h4>2. 安全・安心な生活環境の整備</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 | <h4>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・障害のあるこどもに対する支援の充実 |
| <h4>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 | <h4>8. 教育の振興</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・教職員養成へのICTを活用した学習機会の確保の促進 |
| <h4>4. 防災、防犯等の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 | <h4>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進 |
| <h4>5. 行政等における配慮の充実</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 | <h4>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり |
| | <h4>11. 国際社会での協力・連携の推進</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信 |

※内閣府資料より

(2) 【県】宮崎県障がい者計画（第5次）

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を目指すため、宮崎県における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として、令和6年3月に策定されたものです。

計画の特徴

- ・第5次宮崎県障がい者計画においても、引き続き「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を基本目標として設定。
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定に伴い、ICT（情報通信技術）機器の利活用等を支援する人材育成の追加、失語症者向け意思疎通支援の成果目標新設など障がい者の情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進を追加。
- ・国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、難聴児の早期発見・早期療育に係る施策の総合的な推進を追加。

※宮崎県資料より

7 計画の策定方法

(1) 小林市障害者施策推進協議会

本計画に盛り込むべき施策等を検討するため、学識経験者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員、市職員によって構成する「小林市障害者施策推進協議会」を令和6年8月、12月及び令和7年2月に開催しました。

(2) 小林市障害者計画策定委員会

本計画に盛り込む施策等について検討するため、市職員によって構成する「小林市障害者計画策定委員会」を令和6年7月及び11月に開催しました。

(3) 障害者手帳所持者等アンケート調査の実施

本市在住の障害者手帳所持者等の実情やニーズ等を踏まえた計画とするため、アンケート調査を令和5年8月に実施しました。

(4) 障がい福祉サービス等事業所アンケート調査

本計画策定の基礎資料とするため、障がい福祉サービス等を提供する市内事業所を対象として、アンケート調査を令和5年8月に実施しました。

(5) 障がい者団体等ヒアリング調査の実施

障がい者等の実情やニーズ等をより深く把握するため、障がい者団体等に対するヒアリング調査を令和6年10月に実施しました。

(6) 関係各課調査の実施

第4期計画に定めた施策の現状・課題、今後の方向性について把握するため、関係各課に対する調査を令和6年7月～8月に実施しました。

(7) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するために、令和7年1月15日から2月13日までパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

8 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

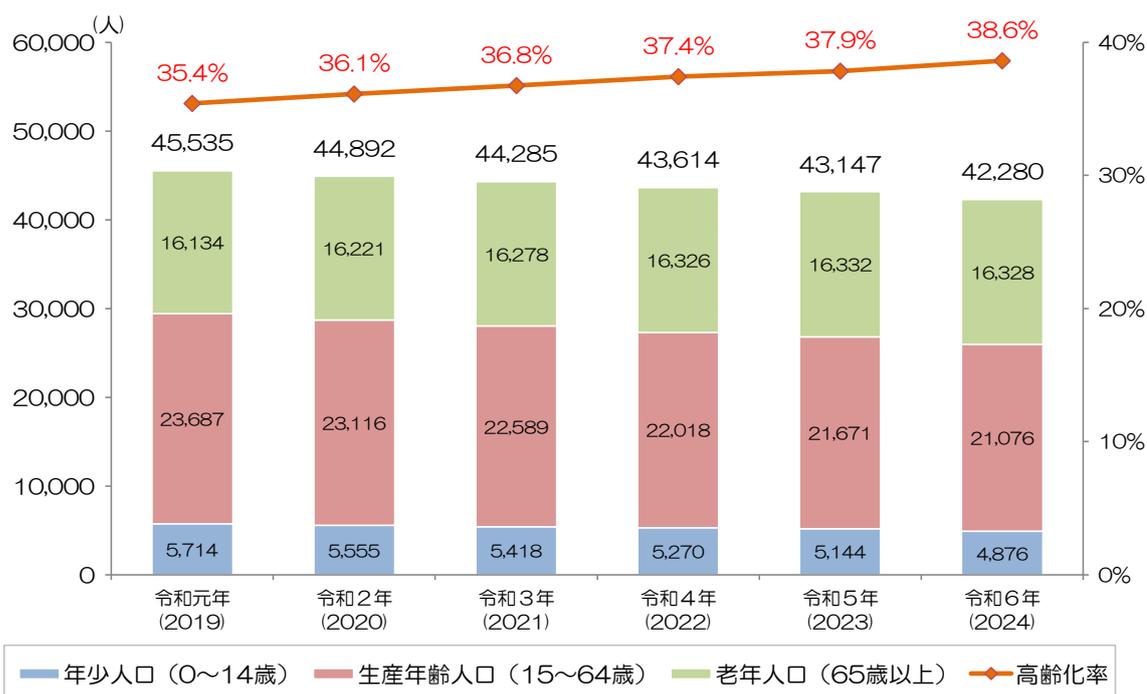
そのため、計画書内において、「がい」と「害」の表記が混在しています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向が続き、令和6年時点において42,280人となっています。

年齢階層別で見ると、65歳以上の高齢者数が増加傾向にある中、64歳以下人口の減少が続き、令和6年時点の高齢化率(総人口全体に占める65歳以上人口の割合)は38.6%となっています。



※住民基本台帳人口 (各年4月1日時点)

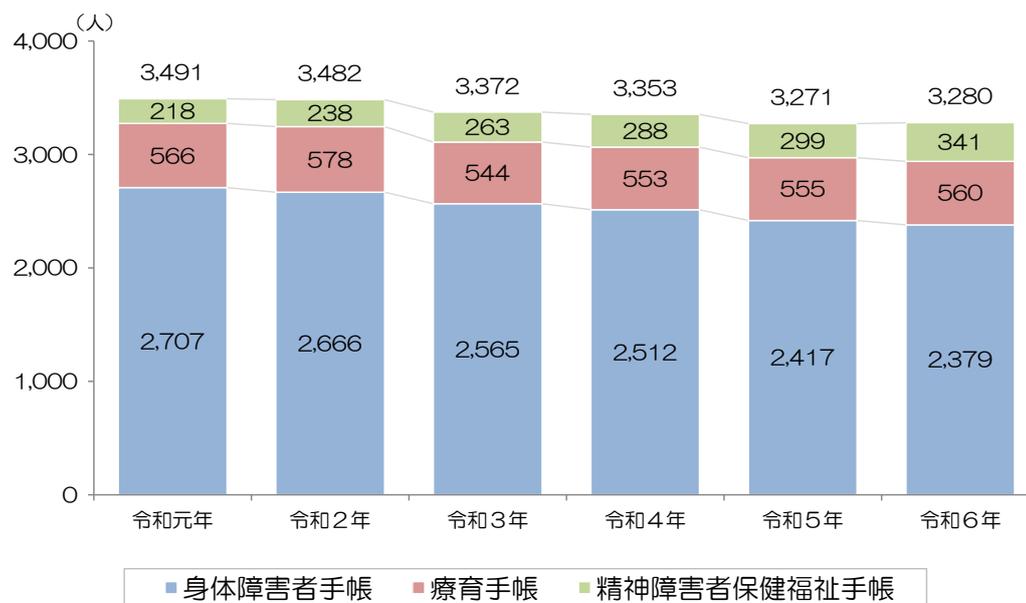
2 手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

① 手帳種別

本市の障害者手帳所持者数（延べ）は減少傾向にあり、令和6年時点において3,280人となっています。

手帳種別で見ると、「身体障害者手帳」は減少傾向で推移している一方、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向で推移しています。

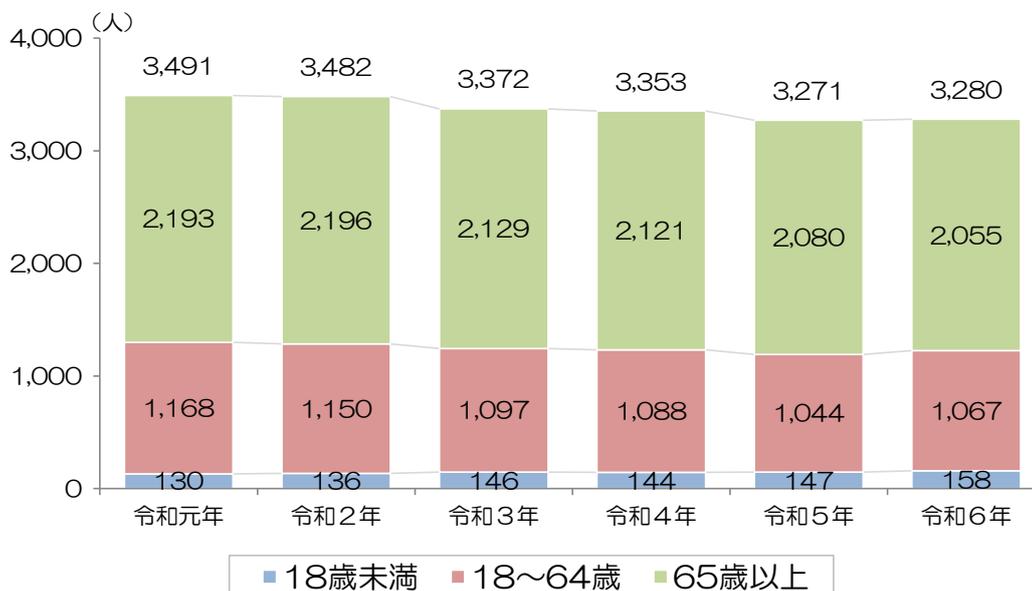


※福祉課資料（各年4月1日時点）

療育手帳所持者数の令和2年～3年の変動は管理システムの変更によるものであり、令和2年までの数値には転出者や死亡者が一部含まれていると考えられる。（以下同様）

② 年代別

年代別でみると、「18～64歳」「65歳以上」は減少傾向で推移している一方、「18歳未満」は増加傾向で推移しています。



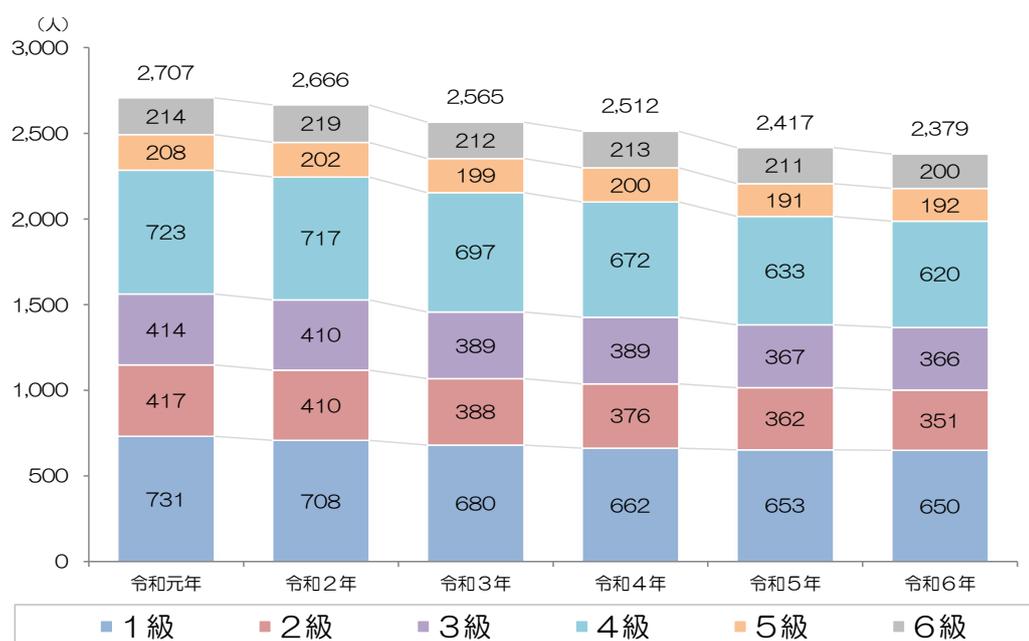
※福祉課資料（各年4月1日時点）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別

身体障害者手帳所持者数は各等級において減少傾向が続き、令和6年時点において2,379人となっています。

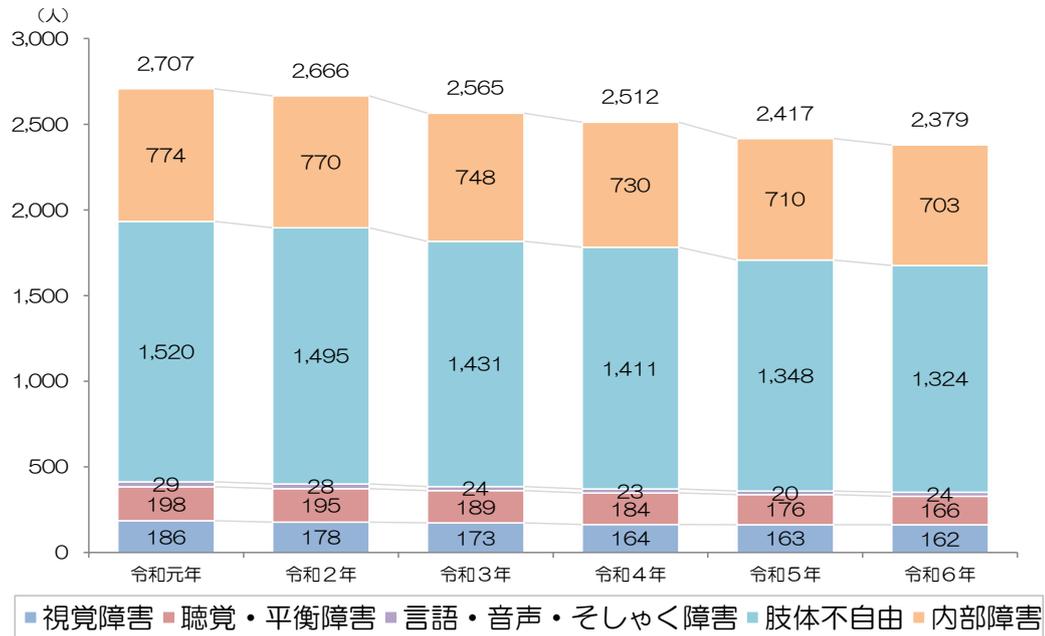
等級別でみると、令和6年時点において、障がいの程度が重い「1級」の所持者数が最も多くなっています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

② 部位別

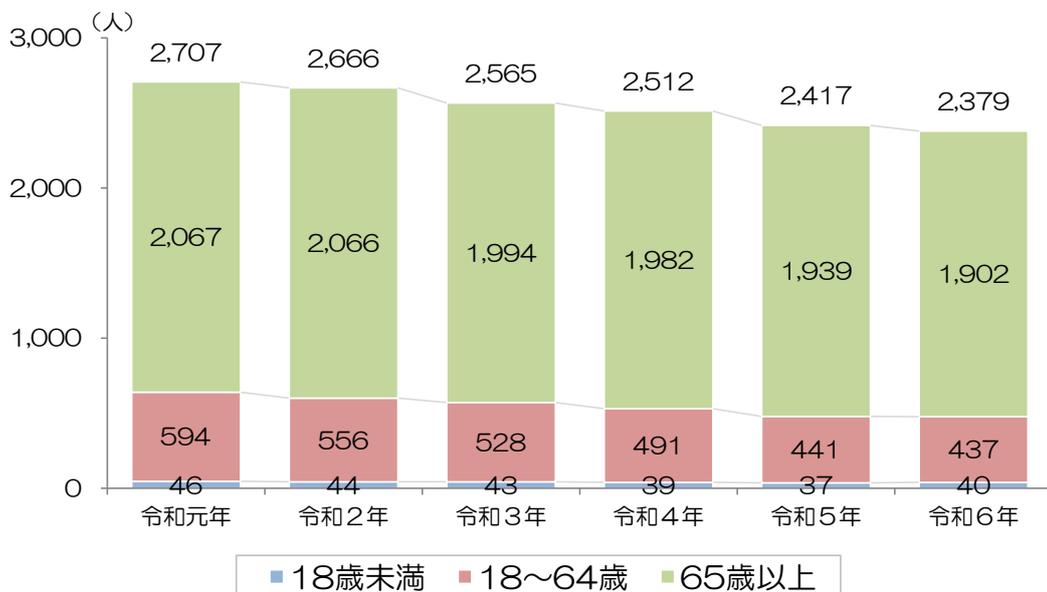
部位別でみると、令和6年時点における所持者数の多い順から、「肢体不自由」「内部障害」となっており、各部位の所持者数が減少傾向で推移しています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

③ 年代別

年代別でみると、令和6年時点において、「65歳以上」の所持者数が約8割を占めており、各年代の所持者数が減少傾向で推移しています。



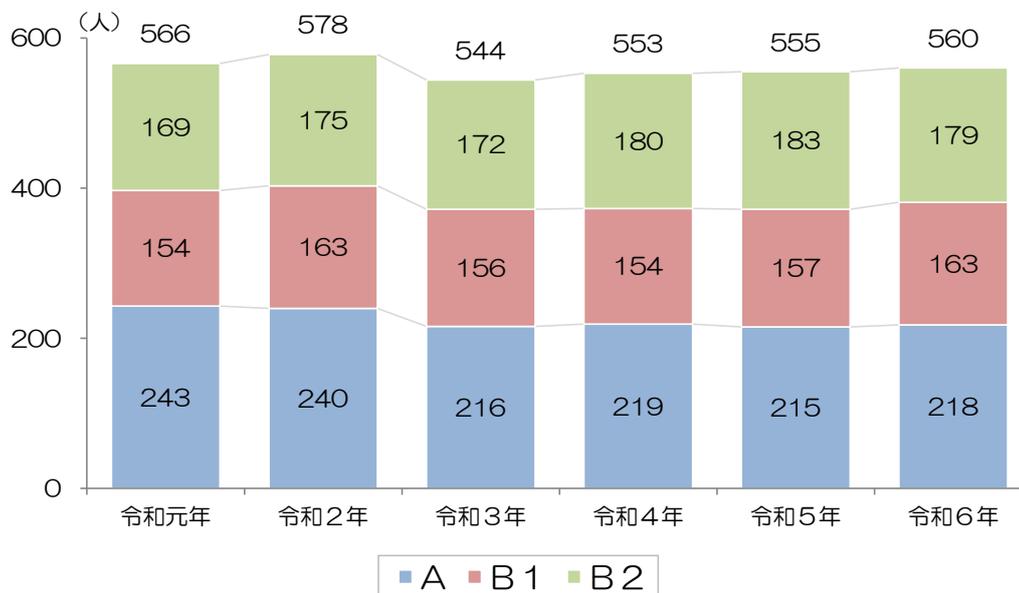
※福祉課資料（各年4月1日時点）

(3) 療育手帳所持者の状況

① 等級別

本市の療育手帳所持者数は近年増加傾向が続き、令和6年時点において560人となっています。

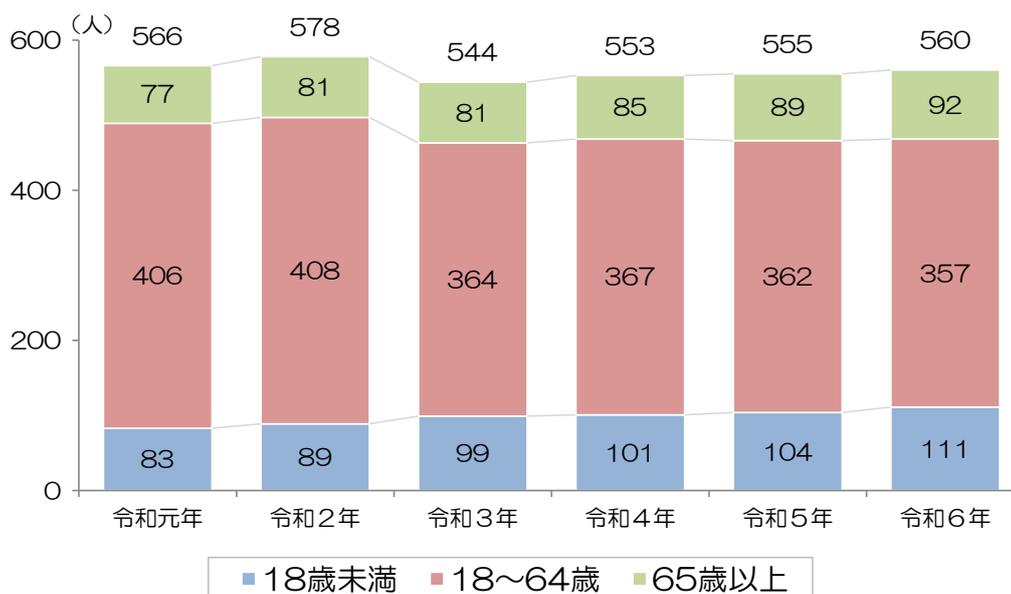
等級別で見ると、令和6年時点において、障がいの程度が重い「A」の所持者数が最も多くなっています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

② 年代別

年代別で見ると、令和6年時点において、「18～64歳」の所持者数が6割以上を占めていますが、「18歳未満」「65歳以上」の所持者数が増加傾向で推移しています。



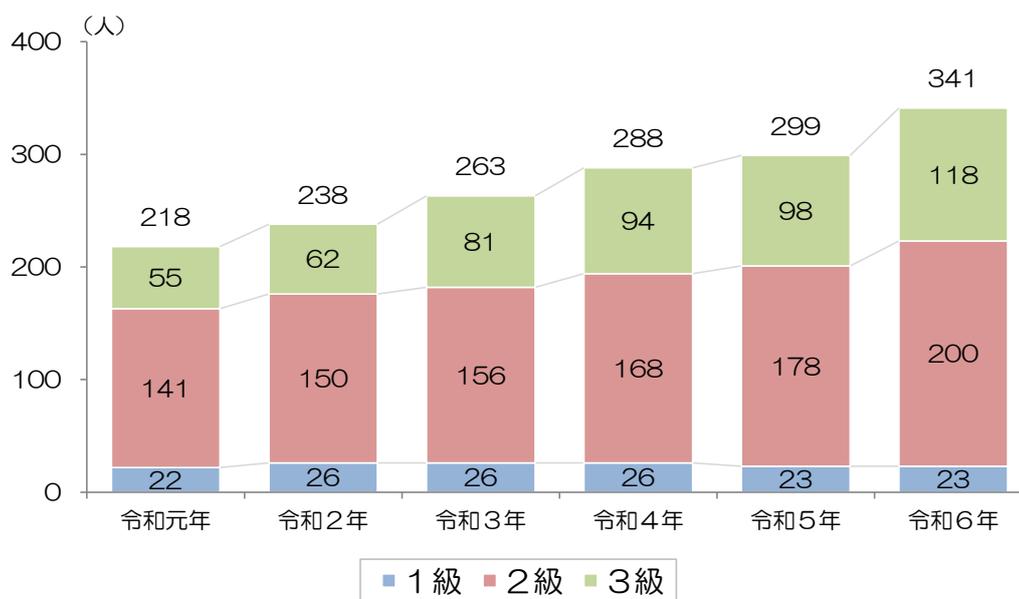
※福祉課資料（各年4月1日時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続き、令和6年時点において341人となっています。

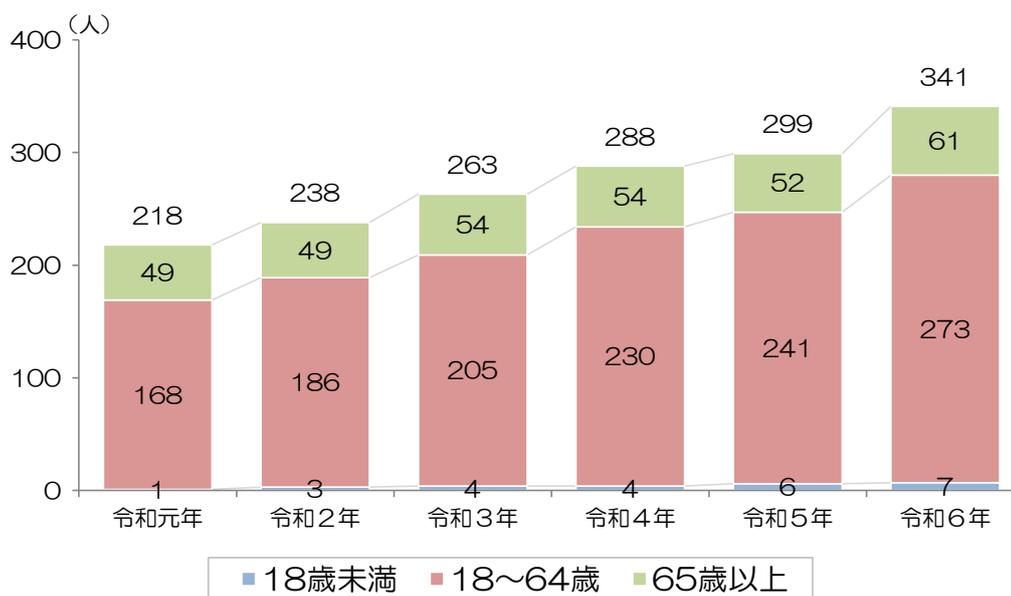
等級別で見ると、令和6年時点において、障がいの程度が重い「1級」の所持者数は大きな変動はないものの、「2級」「3級」の所持者数が増加傾向で推移しており、令和6年の「3級」の所持者数は令和元年時点と比較して2倍以上に増加しています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

② 年代別

年代別で見ると、令和6年時点において、「18～64歳」の所持者数が8割を占めるとともに、各年代の所持者数が増加傾向で推移しています。



※福祉課資料（各年4月1日時点）

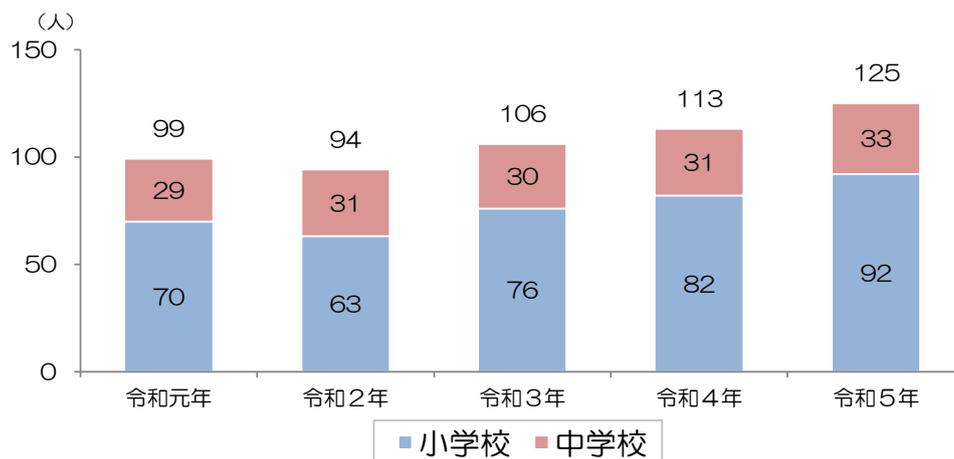
3 特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数の推移

(1) 児童生徒数の推移

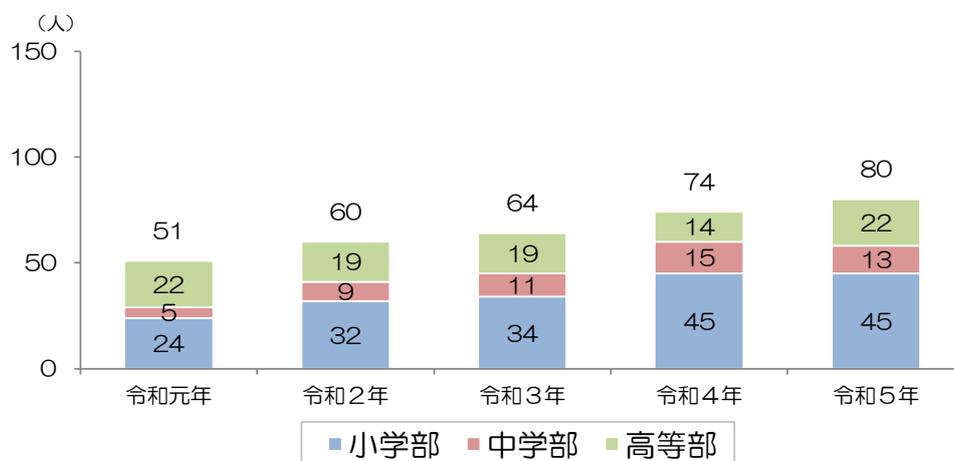
特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数は、少子化が進む中、いずれも増加傾向で推移しています。

特に特別支援学校の児童生徒数は、令和元年時点と比較して1.5倍以上に増加しています。

・特別支援学級の児童生徒数



・特別支援学校の児童生徒数



※文部科学省「学校基本調査」(各年5月1日時点)

特別支援学校の児童生徒数は、小林こすもす支援学校(旧 都城きりしま支援学校小林校)の児童生徒総数

4 アンケート調査結果からみた本市の状況

(1) 調査の目的

障がい者や障がい福祉サービス等に係る実情、ニーズ等を踏まえた本計画及び「第7期 小林市障がい福祉計画・第3期小林市障がい児福祉計画」（令和5年度策定）を策定することや、今後の障がい者福祉推進に係る基礎資料とすることなどを目的に、障害者手帳所持者や障がい児通所支援サービス利用者等を対象とする「障害者手帳所持者等アンケート調査」及び障がい福祉サービス等を提供する市内事業所を対象とする「障がい福祉サービス等事業所アンケート調査」を実施しました。

(2) 調査概要

| 調査種別 | 障害者手帳所持者等アンケート調査 | | 障がい福祉サービス等事業所アンケート調査 |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| | 障がい者調査 | 障がい児調査 | |
| 調査対象 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している 18 歳以上の市民 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している、もしくは児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している 18 歳未満の市民（保護者が回答） | 障がい福祉サービス等を提供する市内事業所 |
| 調査期間 | 令和5年8月 | | |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送もしくはWebによる回収 | | |
| 配布数 | 1,500 件 | 328 件 | 50 件 |
| 有効回答数 | 644 件 | 138 件 | 37 件 |
| 有効回答率 | 42.9% | 42.1% | 74.0% |

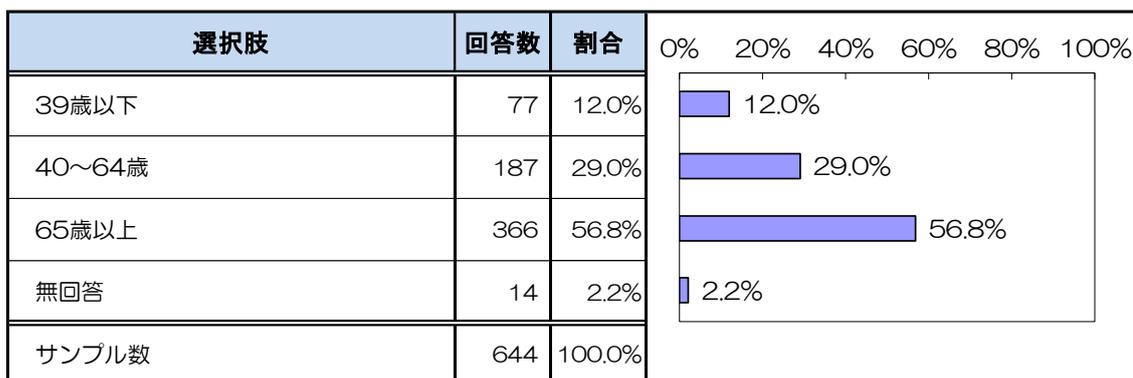
(3) 障害者手帳所持者等アンケート調査結果（抜粋）

① 調査対象者の属性

ア) 年齢（令和5年4月1日時点）

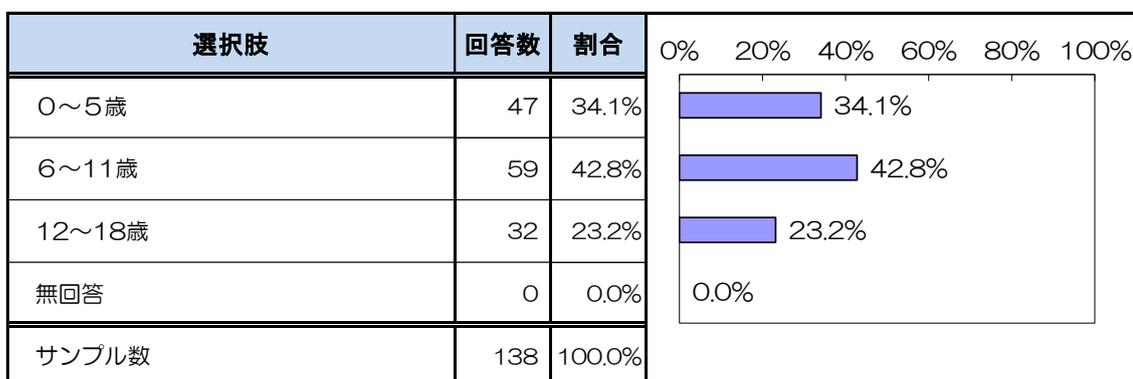
・障がい者調査

「39歳以下」が12.0%、「40～64歳」が29.0%、「65歳以上」が56.8%となっています。



・障がい児調査

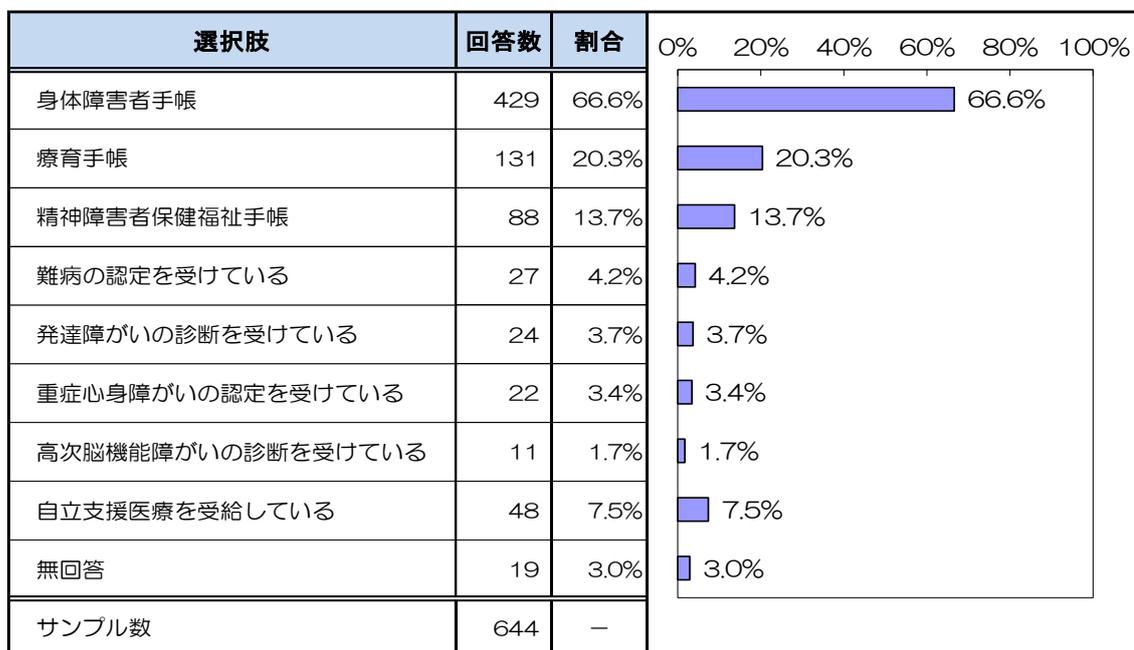
障がい児調査では、「0～5歳」が34.1%、「6～11歳」が42.8%、「12～18歳」が23.2%となっています。



イ) 所持する手帳や医師から診断を受けた内容

・障がい者調査

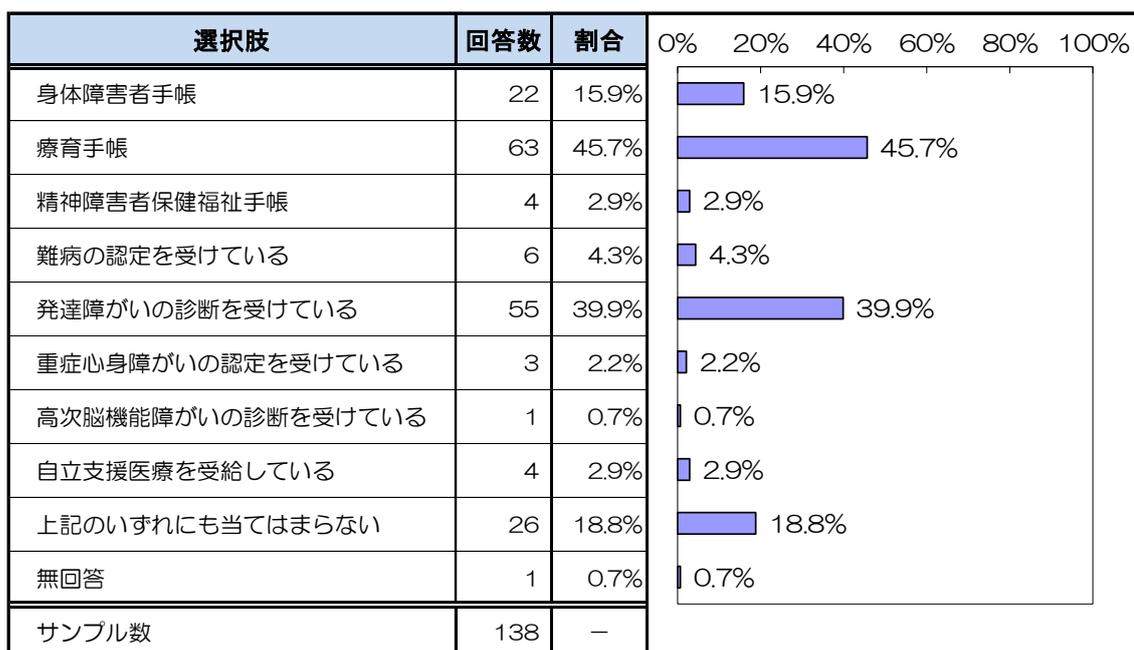
「身体障害者手帳」が66.6%と最も高く、次いで、「療育手帳」の20.3%、「精神障害者保健福祉手帳」の13.7%の順となっています。



※複数回答可

・障がい児調査

障がい児調査では、「療育手帳」が45.7%と最も高く、次いで、「発達障がいの診断を受けている」の39.9%、「上記のいずれにも当てはまらない」の18.8%の順となっています。



※複数回答可

ウ) 医療的ケアの有無

・障がい者調査

「受けている」が16.1%、「受けていない」が75.6%となっています。



・障がい児調査

「受けている」が8.0%、「受けていない」が89.1%となっています。



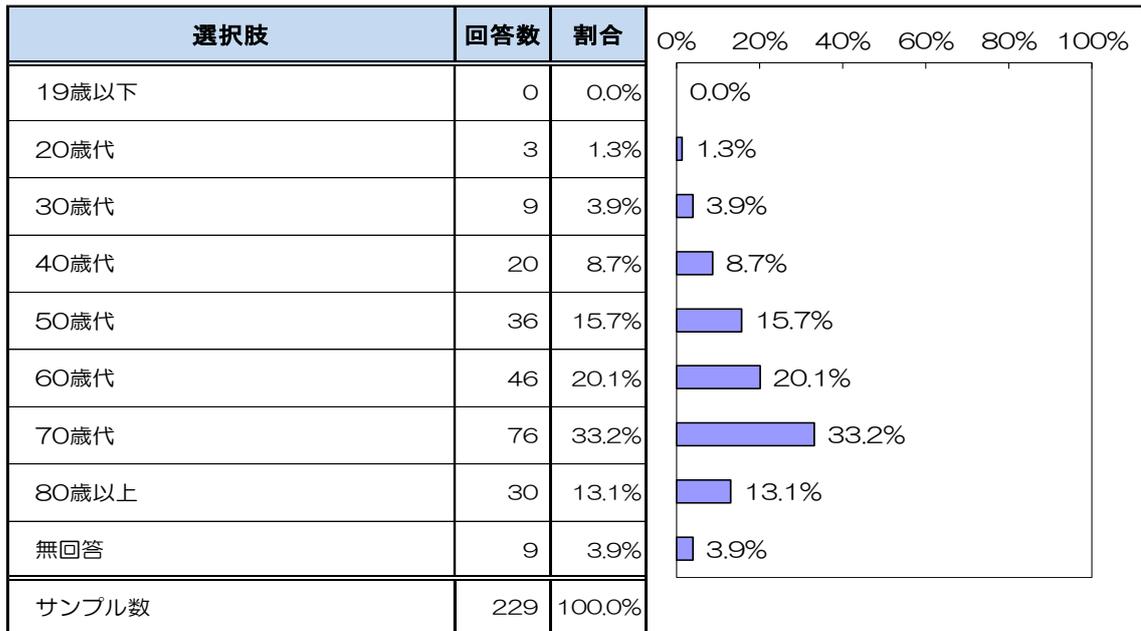
※医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（自宅や学校など）で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す

② 日常生活を支える主な家族の年齢・健康状態

ア) 年齢

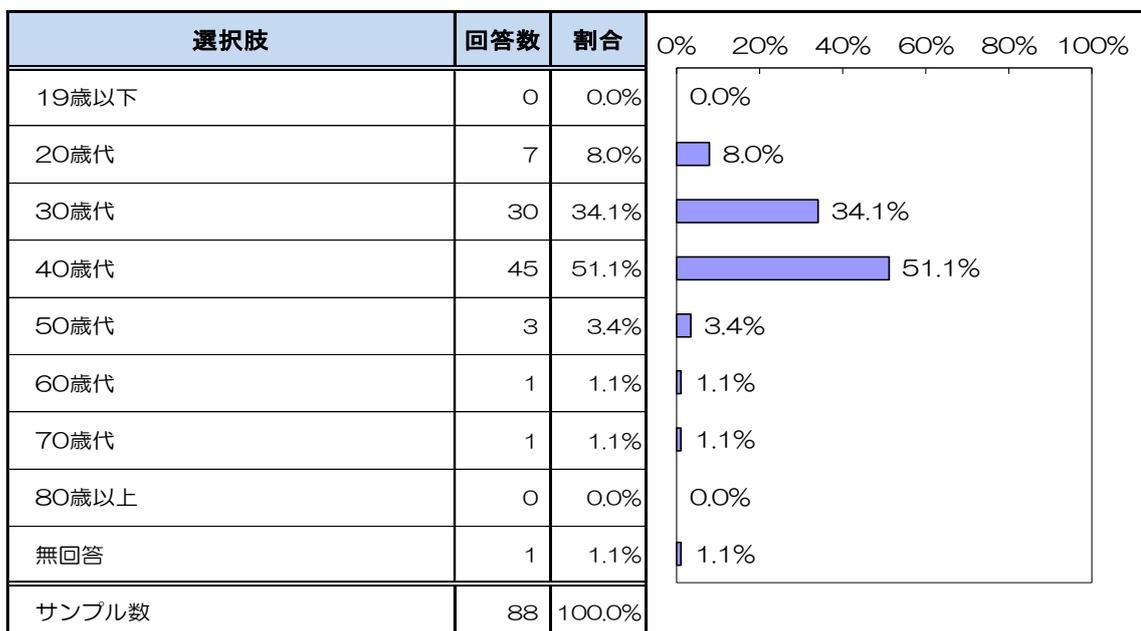
・障がい者調査

家族が日常生活の手助けを行っている場合における「特に中心となって支援を行っている家族」の年齢について、障がい者調査では、「70歳代」が33.2%と最も高く、次いで、「60歳代」の20.1%、「50歳代」の15.7%の順となっており、60歳以上で66.4%を占めています。



・障がい児調査

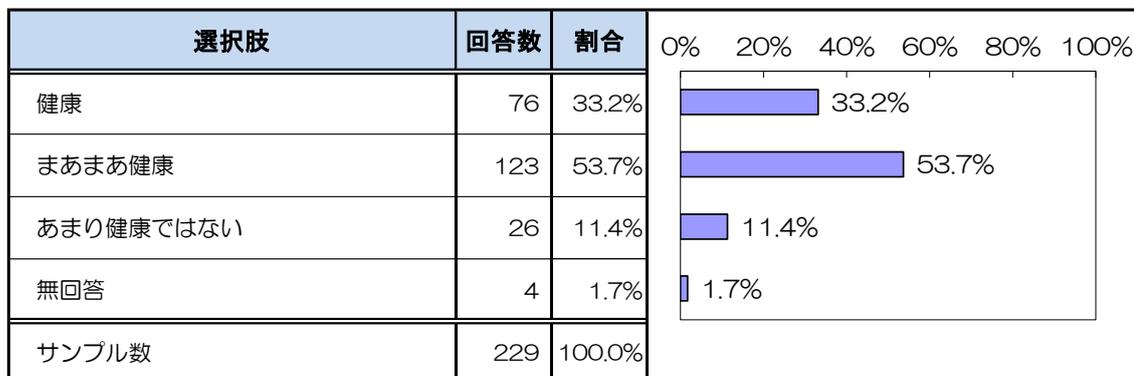
「40歳代」が51.1%と最も高く、次いで、「30歳代」の34.1%の順となっています。



イ) 健康状態

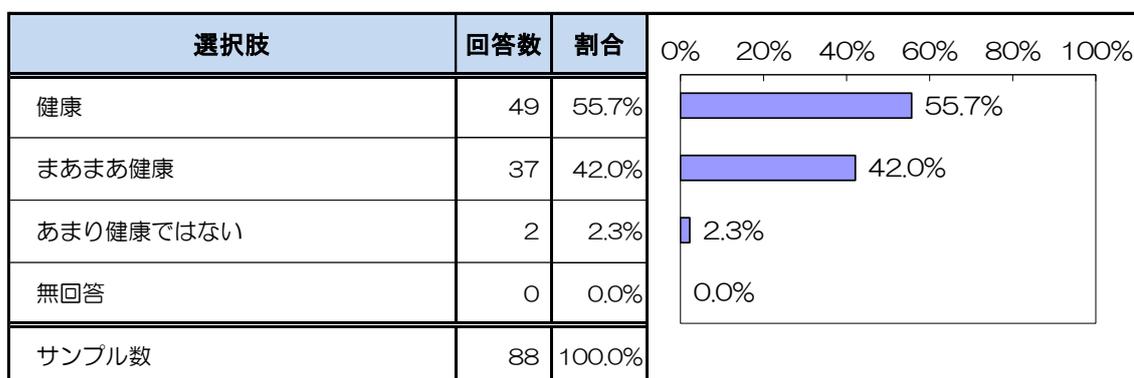
・障がい者調査

家族が日常生活の手助けを行っている場合における「特に中心となって支援を行っている家族」の健康状態について、「健康」が33.2%、「まあまあ健康」が53.7%、「あまり健康ではない」が11.4%となっています。



・障がい児調査

「健康」が55.7%、「まあまあ健康」が42.0%、「あまり健康ではない」が2.3%となっています。



③ 暮らしの現状と希望（障がい者調査）

ア) 現在の暮らしと3年後に希望する暮らし

「現在の暮らし」については、「家族と同居」が63.8%と最も高く、次いで、「一人暮らし」の18.3%、「社会福祉施設に入所」の7.5%の順となっています。

一方、「3年後に希望する暮らし」については、「家族と同居」が54.5%と最も高く、次いで、「一人暮らし」の14.4%、「わからない、特に希望はない」の11.0%の順となっており、「現在の暮らし」への回答内容と比較して、「グループホームで生活」「社会福祉施設に入所、または病院に入院」の割合に大きな違いはみられないことから、現状の暮らしの継続を希望している人が多いと考えられます。

・現在の暮らし

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 0% 20% 40% 60% 80% 100% |
|------------|-----|--------|-------------------------|
| 一人暮らし | 118 | 18.3% | 18.3% |
| 家族と同居 | 411 | 63.8% | 63.8% |
| グループホームで生活 | 36 | 5.6% | 5.6% |
| 社会福祉施設に入所 | 48 | 7.5% | 7.5% |
| 病院に入院 | 22 | 3.4% | 3.4% |
| その他 | 1 | 0.2% | 0.2% |
| 無回答 | 8 | 1.2% | 1.2% |
| サンプル数 | 644 | 100.0% | |

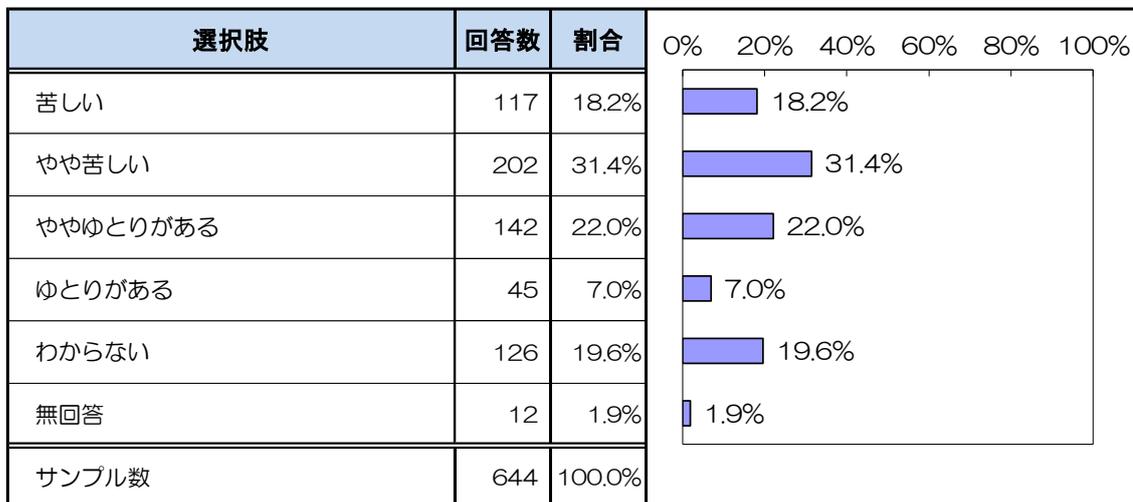
・3年後に希望する暮らし

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 0% 20% 40% 60% 80% 100% |
|--------------------|-----|--------|-------------------------|
| 一人暮らし | 93 | 14.4% | 14.4% |
| 家族と同居 | 351 | 54.5% | 54.5% |
| グループホームで生活 | 39 | 6.1% | 6.1% |
| 社会福祉施設に入所、または病院に入院 | 64 | 9.9% | 9.9% |
| その他 | 8 | 1.2% | 1.2% |
| わからない、特に希望はない | 71 | 11.0% | 11.0% |
| 無回答 | 18 | 2.8% | 2.8% |
| サンプル数 | 644 | 100.0% | |

イ) 経済的状況

「やや苦しい」が31.4%と最も高く、次いで、「ややゆとりがある」の22.0%、「わからない」の19.6%の順となっています。

回答者の約半数が「経済的に苦しい」と回答しており、自立支援を含む、経済的支援の必要性が高くなっています。

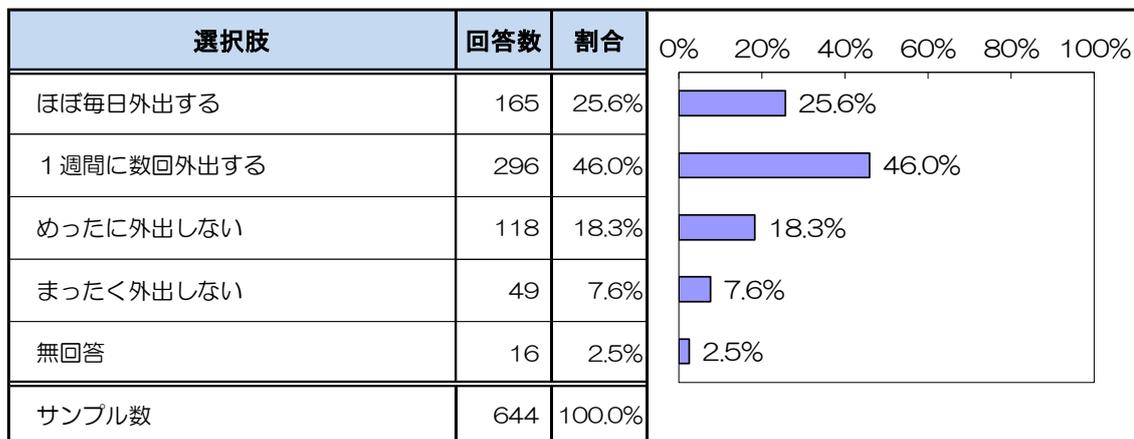


④ 外出

ア) 外出頻度

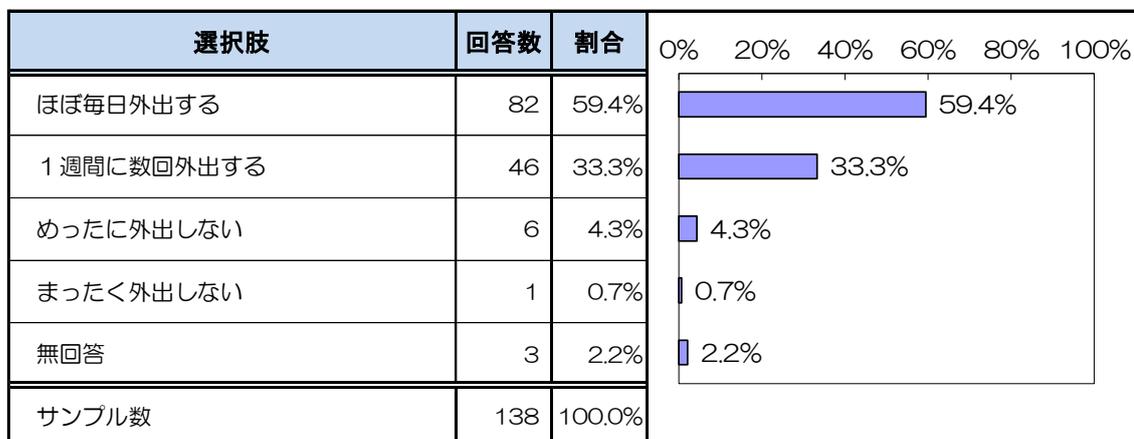
・障がい者調査

「1週間に数回外出する」が46.0%と最も高く、次いで、「ほぼ毎日外出する」の25.6%、「めったに外出しない」の18.3%の順となっています。



・障がい児調査

「ほぼ毎日外出する」が59.4%と最も高く、次いで、「1週間に数回外出する」の33.3%、「めったに外出しない」の4.3%の順となっています。

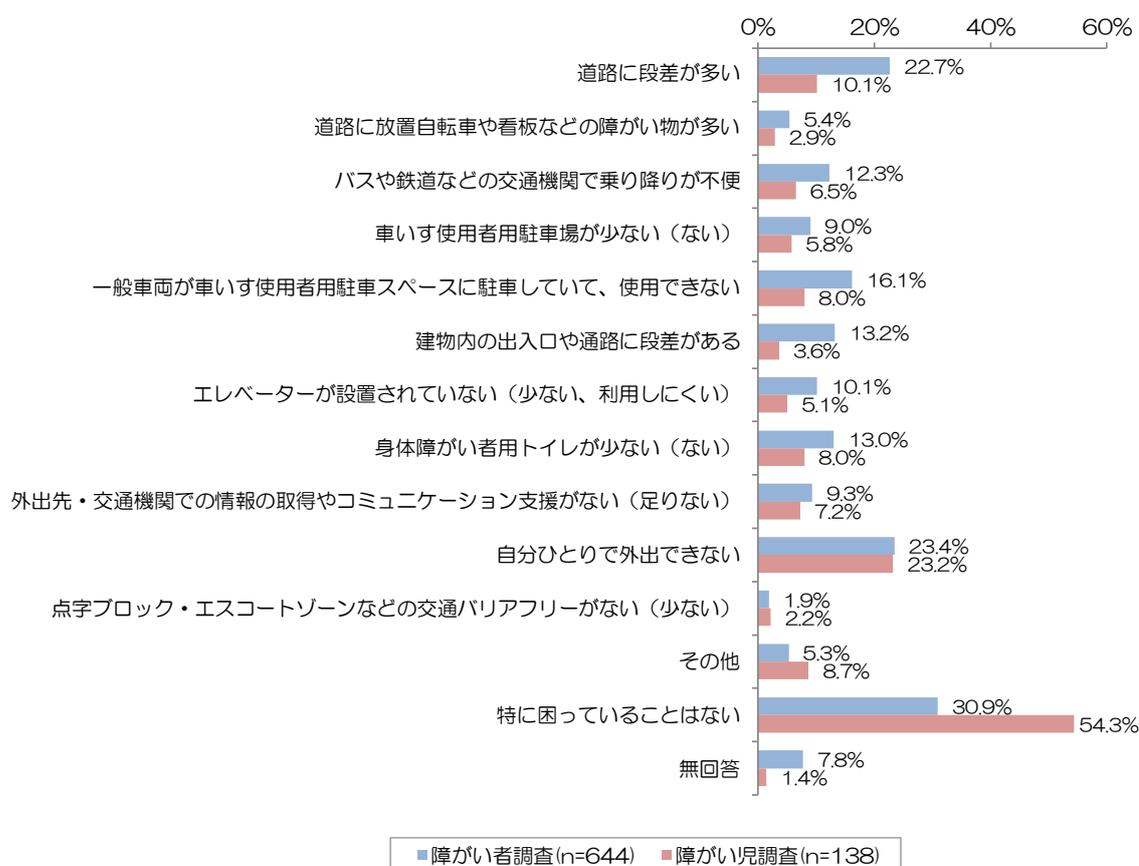


イ) 外出時の困りごと

両調査において、「特に困っていることはない」への回答割合が最も高くなっていますが、「何らかの困りごとがある」と回答した割合が、障がい者調査では6割、障がい児調査では4割を超えています。

具体的な困りごとについて、障がい者調査では、「自分ひとりで外出できない」が23.4%と最も高く、次いで、「道路に段差が多い」の22.7%、「一般車両が車いす使用者用駐車スペースに駐車していて、使用できない」の16.1%の順となっています。

障がい児調査では、「(障がいがあるために) お子さまひとりで外出できない」が23.2%と最も高く、次いで、「道路に段差が多い」の10.1%、「その他」の8.7%の順となっています。

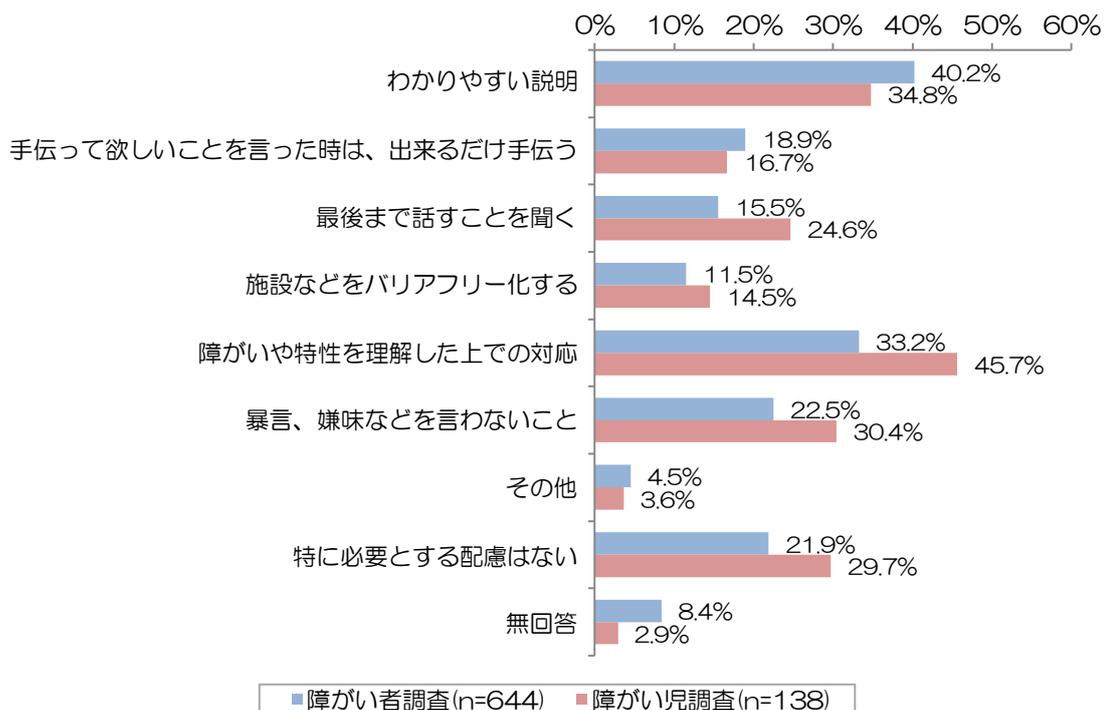


※複数回答可

ウ) 市役所、学校、会社、お店等に求める配慮

障がい者調査では、「わかりやすい説明」が 40.2%と最も高く、次いで、「障がいや特性を理解した上での対応」の 33.2%、「暴言、嫌味などを言わないこと」の 22.5%の順となっています。

障がい児調査では、「障がいや特性を理解した上での対応」が 45.7%と最も高く、次いで、「わかりやすい説明」の 34.8%、「暴言、嫌味などを言わないこと」の 30.4%の順となっています。



※複数回答可

工) コミュニケーションでの困りごとの有無と必要な情報を理解するために配慮すべきこと（障がい者調査）

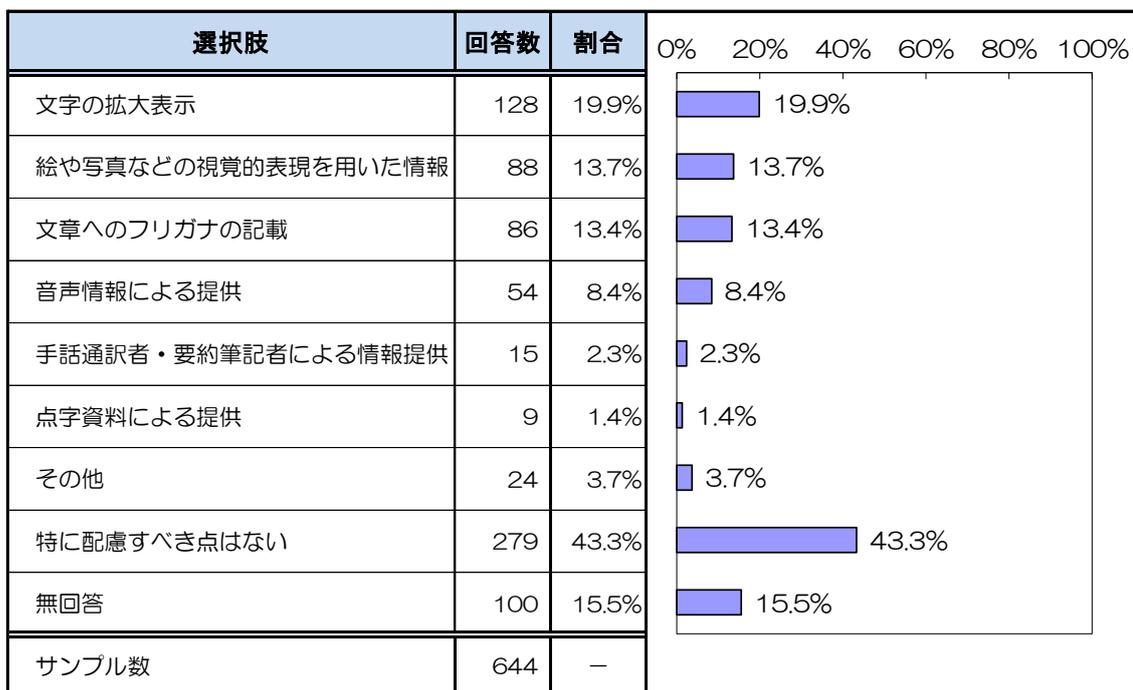
「コミュニケーションでの困りごとの有無」については、「ある」が25.2%、「ない」が65.8%となっています。

「必要な情報を理解するために配慮すべきこと」については、「特に配慮すべき点はない」が43.3%と最も高くなっていますが、具体的に配慮すべき点としては、「文字の拡大表示」が19.9%と最も高く、次いで、「絵や写真などの視覚的表現を用いた情報」の13.7%、「文章へのフリガナの記載」の13.4%の順となっています。

・ コミュニケーションでの困りごとの有無



・ 必要な情報を理解するために配慮すべきこと



※複数回答可

⑤ 雇用・就労（障がい者調査）

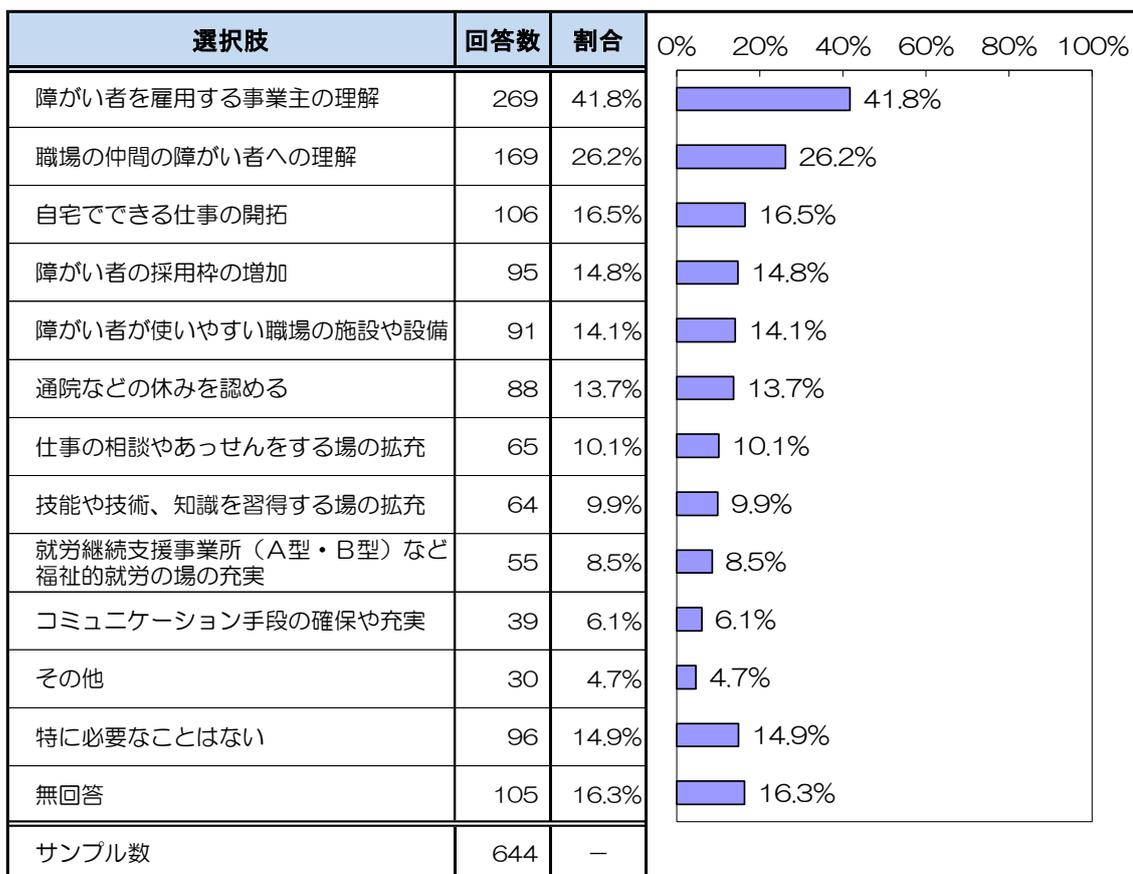
ア) 現在の就労状況

「している（現在、仕事をしている（就労継続支援事業所を含む）」に回答した割合は29.2%となっており、年齢が低くなるほどその割合は高くなっています。



イ) 障がい者の就労のために必要なこと

「障がい者を雇用する事業主の理解」が41.8%と最も高く、次いで、「職場の仲間の障がい者への理解」の26.2%の順となっており、雇用主・同僚の理解が必要であると考えている人が多くなっています。



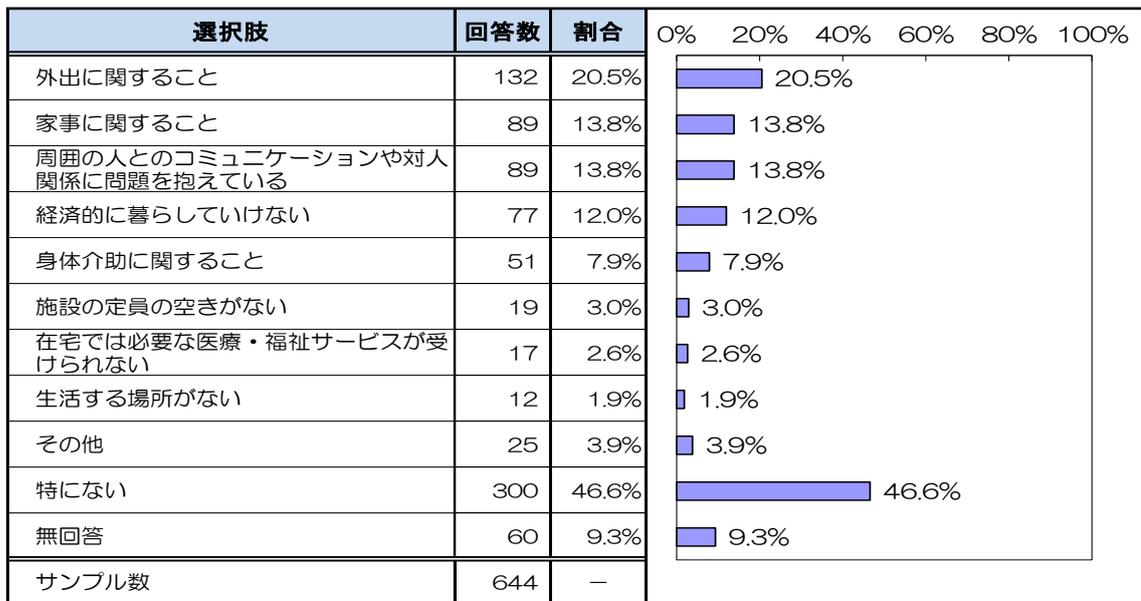
※複数回答可

⑥ 相談支援

ア) 抱えている困りごと

・障がい者調査

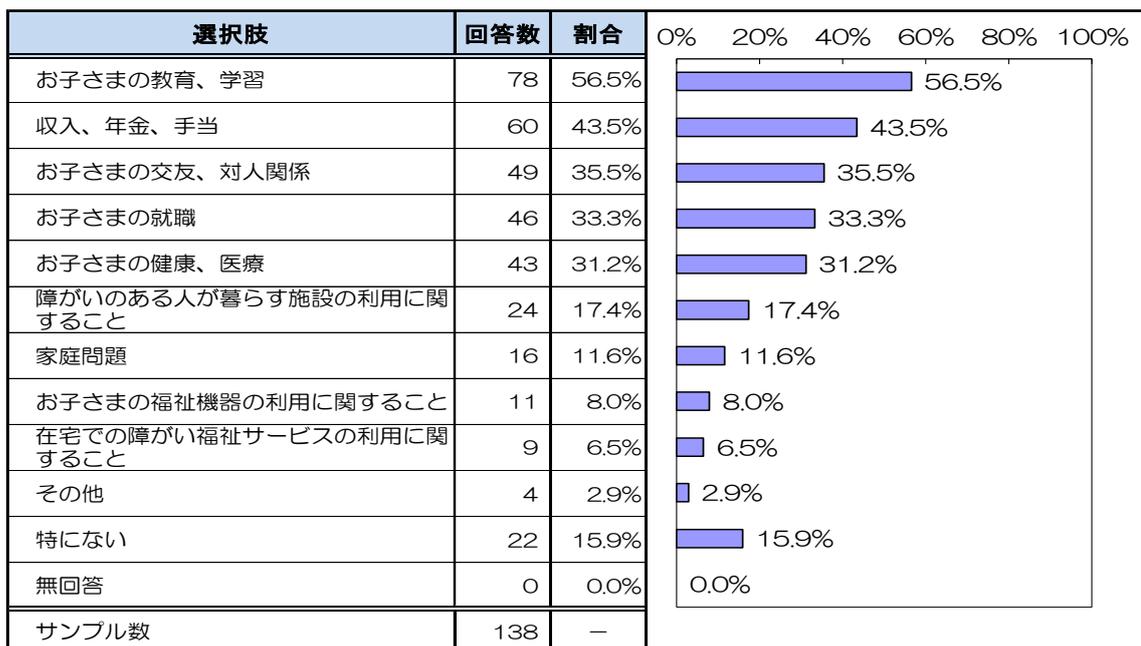
「特にない」が46.6%と最も高くなっていますが、具体的な困りごととしては、「外出に関すること」が20.5%と最も高く、次いで、「家事に関すること」「周囲の人とのコミュニケーションや対人関係に問題を抱えている」の13.8%となっています。



※複数回答可

・障がい児調査

「お子さまの教育、学習」が56.5%と最も高く、次いで、「収入、年金、手当」の43.5%、「お子さまの交友、対人関係」の35.5%の順となっています。

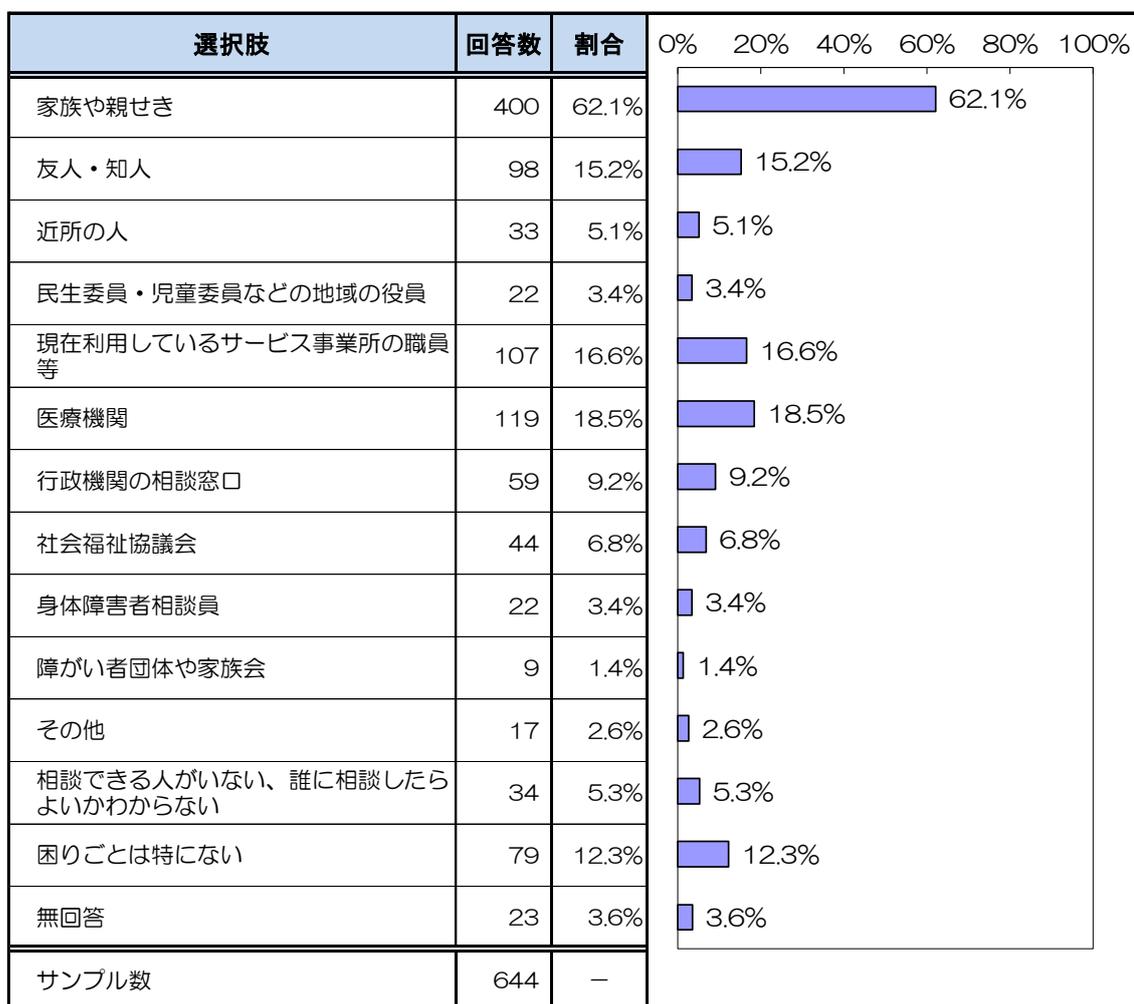


※複数回答可

イ) 相談相手

・障がい者調査

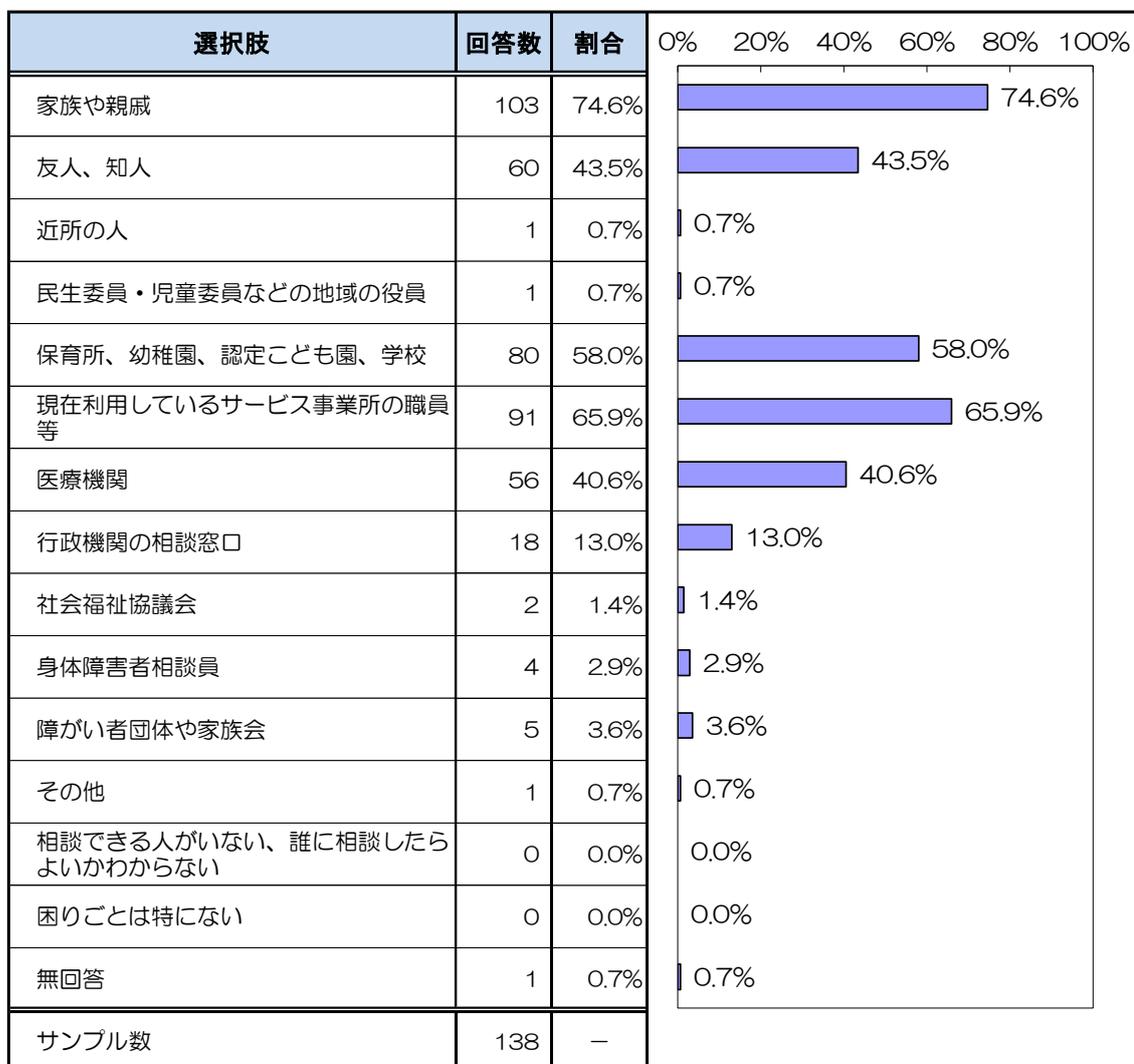
「家族や親せき」が62.1%と最も高くなっています。



※複数回答可

・障がい児調査

「家族や親戚」が74.6%と最も高く、次いで、「現在利用しているサービス事業所の職員等」の65.9%、「保育所、幼稚園、認定こども園、学校」の58.0%の順となっています。

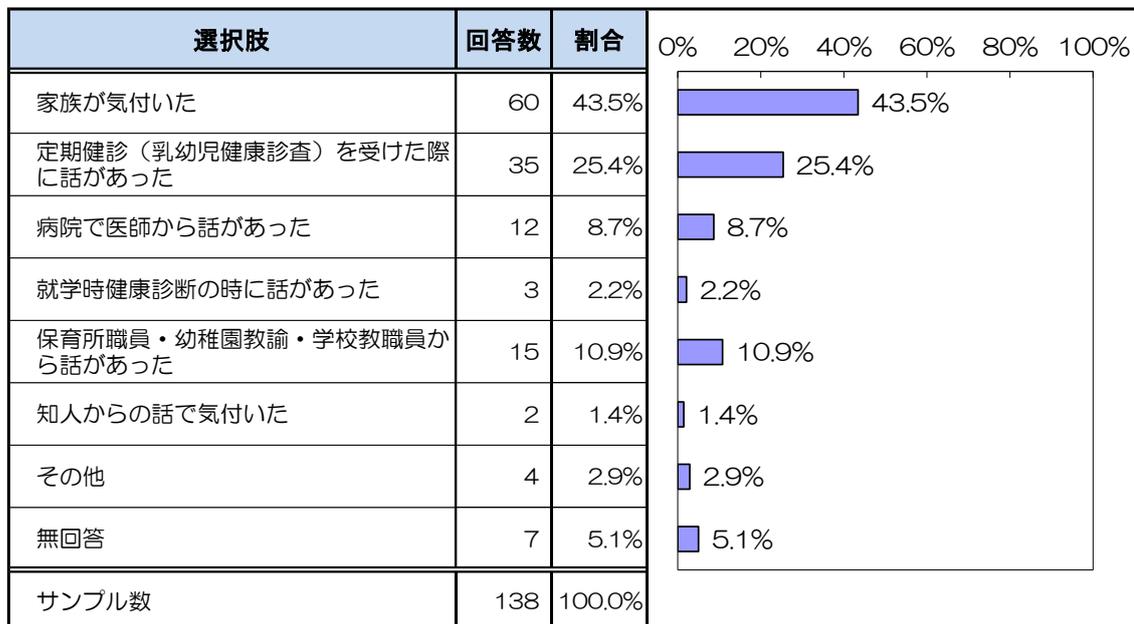


※複数回答可

⑦ 療育・教育（障がい児調査）

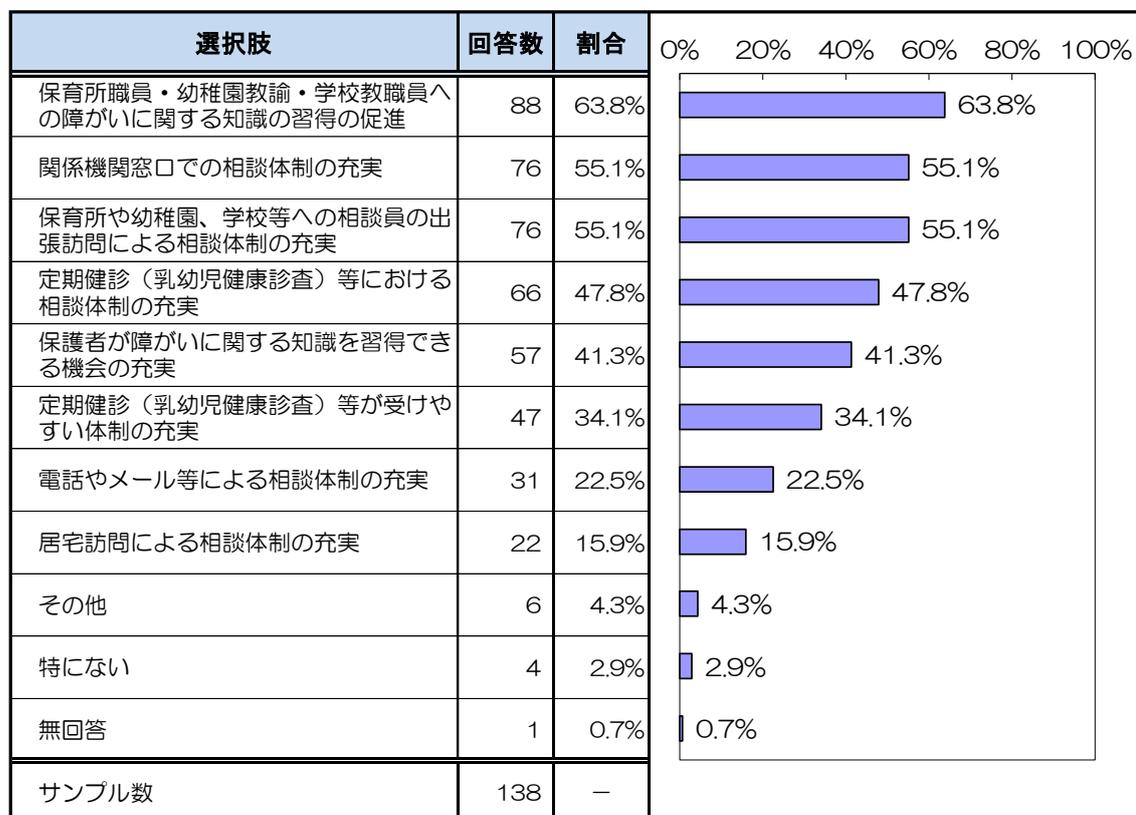
ア) 障がい等に気づいたきっかけ

「家族が気付いた」が 43.5%と最も高くなっていますが、家族以外からの指摘等がきっかけとなったケースも5割を超えています。



イ) 早期支援につなげるために必要なこと

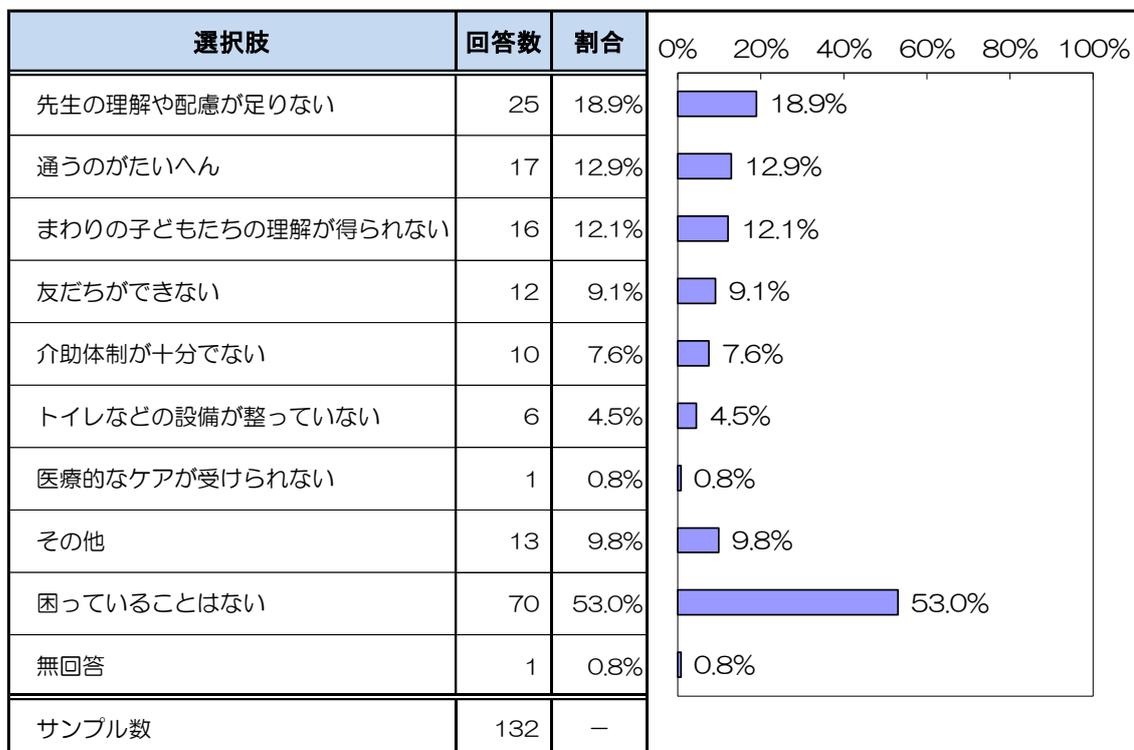
「保育所職員・幼稚園教諭・学校教職員への障がいに関する知識の習得の促進」が63.8%と最も高く、次いで、「関係機関窓口での相談体制の充実」「保育所や幼稚園、学校等への相談員の出張訪問による相談体制の充実」の55.1%の順となっています。



※複数回答可

ウ) 教育・保育施設、学校等での困りごと

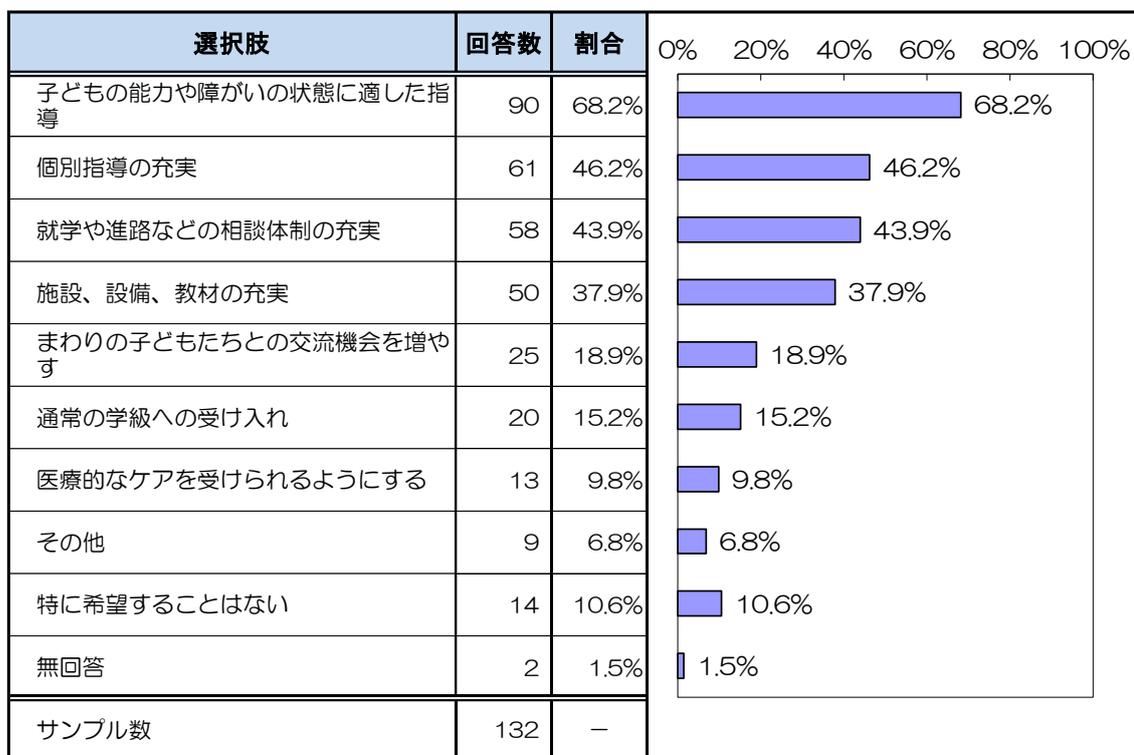
「困っていることはない」が 53.0%と最も高くなっていますが、具体的な困りごととしては、「先生の理解や配慮が足りない」が 18.9%と最も高く、次いで、「通うのがたいへん」の 12.9%、「まわりの子どもたちの理解が得られない」の 12.1%の順となっています。



※複数回答可

工) 教育・保育施設、学校等へ望むこと

「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が68.2%と最も高く、次いで、「個別指導の充実」の46.2%、「就学や進路などの相談体制の充実」の43.9%の順となっています。



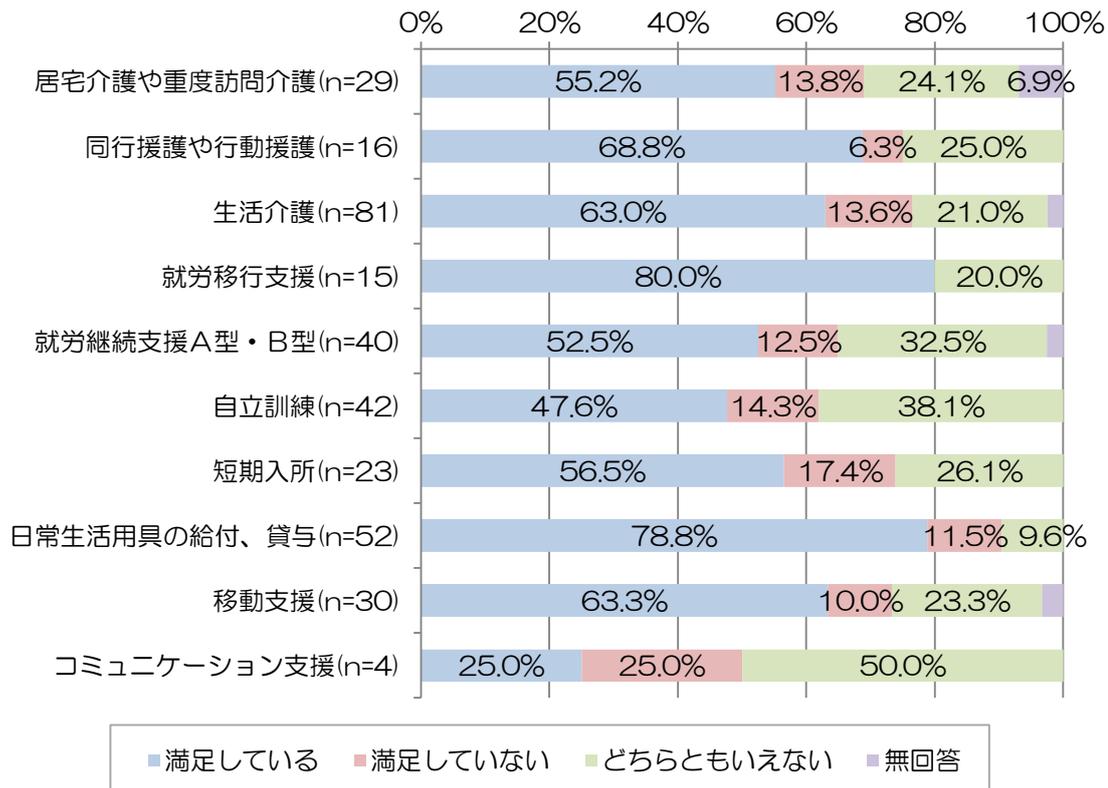
※複数回答可

⑧ 障がい福祉サービス等

ア) サービスの利用満足度

・障がい者調査

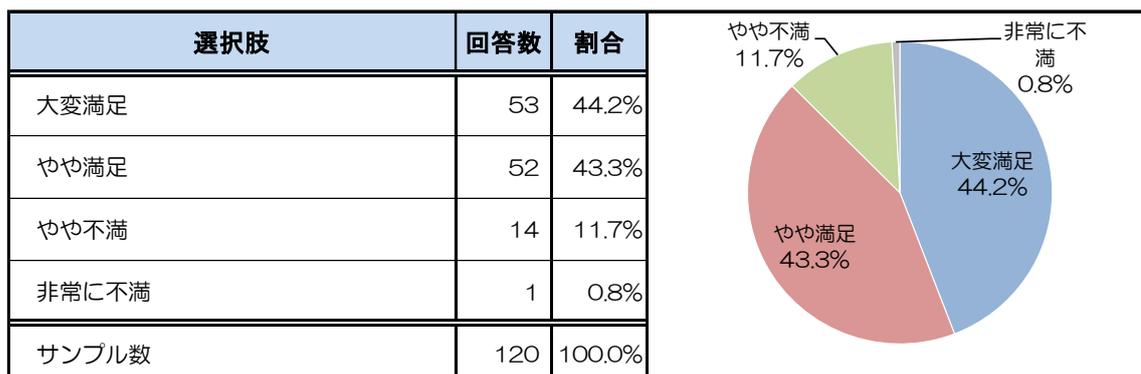
利用サービスごとの利用満足度について、「満足している」への回答割合が高い順に、「就労移行支援」「日常生活用具の給付、貸与」「同行援護や行動援護」となっており、「満足していない」への回答割合が高い順に「コミュニケーション支援」「短期入所」「自立訓練」の順となっています。



※nは、各サービスについて「利用している」と回答した人数

・障がい児調査

利用サービス全体の利用満足度について、「大変満足」「やや満足」を合わせた割合が87.5%となっています。

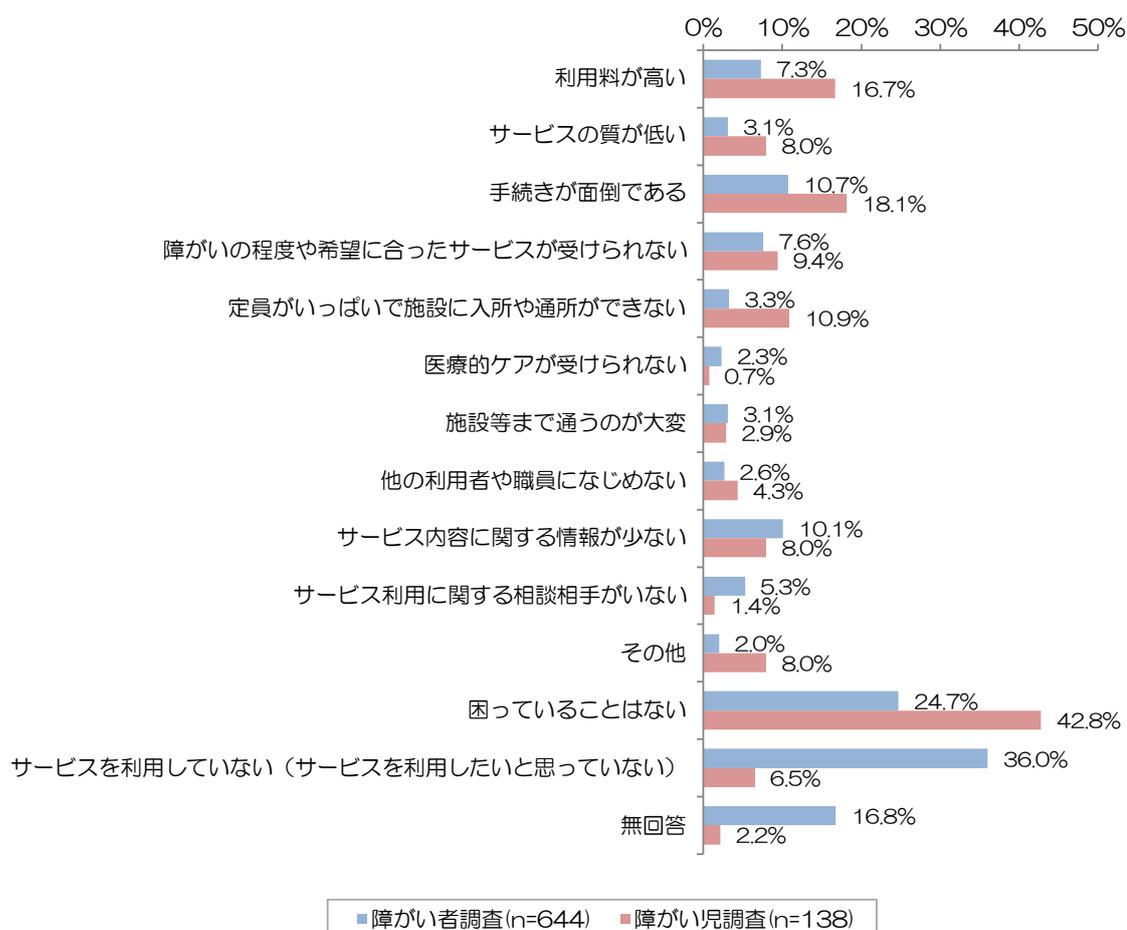


※「現在サービスを利用していない」「無回答」を除外

イ) サービス利用に係る困りごと

具体的な困りごとについて、障がい者調査では、「手続きが面倒である」が 10.7%と最も高く、次いで、「サービス内容に関する情報が少ない」の 10.1%の順となっています。

障がい児調査では、「手続きが面倒である」が 18.1%と最も高く、次いで、「利用料が高い」の 16.7%、「定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない」の 10.9%の順となっており、両調査において、「手続きが面倒である」への回答割合が最も高くなっています。



※複数回答可

⑨ 障がいに対する市民の理解

ア) 障がいがあることで不当な扱い等を受けた経験の有無

・障がい者調査

「ある」が23.8%、「ない」が69.7%となっています。



・障がい児調査

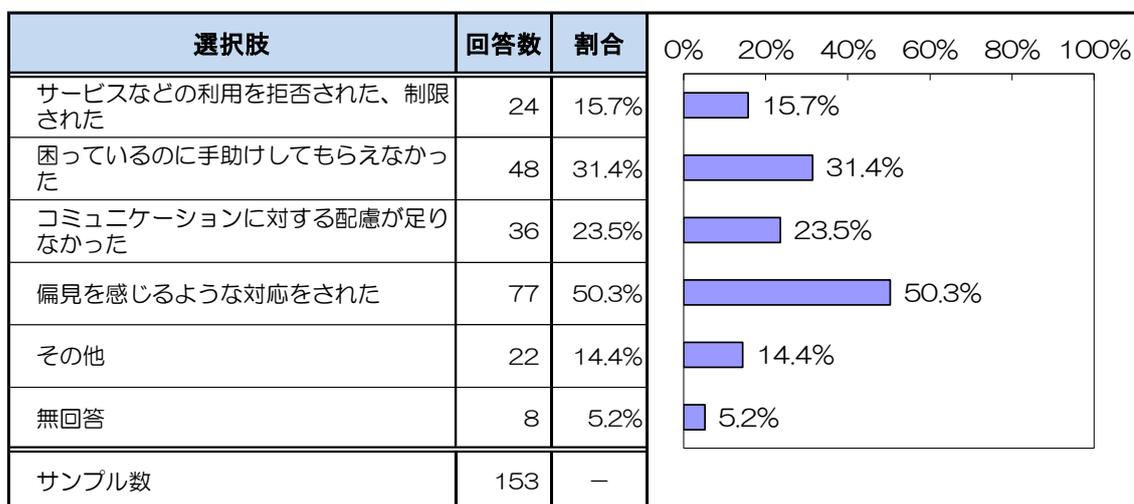
「ある」が22.5%、「ない」が73.9%となっています。



イ) 受けた不当な扱い等の内容

・障がい者調査

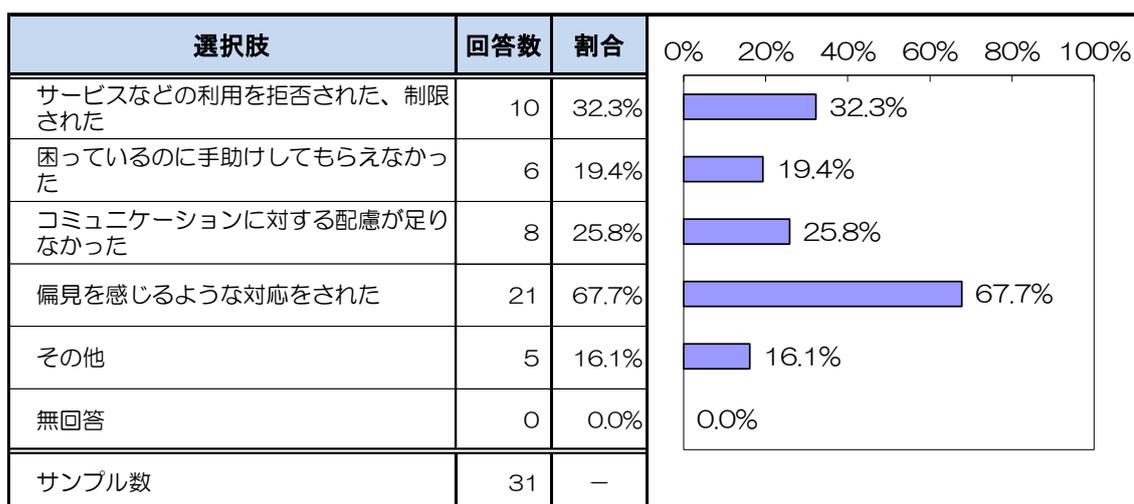
「偏見を感じるような対応をされた」が50.3%と最も高く、次いで、「困っているのに手助けしてもらえなかった」の31.4%、「コミュニケーションに対する配慮が足りなかった」の23.5%の順となっています。



※複数回答可

・障がい児調査

「偏見を感じるような対応をされた」が67.7%と最も高く、次いで、「サービスなどの利用を拒否された、制限された」の32.3%、「コミュニケーションに対する配慮が足りなかった」の25.8%の順となっています。

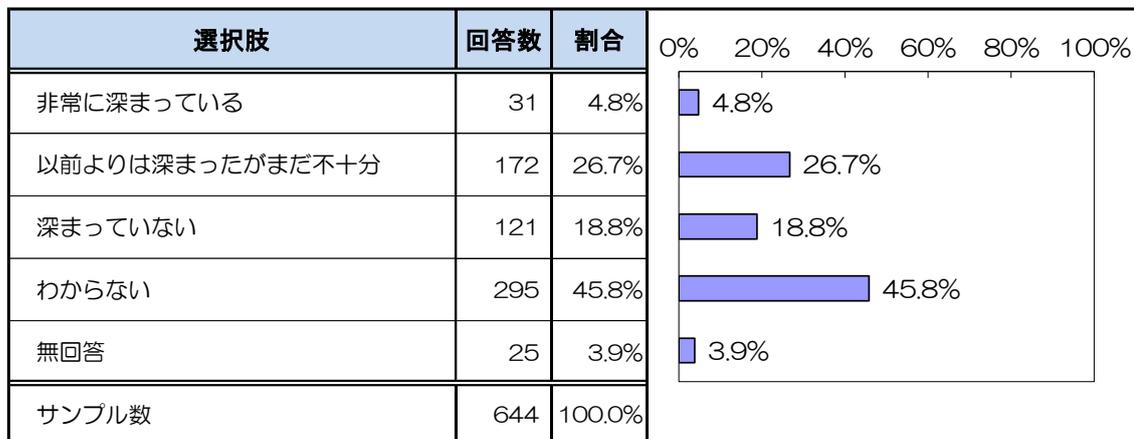


※複数回答可

ウ) 小林市民の障がい者（児）への理解と認識の深化

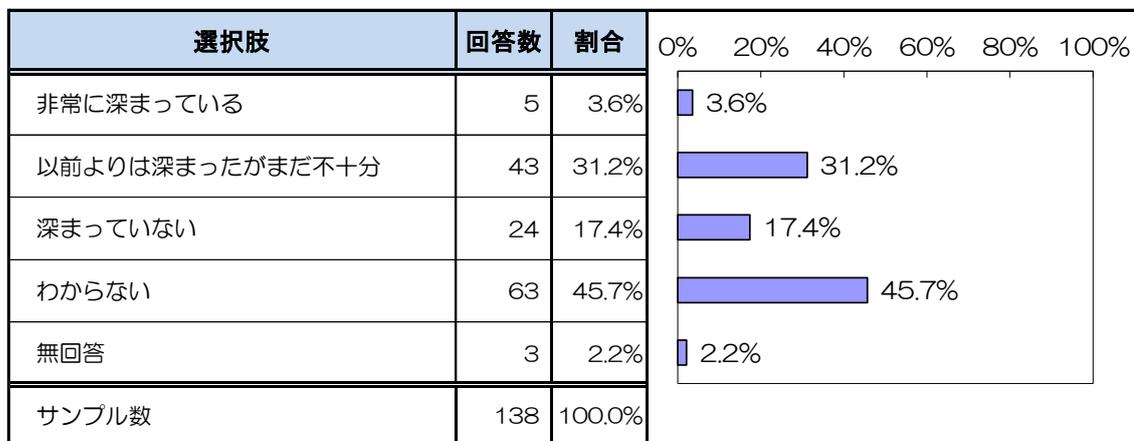
・障がい者調査

「わからない」が 45.8%と最も高く、次いで、「以前よりは深まったがまだ不十分」の 26.7%、「深まっていない」の 18.8%の順となっています。



・障がい児調査

「わからない」が 45.7%と最も高く、次いで、「以前よりは深まったがまだ不十分」の 31.2%、「深まっていない」の 17.4%の順となっています。



⑩ 防災

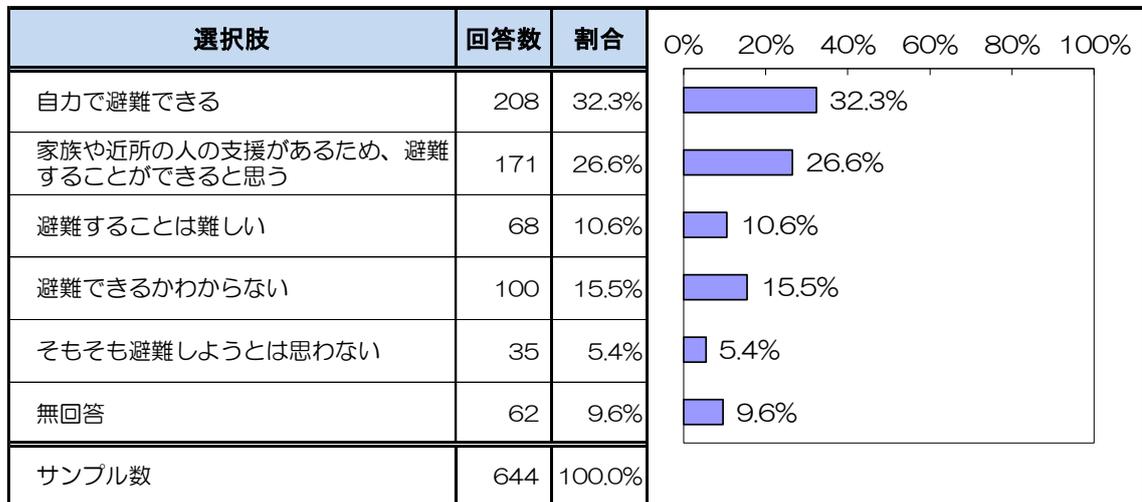
ア) 避難の可否

障がい者調査では、「自力で避難できる」が 32.3%と最も高く、次いで、「家族や近所の人支援があるため、避難することができると思う」の 26.6%、「避難できるかわからない」の 15.5%の順となっています。

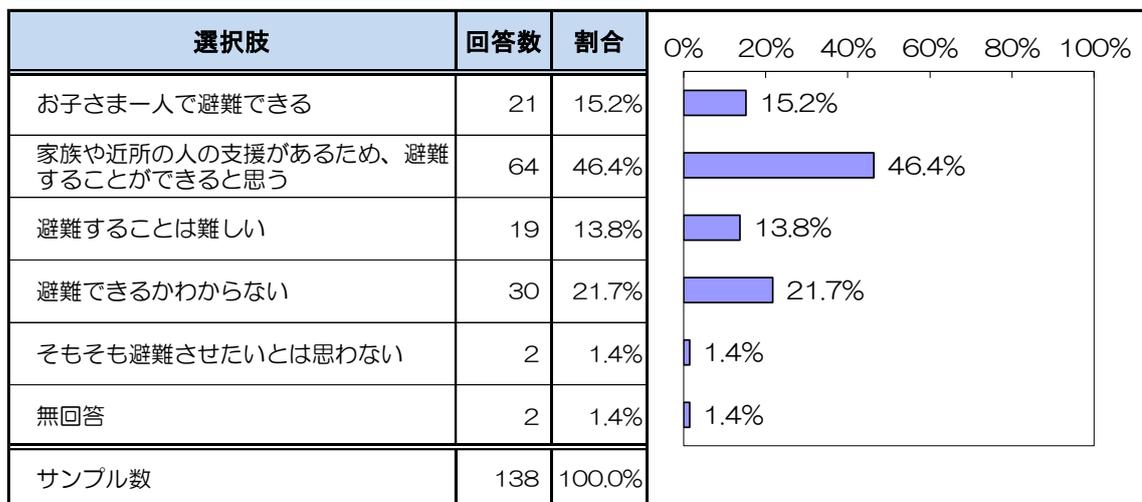
障がい児調査では、「家族や近所の人支援があるため、避難することができると思う」が 46.4%と最も高く、次いで、「避難できるかわからない」の 21.7%、「お子さま一人で避難できる」の 15.2%の順となっています。

「避難することは難しい」「避難できるかわからない」と回答した割合は、障がい者調査で 26.1%、障がい児調査で 35.5%に達しており、災害時において確実に避難することができる体制の確立が求められていると考えられます。

・ 障がい者調査



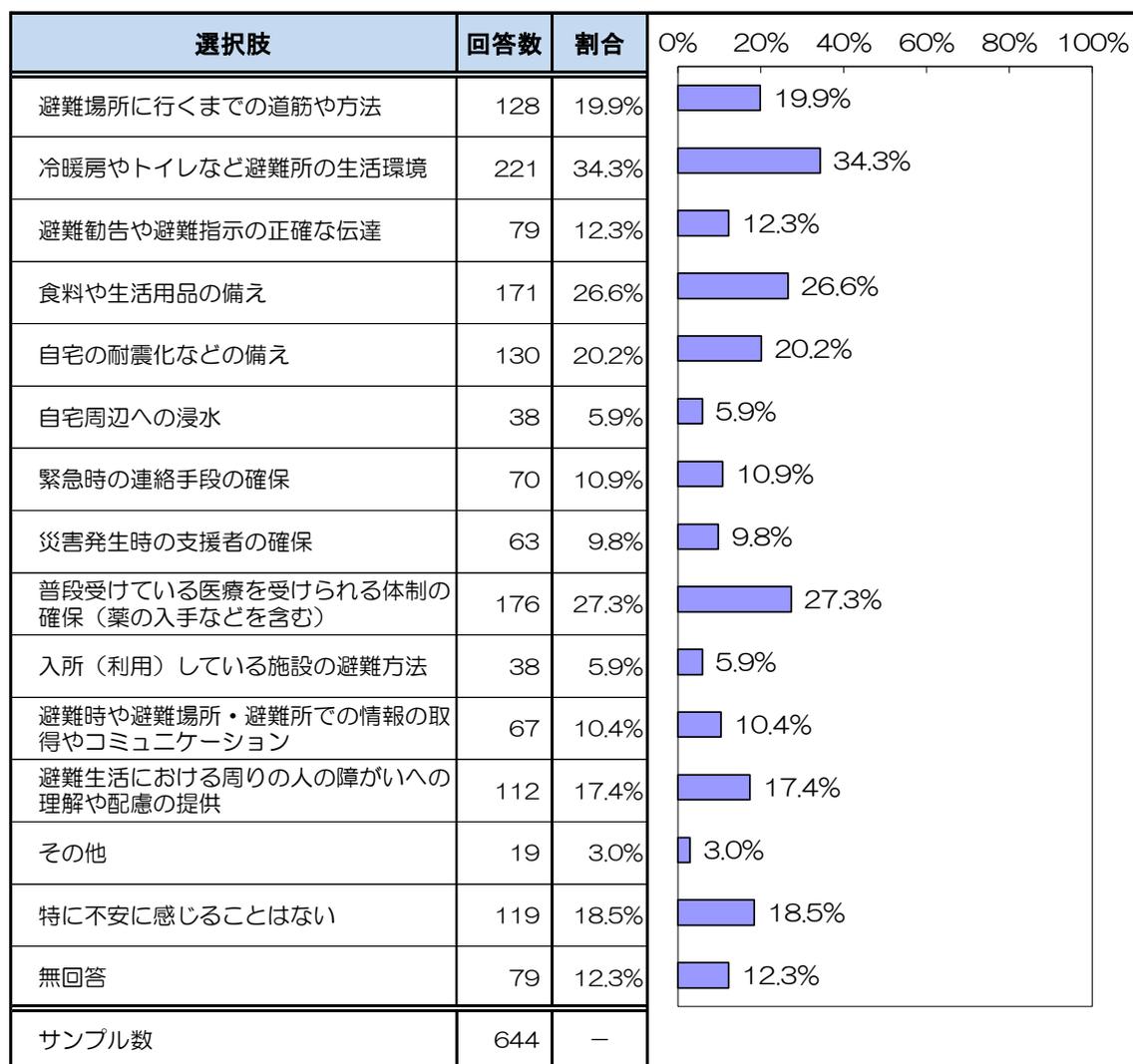
・ 障がい児調査



イ) 防災に関して不安に感じること

・障がい者調査

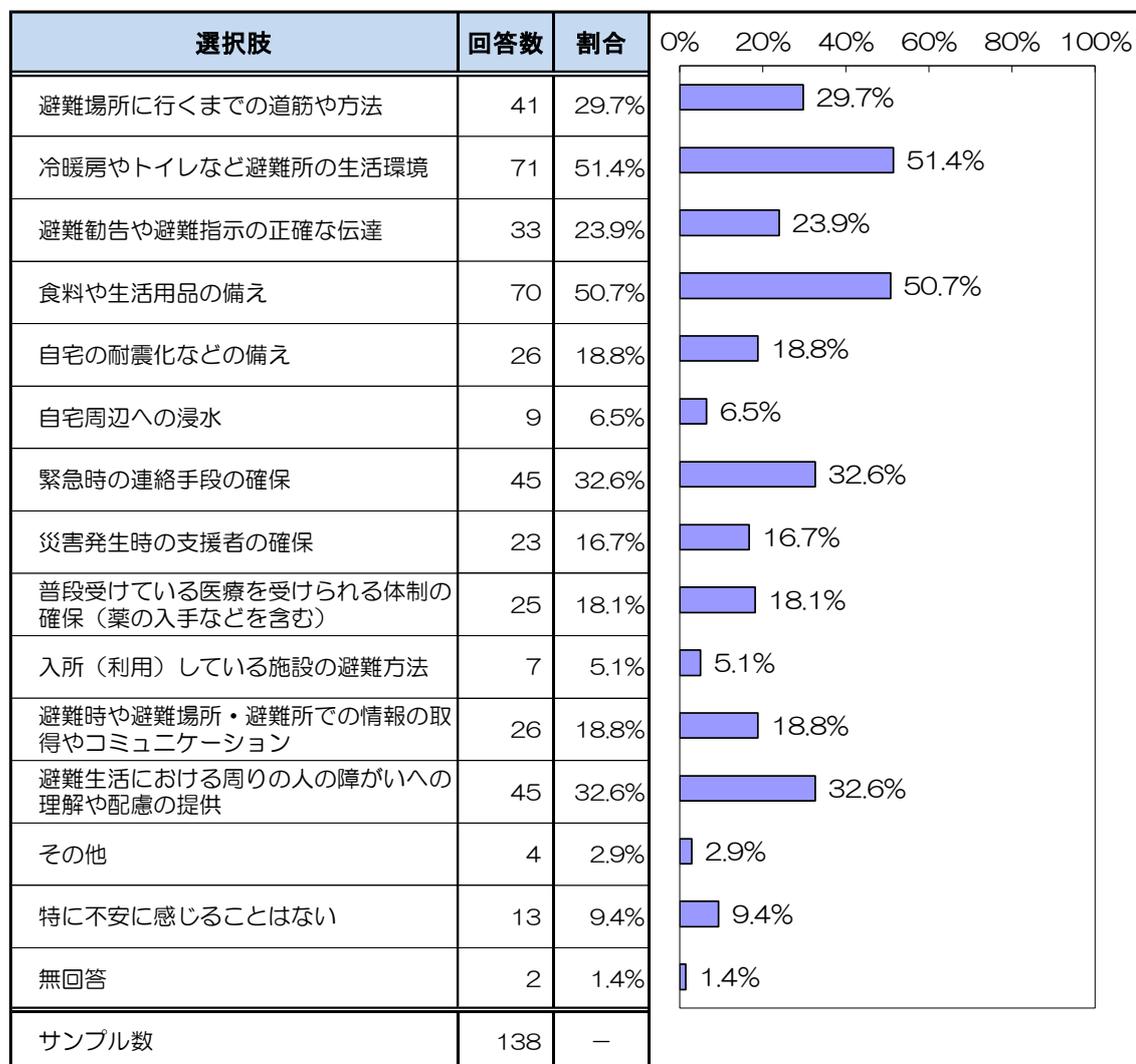
「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」が34.3%と最も高く、次いで、「普段受けている医療を受けられる体制の確保（薬の入手などを含む）」の27.3%、「食料や生活用品の備え」の26.6%の順となっています。



※複数回答可

・障がい児調査

「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」が51.4%と最も高く、次いで、「食料や生活用品の備え」の50.7%、「緊急時の連絡手段の確保」「避難生活における周りの人の障がいへの理解や配慮の提供」の32.6%の順となっています。



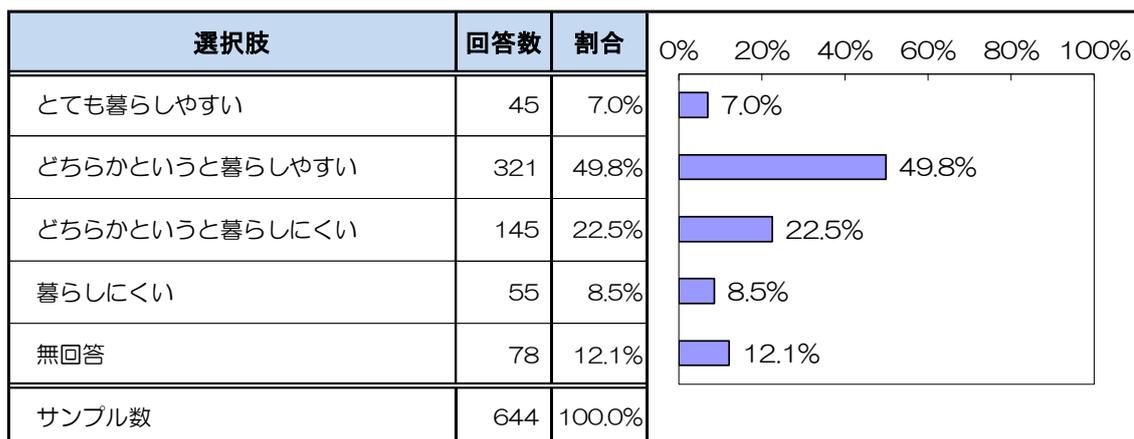
※複数回答可

⑪ 障がい者にとって暮らしやすいまちづくり

ア) 小林市の暮らしやすさ

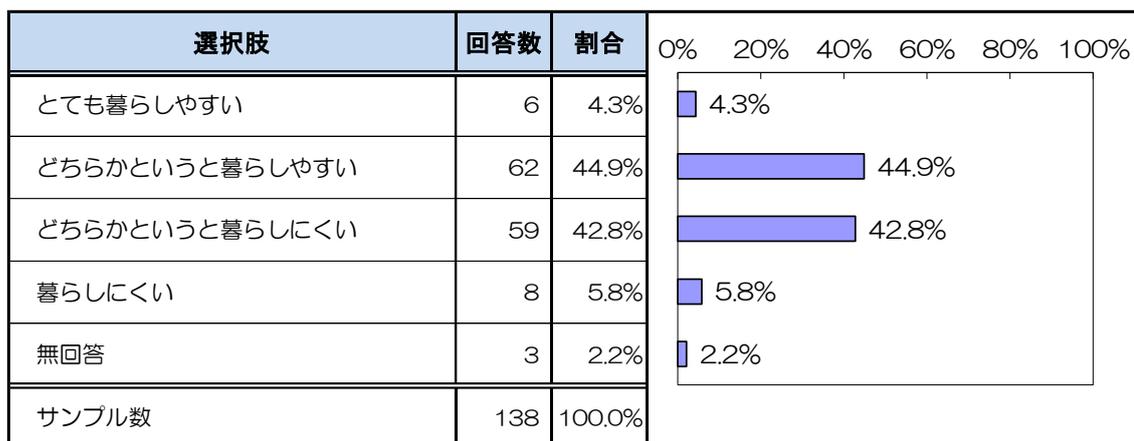
・障がい者調査

「どちらかという暮らしやすい」が49.8%と最も高く、次いで、「どちらかという暮らしにくい」の22.5%、「暮らしにくい」の8.5%の順となっており、「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」を合計した割合は56.8%となっています。



・障がい児調査

「どちらかという暮らしやすい」が44.9%と最も高く、次いで、「どちらかという暮らしにくい」の42.8%、「暮らしにくい」の5.8%の順となっており、「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」を合計した割合は49.3%となっています。



イ) 今後必要な取組

・障がい者調査

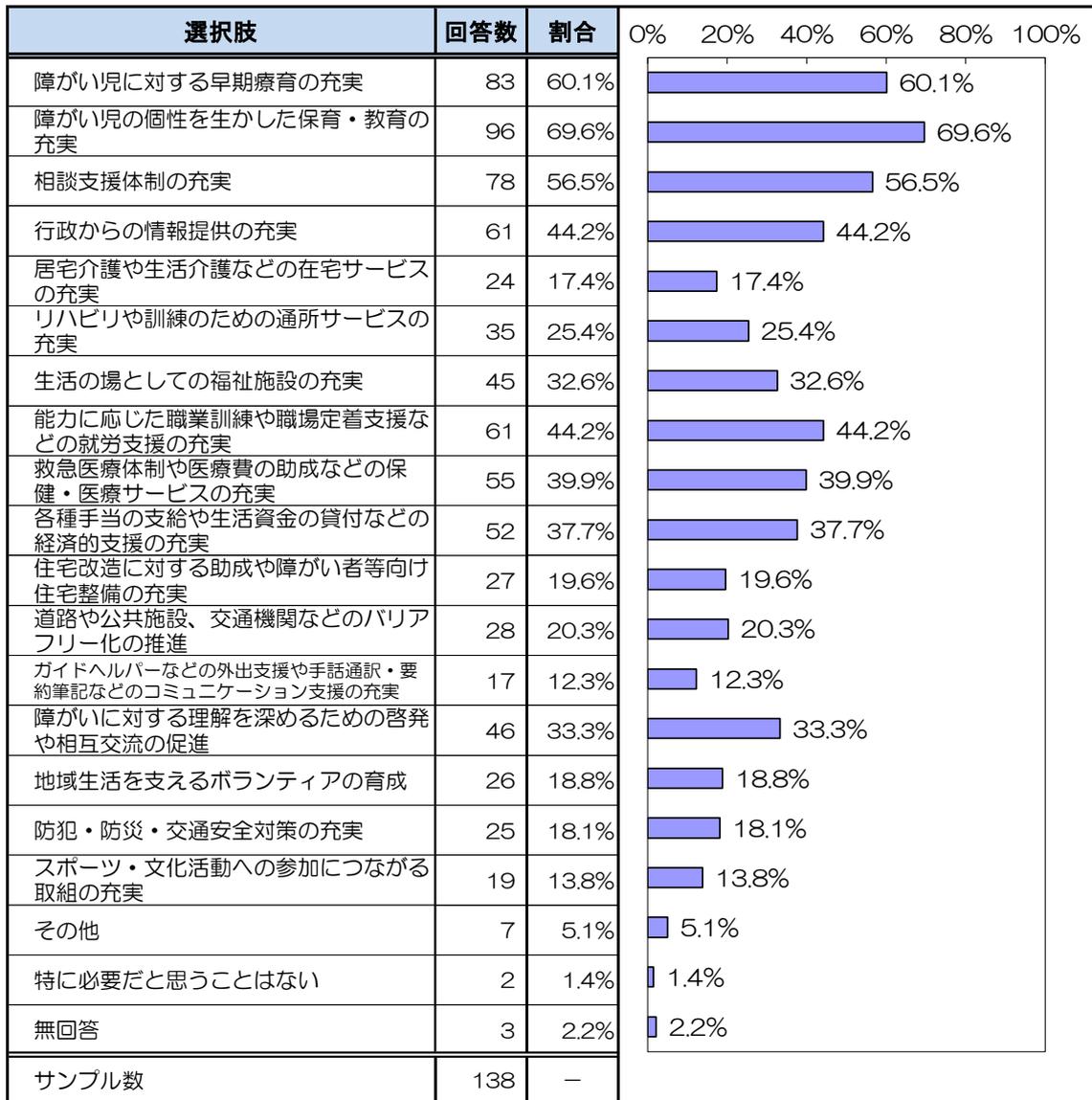
「相談支援体制の充実」が27.6%と最も高く、次いで、「各種手当の支給や生活資金の貸付などの経済的支援の充実」の24.4%、「行政からの情報提供の充実」の22.7%の順となっています。

| 選択肢 | 回答数 | 割合 | 0% | 20% | 40% | 60% | 80% | 100% |
|-------------------------------------------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|------|
| 障がい児に対する早期療育の充実 | 91 | 14.1% | 14.1% | | | | | |
| 障がい児の個性を生かした保育・教育の充実 | 114 | 17.7% | 17.7% | | | | | |
| 相談支援体制の充実 | 178 | 27.6% | 27.6% | | | | | |
| 行政からの情報提供の充実 | 146 | 22.7% | 22.7% | | | | | |
| 居宅介護や生活介護などの在宅サービスの充実 | 90 | 14.0% | 14.0% | | | | | |
| リハビリや訓練のための通所サービスの充実 | 120 | 18.6% | 18.6% | | | | | |
| 生活の場としての福祉施設の充実 | 121 | 18.8% | 18.8% | | | | | |
| 能力に応じた職業訓練や職場定着支援などの就労支援の充実 | 102 | 15.8% | 15.8% | | | | | |
| 救急医療体制や医療費の助成など、保健・医療サービスの充実 | 142 | 22.0% | 22.0% | | | | | |
| 各種手当の支給や生活資金の貸付などの経済的支援の充実 | 157 | 24.4% | 24.4% | | | | | |
| 住宅改造に対する助成や障がい者等向け住宅整備の充実 | 132 | 20.5% | 20.5% | | | | | |
| 道路や公共施設、交通機関などのバリアフリー化の推進 | 103 | 16.0% | 16.0% | | | | | |
| ガイドヘルパーなどの外出支援や手話通訳・要約筆記などのコミュニケーション支援の充実 | 45 | 7.0% | 7.0% | | | | | |
| 障がいに対する理解を深めるための啓発や相互交流の促進 | 109 | 16.9% | 16.9% | | | | | |
| 地域生活を支えるボランティアの育成 | 76 | 11.8% | 11.8% | | | | | |
| 防犯・防災・交通安全対策の充実 | 75 | 11.6% | 11.6% | | | | | |
| スポーツ・文化活動への参加につながる取組の充実 | 46 | 7.1% | 7.1% | | | | | |
| その他 | 20 | 3.1% | 3.1% | | | | | |
| 特に必要だと思わない | 74 | 11.5% | 11.5% | | | | | |
| 無回答 | 107 | 16.6% | 16.6% | | | | | |
| サンプル数 | 644 | — | | | | | | |

※複数回答可

・障がい児調査

「障がい児の個性を生かした保育・教育の充実」が69.6%と最も高く、次いで、「障がい児に対する早期療育の充実」の60.1%、「相談支援体制の充実」の56.5%の順となっています。



※複数回答可

(4) 障がい福祉サービス等事業所アンケート調査結果（抜粋）

① サービスの提供状況と利用動向

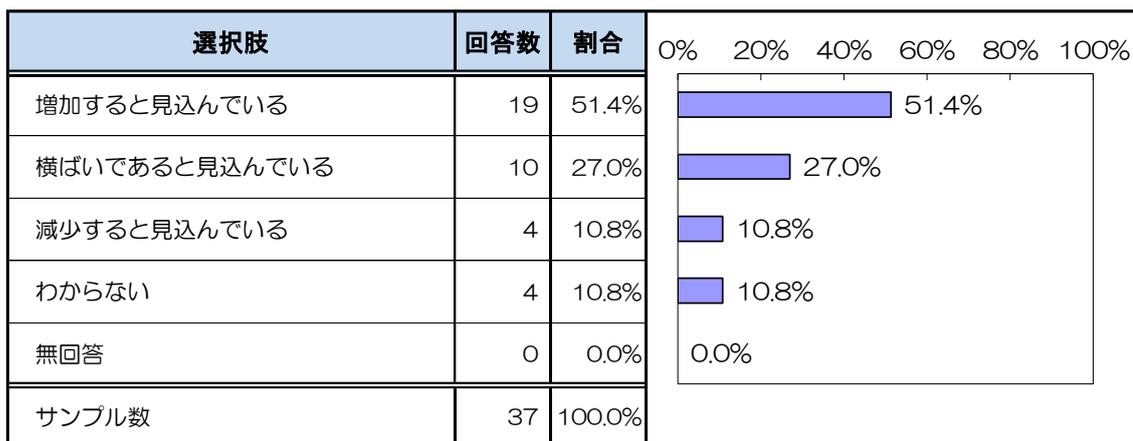
ア) 過去1年間に受け入れ（事業提供）できなかったことの有無

「ある」と回答した割合は21.6%となっています。



イ) 今後のニーズ量の見込み

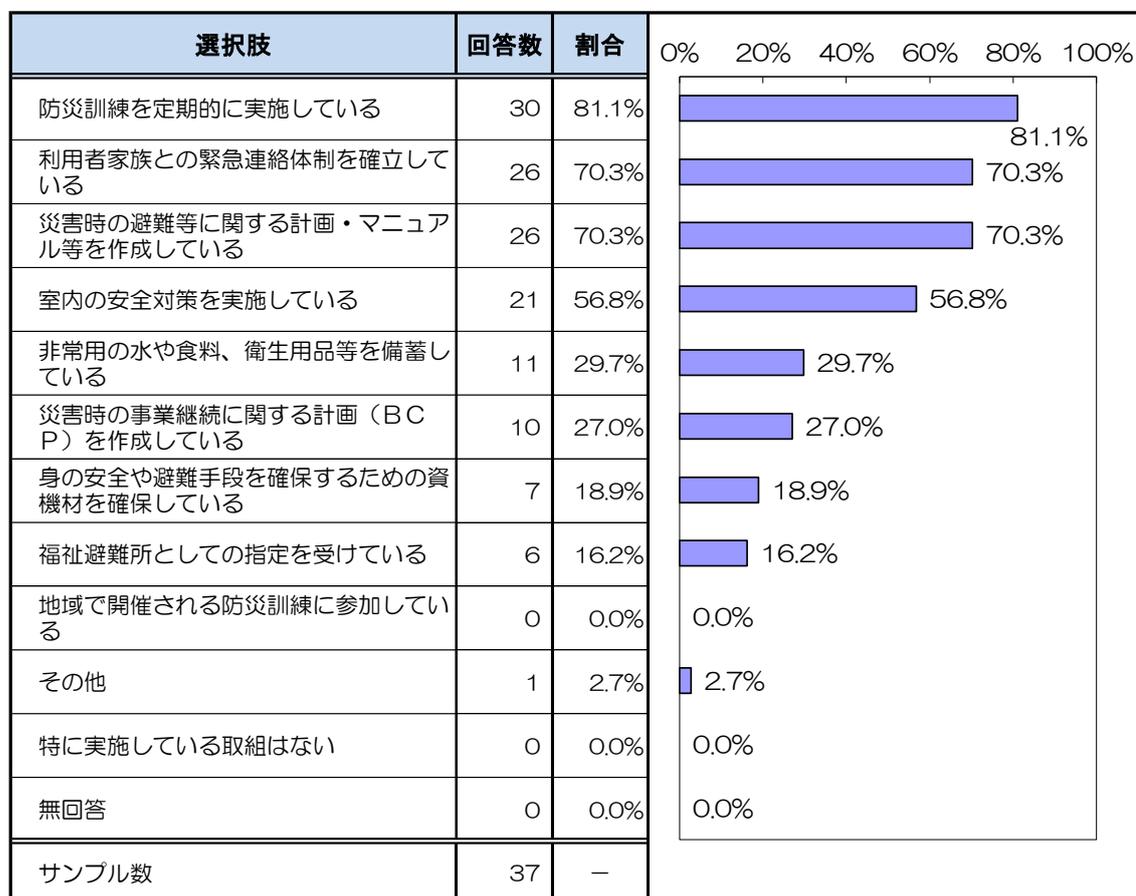
「増加すると見込んでいる」と回答した割合が51.4%、「減少すると見込んでいる」と回答した割合が10.8%となっています。



② 防災や障がい者虐待の防止策

ア) 災害対策として実施していること

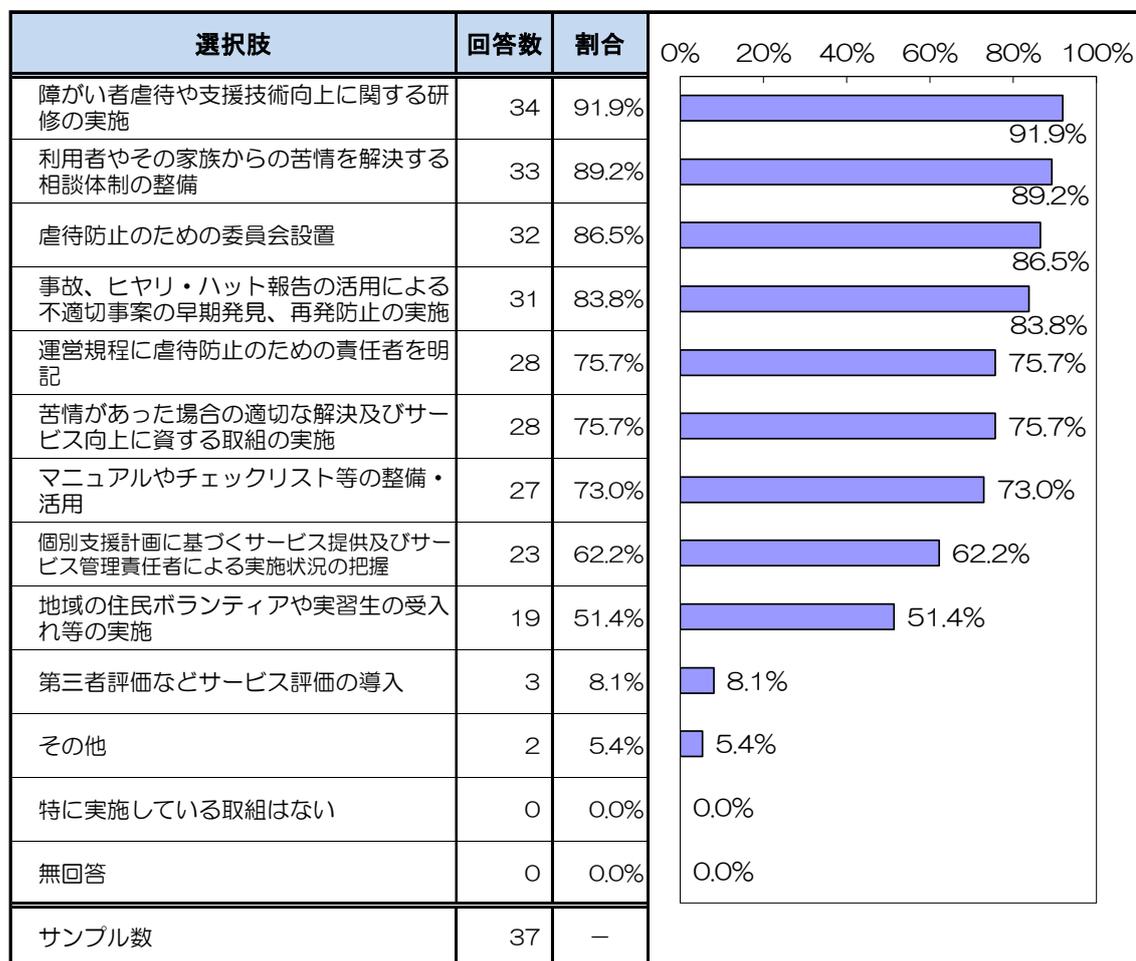
「防災訓練を定期的実施している」が81.1%と最も高く、次いで、「利用者家族との緊急連絡体制を確立している」「災害時の避難等に関する計画・マニュアル等を作成している」の70.3%の順となっています。



※複数回答可

イ) 障害者虐待防止法に基づいた取組の実施状況

「障がい者虐待や支援技術向上に関する研修の実施」が 91.9%と最も高く、次いで、「利用者やその家族からの苦情を解決する相談体制の整備」の 89.2%、「虐待防止のための委員会設置」の 86.5%の順となっています。

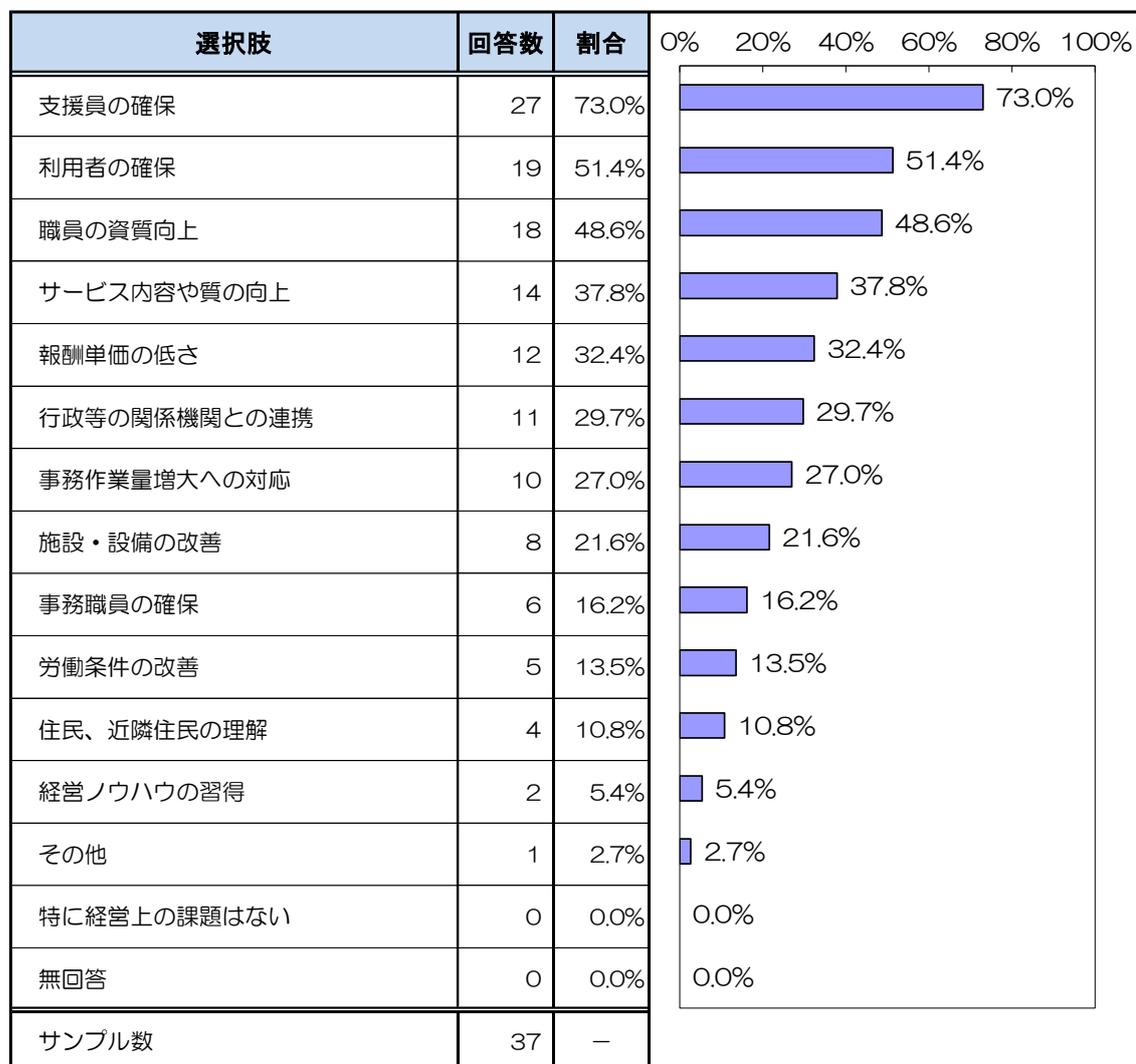


※複数回答可

③ 事業運営における課題と必要な支援

ア) 事業運営における経営上の課題

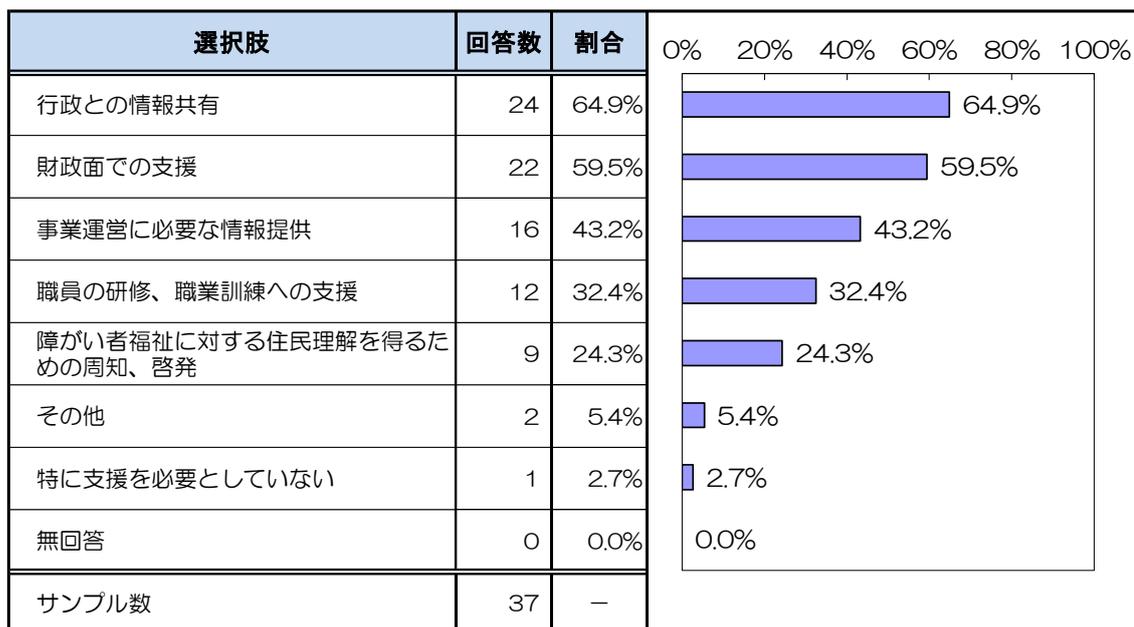
「支援員の確保」が73.0%と最も高く、次いで、「利用者の確保」の51.4%、「職員の資質向上」の48.6%の順となっています。



※複数回答可

イ) 事業運営にあたって必要な行政等の支援

「行政との情報共有」が64.9%と最も高く、次いで、「財政面での支援」の59.5%、「事業運営に必要な情報提供」の43.2%の順となっています。



※複数回答可

5 ヒアリング調査結果からみた本市の状況

(1) 調査の目的

障がい者の実情やニーズ等を踏まえた計画を策定することや、今後の障がい者福祉推進に係る基礎資料とすることを目的に、障がい者団体等に対するヒアリング等調査を実施しました。

(2) 調査概要

小林市内の障がい者団体等（4団体）を対象に令和6年10月に行いました。

(3) 調査結果概要

① 日常生活において感じている悩み・課題

ア) 市民等の障がいに対する理解状況及び理解促進について

◆ 現状・課題として感じていること

- （身体障がい者）アンケート調査結果では、不当な扱い等を受けた経験がある障がい者の割合が約2割であるとのことだったが、実感として、約7割は経験があるように感じる。
- （聴覚障がい者）実感として、市民の6割以上が障がいに対する理解がない印象を持っている。
- （精神障がい者）市民だけでなく、行政の障がいに対する知識・理解が不足しており、社会参加への障壁になっていると感じる。
- （聴覚障がい者）医療機関の受診の際に、パソコンのモニターを用いて説明してくれることもあり、昔と比べて、良くなった部分もあるが、障がいへの理解度で対応に差があると感じる。

◆ これまでに当事者として経験したこと

- （身体障がい者）障がい特有の症状について、昔は奇異な目で見られ、たいへんつらく感じたが、今は昔と違い、「何かお手伝いしましょうか」と声をかけてくれることが増えた。
- （身体障がい者）福祉教育として、子どもたちとボッチャをする機会があるが、子どもたちが感謝の言葉や手紙をくれたり、「車いすや不自由な人がいたら声をかけます」と話をしてくれたりする。
- （聴覚障がい者）見た目では障がいがあることが分からないため、無視していると誤った形で受け取られ、性格の悪い人間であるように認識されることがある。

◆ 必要だと感じること

- （共通）障害者差別解消法について、もう少し周知に取り組んでほしい。
- （聴覚障がい者）見た目で判断できない障がいもあることについて、市民への周知・啓発を図ることが必要だと思う。手話言語条例も含めて周知を図ってほしい。
- （聴覚障がい者）一般市民や小中学生に手話を習う機会を増やしてほしい。（手話は言葉であること、聴覚障がい者を理解してもらうことが大切だと思う。）

イ) 将来に関する不安や心配事について

◆ 現状・課題として感じていること

- （共通）若い障がい者にとっては、直近では就労、将来的には結婚、出産、子育てと人生を歩む中で、問題を抱えたときに相談できる場所が必要だと思われ、どのような支援が受けられるのかといったことも重要になってくると思う。
- （共通）将来に関する問題として、高齢になっていく自分の生活がどうなるのだろうかという不安を感じる。
- （共通）地域の助け合いの部分が機能するかどうか不安を感じる。
- （精神障がい者）他の障がい者と比べて、支援面が十分でないと感じており、親亡き後に公的機関が頼りになるのだろうかという不安になる。
- （保護者）支援学校に入ってから、就労や高校卒業後の進路について、すごく話をされる機会が増えた。
- （保護者）「親亡き後」を考えると、小林市には入所できる施設が足りないと感じる。

◆ これまでに当事者として経験したこと

- （共通）障がいのある子どもの金銭管理を親が行い、それを子どもが大きくなっても続けてしまい、子どもがなかなか自立しないといったことがある。（親亡き後が心配）
- （保護者）家庭教育学級の行事を活用して、いろいろなところを見学したが、就労できる事業所もそれなりにあるように感じている。

◆ 必要だと感じること

- （共通）何かあったときを考えると、隣近所とのつながりを確保しておく必要がある。
- （共通）民生委員に対し、自分の考えをきちんと伝えておく必要がある。
- （聴覚障がい者）相談窓口について、行きやすく、手話通訳者がいなくても相談できるような場所を整備してほしいと思うが、年代等問わず、包括的に対応できる相談窓口だけでなく、生活面・就労面といった専門的な支援を受けられる窓口も必要である。
- （聴覚障がい者）コミュニケーションに不安を抱えていることから、認知機能に問題が生じた場合に備え、早い段階で成年後見人を定めておく体制が必要である。
- （保護者）自分が元気なうちに、子どもたちが安心して過ごせる場所が増えることを希望したい。行政職員にも、理解を深めてほしいと思う。
- （精神障がい者）親亡き後を考えると、グループホームの設置を強く希望したい。
- （保護者）高校卒業後の選択肢が広がるよう、子どもたちそれぞれの特性や状況に合わせた、グループホームのような高校卒業後の預け先が小林市内に増えてほしい。
- （保護者）支援学校の生徒数が増える中、先を見越して、いろいろなタイプの施設が増えていくことを希望したい。

ウ) 緊急時における対応について

◆ 現状・課題として感じていること

- （保護者）緊急時に受け入れる病院がないことが、いつになったら解消されるのかとても不安である。現状では安心した生活は送れない。

◆ これまでに当事者として経験したこと

- （聴覚障がい者）緊急通報システムが支援者につながることを確認できたケースがあった。
- （共通）新型コロナウイルスに感染した際に、病院の受け入れができなかったため、自宅療養になってしまった。一部の福祉サービスの提供が受けられなくなってしまい、自力でしなければならなくなった。（緊急時に支援をしてくれる事業所があるのか不安である。）
- （保護者）市内医療機関では受診ができず、市外（宮崎市や都城市等）の医療機関まで行くことがある。

◆ 必要だと感じること

- （共通）隣近所に何かあったときは助けてほしいことを伝えておくことが必要だと思う。
- （共通）緊急連絡先を確保するとともに、消防等がそれを理解しているような仕組みづくりが必要である。
- （聴覚障がい者）消防とは、急病時等における手話通訳者との体制が構築できているが、全ての聴覚障がい者について、同様の体制が必要だと思うし、警察等とも構築できればよいと思う。また、そのような体制があることが、市民全体に浸透すればよいと思う。
- （保護者）急病時に小林市内の病院が受け入れられる体制を整備してほしい。

工) 災害時における対応について

◆ 現状・課題として感じていること

- (聴覚障がい者) 情報の入手が難しく、災害時等にスマートフォン等を自宅に置いたまま、外に出た場合には状況が全く分からなくなってしまうという不安がある。
- (共通) 避難支援を受けるにしても、誰を頼ればよいかわからない。
- (共通) 健常者と同じ避難所に避難した場合において、同じ被災者に対し、障がい者だから支援をしてほしいと申し出ることには抵抗を感じ、避難所での生活に不安を感じる。
- (身体障がい者) 災害時に避難所で生活することは難しい。障がいに合わせた設備が整った自宅が一番安全な場所だと考えるため、自宅によほどの影響がない限りは、避難所で生活しようとは思わない。
- (聴覚障がい者) 災害時には手話通訳者等も被災者となるため、支援が受けられるのか不安である。
- (保護者) 我が子は吸引が必要であり、バッテリーがない状況を考えると、避難することは考えていない。仮に物品があったとしても、子どもが環境に対応できず、親も落ち着くことができないと思う。
- (保護者) 福祉避難所への避難について、家族がバラバラで避難するようなことになれば、障がい児だけでなく、障がいのない子どもも落ち着かなくなるため、家族全員を受け入れてもらえるのか気になる。

◆ これまでに当事者として経験したこと

- (保護者) 避難警報が出た時においても、家族全員が同じ場所に避難できないのではと考え、自宅に残るという判断をした。(家族全員で避難できる場所がほしい。)

◆ 必要だと感じること

- (共通) 同じ被災者である一般の健常者に支援を求めることに抵抗を感じるため、行政職員が障がい者に対し必要な対応が取れるような体制を構築しておくことが必要だと感じる。
- (共通) それぞれの障がいに対する対策を取れる避難所の確保を希望したい。
- (共通) 過去に地震があった際に平常心ではいられなかったことがあったため、災害を想定した訓練が必要だと感じる。
- (聴覚障がい者) 避難所内での情報提供について、障がい者にも配慮した方法を考えておく必要がある。
- (共通) 行政や福祉関係者も含めて、どの障がい者がどの避難所に避難し、誰が支援をするのかということを定め、それを漏れなく実行できる体制が必要である。
- (聴覚障がい者) 災害が発生する前の時点で、聴覚障がい者全員一人ひとりと、手話通訳者等の支援者、市役所・消防・警察とで、ネットワークを作ることができれば、支援もスムーズにいくと感じる。

オ) バリアフリー対策や公共施設・商業施設の駐車スペースについて

◆ 現状・課題として感じていること

- （共通）以前よりバリアフリー化は進んだと感じる。
- （身体障がい者）市役所の障がい者等用の駐車スペースの雨よけの屋根が、スロープやリフト部分をカバーしておらず、雨に濡れてしまう。
- （身体障がい者）低床バスは、歩道の高さとのステップの位置が合わさって利用できるものであり、歩道の高さが合っていないために、乗車できないバス停がある。

◆ これまでに当事者として経験したこと

- （共通）一般車両が障がい者等用の駐車スペースを利用していることがあり、利用できなかったことが時々ある。（特に雨天時）

◆ 必要だと感じること

- （身体障がい者）屋根付きの駐車スペースを設ける際には、車いす用のスロープやリフト部分をカバーできるように配慮してほしい。
- （身体障がい者）車いす対応のトイレであっても、バギータイプだとトイレ内で旋回できないことがあったり、トイレの入口でつまづくことがあるため、十分な広さを確保してほしい。
- （保護者）遠足や課外授業の際に市から貸出を受けるバスについて、車いすごと乗れたり、リクライニングシートがいくつかあるタイプを導入してほしい。現在は、保護者が現地まで送迎しているような状況にあり、本人だけでなく、周りの子どもたちも寂しい思いをしていると思う。高齢者等の利用を考えても配慮が必要だと思う。

② 福祉サービスの利用について

ア) 福祉サービスの利用について

◆ 現状・課題として感じていること

- （共通）福祉全体としては、この数十年間、充実してきたと感じる。
- （共通）民生委員による見守りには感謝しているし、ヘルパーの介助についても、その間にでかけたり、用事を済ませたりすることができるため、助かっている。
- （聴覚障がい者）65 歳以上になると介護保険によるサービス利用に変わってくるが、介護サービスで対応できるのかという問題も出ている。
- （共通）短期入所を利用することがあるが、予約が多く、あまり利用できていない。（1つの事業所が使えない場合に、代替りの事業所がない）
- （保護者）放課後等デイサービスや短期入所が不足していると思う。
- （保護者）ショートステイに送迎がなく困っている。送迎は親が行うが、送迎ができない場合には移動支援を利用している。しかし、移動支援も利用者が多く、利用できない場合がある。
- （共通）就労継続支援A型はB型と比べて賃金が高いので、働きがいにつながると思うが、事業所が2か所だけでは少ないと感じる。

◆ これまでに当事者として経験したこと

- （共通）障がい者の高齢化が進み、介護と障がい重複する人が出てきている中、どちらに相談に行けばよいのか分からず、相談しづらいと感じた。

◆ 必要だと感じること

- （共通）サービス事業者には、障がい者のための福祉サービスであるという認識を持ってほしい。
- （共通）就労継続支援について、少しでも賃金の高い事業所を選ぶ傾向があることから、賃金を上げていく必要がある。
- （保護者）短期入所や放課後等デイサービスの供給量を増やしてほしい。
- （保護者）グループホームにおいて、片付けや入浴など基本的な生活の指導をもう少し行ってほしい。

③ 行政による支援について

ア) 各種福祉用具の助成や生活支援の充実

◆ 現状・課題として感じていること

- （身体障がい者）移動支援があり、たいへん助かっているが、対象とならない人も多くいる。一般の高齢者ですら、運転免許を返納すると移動手段がなく困っている人がたくさんおり、障がい者はなおさらといった状況である。
- （保護者）移動支援等を利用するにあたって、利用できないケースがある。
- （聴覚障がい者）手話奉仕員養成事業が行われているが、手話奉仕員が非常に少なく、今後どのように増やしていくかが課題だと思う。
- （聴覚障がい者）会議に出席しても誰が発言しているか分からないため、内容をほとんど理解できない。また、手話を知らない人も多いため、コミュニケーションが筆談中心となっている。そのため、健常者とのコミュニケーションに関する格差が非常に大きいと感じている。
- （精神障がい者）医療費に対する助成が受けられず困っている。（県や他市町村が取り組んでいない、予算がないといったことが理由と聞くと、他県では取組が行われており、不満を感じる。）

◆ これまでに当事者として経験したこと

- （聴覚障がい者）福祉用具の助成に自己負担があるといった制度・事業に関する情報を知らないことがあった。

◆ 必要だと感じること

- （聴覚障がい者）筆談では想いが十分伝わらず、人によって受け取り方が異なるため、手話通訳の必要性を感じる。
- （聴覚障がい者）生まれつき聴覚障がいのある人など、文字を学習する前に障がいを抱えた人にとって、筆談によるコミュニケーションが難しいといったこともあり、一人ひとりの障がいの特性を踏まえたコミュニケーション方法（筆談・手話等）について、本人も周りも理解したうえで支援ができることが望ましいと感じる。
- （聴覚障がい者）日常生活や家族とのコミュニケーションの保障、関係機関とのつながりの保障といった点で手話活動は重要である。大人より覚えが早い、子どもの学習機会を増やしてほしい。
- （聴覚障がい者）コミュニケーション支援ができる体制づくりが重要であり、支援者の高齢化が進む中、手話通訳者を増やし、安心して手話通訳者を派遣できる体制づくりが急務である。
- （聴覚障がい者）手話講座を軽い気持ちで受講する人も多いため、そのような受講者を奉仕という方向性に考えを変えていくことが重要である。
- （聴覚障がい者）手話に係る指導者について、聴覚障がい者による指導では限界があるため、健常者に協力をもらっている状況があることから、指導者の育成、教育力の向上が必要である。
- （聴覚障がい者）子育て等の障がい福祉以外の分野の内容を含む、福祉サービスの情報が聴覚障がい者に伝わる仕組みを整備してほしい。
- （共通）体育館の使用料を無償化してもらいたい。
- （共通）施設によっては、土足厳禁で使用前にシートを敷かなければならない施設があったりする（車いすがバランスを崩したり、シートに引っかかって転倒のリスクがある）ため、古い場所でも構わないので、障がい者が利用できる場所の確保をお願いしたい。
- （保護者）移動支援について、緊急時など、利用したいときに利用できるサービスになってほしい。

イ) その他

◆ 現状・課題として感じていること

- (共通) 誰に相談していいのかわからず不安で、我が子を心配している中、病院を受診しようとする「半年後の受診になる。」と断られるような状況がある。

◆ 必要だと感じること

- (共通) 障がいに関する専門医を確保してほしい。
- (共通) 「西諸・小林 障がい者は一つ」と考え、小林市が障がい者と共に生きるまちとして生まれ変わってほしい。
- (共通) 年に数回、障がい者の家族会や市との交流会を開催してほしい。

④ その他

◆ 現状・課題として感じていること

- (共通) 障がい者施設と障がい者団体で方向性が違うと感じることがある。
- (共通) 団体内の高齢化が進む中で、行動に移せないことが増えてきている。
- (共通) 障がい者スポーツへの若い人の参加が少ない。

◆ 必要だと感じること

- (共通) 団体内の高齢化が進んでおり、後継者の育成・確保が必要である。
- (共通) 人間関係の希薄化が進む中、さまざまな目的で集って話し合う機会が必要だと思う。

第3章 第4期計画の実施状況

1 施策の実施状況

【1 啓発・広報】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (1) 啓発・広報活動の充実 | | |
| ①啓発・広報の推進 | 小林市障害者福祉連絡協議会や小林市障がい者自立支援協議会等の関係団体、機関等と情報共有を図りました。また、各種制度等について、市のホームページや広報紙、窓口での「しょうがいしゃのしおり」配付により情報提供を行いました。障害者週間においては、市役所交流スペースにおいてポスター掲示等による啓発を行いました。 | 福祉課 |
| ②意識啓発活動の充実 | 福祉しよっぷを市役所市民交流スペースにて隔月ごとに6回開催し、障がい者と市民との交流の場を設けることができました。手話教室を小・中学校のこすもす科の授業において実施し、手話の普及啓発を図りました。 | 福祉課 |
| ③人権啓発の推進 | 人権啓発講演会及び映画祭を開催し人権意識の高揚に努めましたが、コロナ禍の活動制限があり中止した講演会もありました。複数の小学校で人権教室を開催し、ポッチャ体験を通して、障がい者の人権について、学びを深める取組を行いました。 | 市民課 |
| | 6月と12月に市内小中学校の社会科担当者及び人権教育担当者への研修会を実施しました。県人権同和教育課の指導主事の講話や、市内中学校教諭による社会科「国の政治と仕組み」の授業を実施し、協議を行うとともに、県教育委員会からの指導・助言を受けることで、人権問題の理解を深めることができました。 | 学校教育課 |
| ④発達障がいへの理解の促進 | 障がい者自立支援協議会こども部会に参加し、意見交換や情報共有を行い、発達障がいへの理解の促進を図りました。また、窓口で児童通所支援の利用について案内を行いました。 | 福祉課 |
| | こども課で実施する公認心理師や言語聴覚士が対応する相談のチラシを作成し、乳幼児健診等で療育が必要と思われる児童の保護者に配布・情報提供を行い、相談を受けることを勧奨しました。 | こども課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ⑤精神保健福祉に関する知識の普及・啓発 | 西諸精神障がい者協議会に参加し、関係機関との意見交換、情報共有を行いました。また、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費(精神通院医療)の手続きについてホームページへ掲載し周知を行いました。 | 福祉課 |
| | 精神障がい者の理解と地域との交流を目的として行われていた「こすもす祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から休止していましたが、令和6年度より再開しました。また、精神障がい者家族会が開催する講演会・交流会を通じて、精神障がい者への理解の啓発を行いました。 | 健康推進課 |
| (2) 福祉教育等の推進 | | |
| ①学校における福祉教育の推進 | 各学校で総合的な学習の時間、こすもす科、学校行事と絡めて実施している福祉課等と連携した車いす体験、手話学習等を実施しており、障がい者に対する理解が深まったと考えられます。 | 学校教育課 |
| ②交流教育の推進 | 幼保小連携会議を年2回(5月・2月)、幼保小連携会議研修会を年1回(11月)、それぞれ開催しました。県幼児教育センタースーパーバイザーとこども政策課の担当主査を招き、幼保小連携及び接続に関する講話を実施しました。 | 学校教育課 |
| ③人権教育の推進 | 「西諸みんなで人権を考える取組」について、各学校で参観日の道徳の授業実施など、計画的に実践されており、実践事例の報告も実施できています。保護者にもコメントを書いてもらい、児童生徒だけでなく、家庭も巻き込んで人権教育の推進を図っています。 | 学校教育課 |
| ④地域における福祉教育の推進 | 人権教育に係る講座については、しあわせ学園と生きがい学級9学級の全ての学級で実施しましたが、家庭教育学級については17学級中10学級の実施となりました。宮崎県人権啓発センターの出前講座を依頼したり、地域の人材を講師として活用したりしながら講座を実施しています。 | 社会教育課 |

【2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 | | |
| ①権利擁護の推進 | 成年後見センターこばやしにおいて、障がい者の意思能力や生活状況に応じて成年後見制度を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供しました。また、地域への出前講座等で周知説明を行いました。 | 福祉課 |
| ②虐待防止に向けた取組の充実 | 福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、相談への対応を行いました。また、適切に対応できる体制づくりのため、県主催の虐待防止研修会に参加しました。 | 福祉課 |
| | 小林市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携に努め、適宜ケース会議を実施しながら、リスクの把握や支援方策を協議しました。 | こども課 |
| (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 | | |
| ①障害者差別解消法の周知 | 障害者差別解消法について、市ホームページや窓口でのチラシ配布を行い、周知を行いました。 | 福祉課 |
| ②差別に関する連携体制の充実 | 障がい者の相談に対応するため、基幹相談支援センターを中心に各相談支援事業所と連携、情報共有を図りました。 | 福祉課 |

【3 教育・育成】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------|
| (1) 障がい児支援・育成施策の充実 | | |
| ①保育士等への研修の実施 | 障がい者自立支援協議会こども部会において、意見交換を行うなど、体制の強化を図りました。 | 福祉課 |
| | 県実施の研修等の情報提供、保育所等からの園児に関する相談等への対応により、保育の充実を図りました。 | こども課 |
| ②発達障がい児への支援 | 障がい者自立支援協議会こども部会に参加し、圏域内の児童発達支援事業所や母子保健担当課と情報交換・共有することで関係機関との連携を図りました。 | 福祉課 |
| | 障がい児保育事業補助金事業を通じて、保育園等から調書の提出及び職員の現地調査を行い、障がい児の早期発見、保育園等と連携した早期支援につなげることができました。 | こども課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ③多様な教育・保育サービスの充実 | 障がいをもつ児童及び特別な配慮を要する児童を受け入れている保育所等に対し、保育士等の配置に対する補助を行いました。 | こども課 |
| ④相談支援体制の充実 | 家庭児童相談員が幅広い相談支援に努めるとともに、都城児童相談所による療育手帳更新に係る定期巡回相談の受付を行いました。 | こども課 |
| | 小学校就学前の子どもの保護者を対象とした就学相談会を開催し、保護者の小学校入学への不安の解消を図りました。また、関連機関とも連携し、個別の学校見学等を実施することで、入学後の学校生活がスムーズになるよう体制づくりに努めました。 | 学校教育課 |
| ⑤保護者への子育て支援 | 市内3か所に設置している子育て支援センターで、親子に対して遊びの場の提供や子育て相談を行いました。また、ファミリー・サポート・センターにおいて、突発的または短時間の子どもの預かりを行いました。 | こども課 |
| | 児童通所支援の放課後等デイサービスや福祉サービスの日中一時支援、短期入所の利用により、障がいのある子どもの活動の場を確保することで、家族の負担軽減を図りました。 | 福祉課 |
| ⑥保育所等訪問支援 | 児童通所支援の保育所等訪問支援により、集団生活の適応のための支援を行いました。 | 福祉課 |
| (2) 学校教育の充実 | | |
| ①個別支援体制の推進 | 各学校の実態に合わせて特別支援教育支援員を配置することで、特別な支援を要する児童生徒の特性に応じた支援ができるよう努めました。 | 学校教育課 |
| ②特別支援教育の充実 | チーフコーディネーターやエリアコーディネーター、エリメンターと連携を図りながら、こまめな情報交換に努めるだけでなく、関係機関とも連携して情報収集に努めました。 | 学校教育課 |
| ③教育上の相互理解 | 小林こすもす支援学校が併設されている東方小・中学校においては、交流会や交流給食、合同運動会、避難訓練等の学校行事を通して、積極的に理解を深める活動に取り組んでいます。 | 学校教育課 |
| ④学校施設、設備の改善 | 児童生徒の状況に合わせて、随時、バリアフリー化を行っています。また、トイレの洋式化についても、ユニバーサルデザインを考慮しながら年次的に整備を行っています。 | 学校教育課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ⑤教員の専門性の向上 | 幼保小連絡協議会や市校長会、教頭会等において、市で取り組んでいる絆ファイルをもとに、幼児児童理解と学校での合理的配慮、校内共通理解を図るよう周知しています。また、夏季休業期間に実施する就学相談会を案内し、インクルーシブ教育推進体制構築を図っています。 | 学校教育課 |
| ⑥放課後等の居場所づくり | 就学児に対する放課後等デイサービスについて、相談支援事業所を通じたサービス利用計画に基づきサービスの提供を行いました。 | 福祉課 |
| (3) 切れ目ない支援体制の整備 | | |
| ①小学校就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築 | 就学相談会や福祉関係機関や教育関係機関が集まる会議において、教育支援ファイル「絆」の周知に努めました。教育支援ファイルを活用することで、就学前から卒業に至るまで切れ目のない支援体制促進につながると考えています。 | 学校教育課 |
| ②児童発達支援事業の充実 | 未就学児に対する児童発達支援について、相談支援事業所を通じたサービス利用計画に基づきサービスの提供を行いました。 | 福祉課 |

【4 雇用・就労、経済的自立の支援】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) 一般就労支援施策の充実 | | |
| ①企業等における理解の促進 | 法定雇用率の変更に伴い、広報紙への掲載により周知を図りました。 | 福祉課 |
| ②均等な雇用機会、待遇の確保 | 障害者雇用連絡会議やハローワーク等の関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向け、情報共有や就職説明会の開催に向けた連携を図りました。 | 福祉課 |
| | 市職員（会計年度任用職員を含む）採用試験について、障がい者を対象とした試験区分を設け実施しました。 | 総務課 |
| ③障がい者就労支援事業の活用 | 相談支援事業所と連携し、就労に向けた福祉サービスの提供を行いました。また、ハローワークと連携し、障がい者ふれあい就職説明会を開催しました。 | 福祉課 |
| ④一般就労への移行 | 障がいのある人の就労支援（相談支援体制及び雇用の確保等）について、各種協議会を設置し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら実施しました。 | 福祉課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (2) 一般就労が困難な障がい者への就労支援 | | |
| ① 福祉的就労の支援 | 福祉しよっぷを隔月ごとに6回開催しました。また、福祉バザーや福祉推進大会への出店も行い、障がい者に対する理解の普及を図りました。 | 福祉課 |
| ② 物品・役務の調達の推進 | 「小林市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」も踏まえ、障がい者就労施設からの物品等の調達を行いました。 | 福祉課 |
| (3) 経済的自立の支援 | | |
| ① 医療費の助成 | 重度障がい者への医療費助成や自立支援医療費（育成、更生、精神通院）について、対象者には窓口での説明を行うとともに、ホームページを活用した周知も行いました。 | 福祉課 |
| ② 障がいのある子どもへの就学奨励 | 保護者からの申請に基づき援助対象者を認定し、負担能力に応じた援助を実施することで、経済的負担の軽減を図りました。 | 学校教育課 |
| ③ 各種手当等の支給 | 市のホームページ上に、各種手当制度等の内容に関する広報・周知を行いました。また、窓口での手続き時に手当制度の説明を行いました。 | 福祉課 |

【5 生活支援】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) 意思決定支援の推進 | | |
| ① 意思決定のための支援 | 基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携を図り、本人の意思決定のための支援を行いました。 | 福祉課 |
| ② 意思決定支援体制の促進 | 障がい者自立支援協議会相談支援部会において、事例検討会を行い、自己決定や意思決定が困難な障がい者を支援するための検討を行いました。 | 福祉課 |
| (2) 相談支援体制の充実 | | |
| ① 相談体制の充実 | 障がい者自立支援協議会相談支援部会への参加等により連携を図りました。また、令和3年10月より基幹相談支援センターを開設し、いつでも相談を受けられる体制の充実を図りました。 | 福祉課 |
| ② 身近な相談員による相談体制の充実 | 民生委員・児童委員の会議や研修会に参加し、連携を図りました。また、個別の相談に対し、基幹相談支援センターを中心に対応しました。 | 福祉課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (3) 福祉サービスの充実 | | |
| ①訪問系サービスの充実 | 在宅での生活を支援するため、相談支援事業所と連携し、訪問系サービスでの支援の提供を行いました。 | 福祉課 |
| ②日中活動系サービスの充実 | 障がい者の自立や社会参加の促進を図るため、日中活動系サービスでの支援の提供を行いました。 | 福祉課 |
| ③居住系サービスの充実 | 障がい者が安心して生活できるよう、居住系サービスでの支援の提供を行いました。 | 福祉課 |
| ④地域生活支援事業の推進 | 在宅の日常生活を支援するための日常生活用具給付や外出時の移動支援の提供を行いました。 | 福祉課 |
| ⑤家族介護者への支援 | 障がい者を介護している家族の負担軽減や緊急時の受入れの短期入所や日中一時支援の周知を図り、サービス利用計画に基づき支給決定を行いました。 | 福祉課 |
| ⑥福祉サービスの質の向上 | 障がい者自立支援協議会において、事業者間や行政との連携を図り、研修会の開催により人材育成を行いました。また、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所への専門的指導や助言による人材育成に努めました。 | 福祉課 |
| (4) 社会参加の促進 | | |
| ①地域交流の促進 | 宮崎県障がい者スポーツ大会について、事業所や団体への参加呼びかけ、広報による市民への参加呼びかけを行いました。 | 福祉課 |
| ②地域行事への参加促進 | 福祉しよっぷについて、イベント内容の周知を図り、参加の促進を図りました。また、障がい者スポーツ教室を開催し、参加者の交流を図りました。 | 福祉課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (5) スポーツ・文化活動への参加促進 | | |
| ①スポーツ活動の参加機会の充実 | 宮崎県障がい者スポーツ大会への参加を支援するため、職員が同行しました。また、宮崎県障がい者スポーツ協会の協力の下、市内においてスポーツ教室を開催しました。 | 福祉課 |
| | 障がい者スポーツ大会の開催には至っていませんが、こばやし霧島連山絶景マラソン大会において、障がい者部門を設け、障がい者の参加促進に積極的に取り組みました。また、ガッツイ運動教室にも障がい者施設からの参加も受け入れ、一緒に運動する機会を提供しました。 | スポーツ振興課 |
| | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当事者会単独でスポーツ活動に取り組んでいましたが、その後、当事者会への参加希望がなくなったため、令和4年度から当事者会の活動を一時休止しています。 | 健康推進課 |
| ②文化活動の参加機会の充実 | 精神障がい者のこすもす祭への参加協力、障がい者の積極的な余暇活動につなげるための公共施設の利用申請に対する減免手続き等を行いました。 | 福祉課 |
| | 人権教育に係る講座については、しあわせ学園と生きがい学級9学級の全ての学級で実施しましたが、家庭教育学級については17学級中10学級の実施となりました。宮崎県人権啓発センターの出前講座を依頼したり、地域の人材を講師として活用したりしながら講座を実施しています。 | 社会教育課 |
| (6) 人材の育成、ボランティア活動の推進 | | |
| ①ホームヘルパー等の確保 | 福祉人材の確保のため、令和5年度に福祉人材確保支援金制度を創設しました。 | 福祉課 |
| ②ボランティア活動への参加の促進 | 生活支援ボランティアについては、7団体で発足しており、12地区の生活支援ニーズに対応できる体制が構築されています。令和5年度においては、意見交換会や草刈りの刈払機講習会を開催しました。また、ボランティアセンターから、各中学校、高校、専門学校にボランティアセンターへの登録を呼びかけるチラシを配布し、ボランティア人材の発掘と活動しやすい環境づくりに努めました。養成や機能強化、活動促進のため、社会福祉協議会が地域の特性にあった活動を積極的に提案・連携しながら、団体発足や円滑な活動推進に尽力しています。また、災害時のボランティアとは協定締結し、有事に備えた連携強化に努めています。 | 福祉課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------|-----|
| ③ボランティアに関する情報提供の充実 | 生活支援コーディネーターだよりや社協だより、市の広報等を通して、活動や支援、講座等の情報提供や紹介を行っています。 | 福祉課 |

【6 保健・医療】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (1) 障がいの原因となる疾病等の予防 | | |
| ①小学校就学前における支援体制の充実 | 乳幼児健診の受診率向上に努めるとともに、療育が必要と思われる児童に対し、医療機関受診やこども課で実施する公認心理師や言語聴覚士が対応する相談を受けることを勧奨しました。また、保育施設等と連携し、切れ目のない支援を行うよう努めました。 | こども課 |
| | 乳幼児健診において療育が必要と思われた児童を児童発達支援事業所につなぐため、相談支援事業所と連携し、サービス利用計画に基づく支給決定を行いました。 | 福祉課 |
| ②各種検(健)診等の実施 | 疾病の早期発見・早期治療につなげるため、国保特定健診、長寿健康診査、各種がん検診対象者全員へ通知し、受診勧奨を行いました。また、国保特定健診受診者で、基準値以上の判定がなされた人へ、医療機関の受診勧奨や保健指導を行い、障がいの原因となる疾患予防(重症化予防)に努めました。 | 健康推進課 |
| ③精神保健対策の充実 | こころの健康セミナー等の健康教育を通じて、市民一人一人が自身のこころの健康の維持・増進を図ることができるよう努めました。また、必要に応じて適切な相談機関・窓口へのつなぎを行うとともに、相談者本人の意思を尊重しつつ、相談機関・窓口間の連携や情報共有に取り組みました。 | 健康推進課 |
| | 窓口での精神保健福祉手帳や自立支援(精神通院)の手続きの際に、困りごとがあれば話を聞き、必要に応じて関係機関へつなぎました。 | 福祉課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (2) 医療体制の充実 | | |
| ①地域医療体制の充実 | 市内の精神病床を有する病院数は精神科2機関であり、発達障がいについては、小児科1機関、精神科1機関で診療等が行われました。また、小林看護医療専門学校に対する支援や看護学生への奨学金の貸与・返還の一部補助を行い、地域医療を担う人材の育成・確保に努めました。その他、地域医療に係る市民団体への支援や協働による活動を行いました。 | 健康推進課 |
| ②救急医療体制の充実 | 県が整備・運営する病院群輪番制による24時間体制の精神科救急医療体制において、市内の精神科1機関で実施されました。また、西諸医師会の協力の下、日曜祝日在宅当番医制ならびに時間外急病診療体制を維持することができ、日曜・祝日においては小児科の急病患者的診療体制を充実させることができました。その他、宮崎県救急医療行政連絡協議会との連携によるドクターヘリの運用の継続及び宮崎大学医学部に寄附講座を開設し、災害・救急医療体制を強化できました。 | 健康推進課 |
| ③歯科治療に関する情報提供 | 障がい者が安心して歯の治療を受けられるよう、障がい者歯科診療に携わる歯科医等の情報を県歯科医師会より入手しているものの、実際に必要な人への情報提供にまで至っていない状況にあります。 | 健康推進課 |
| (3) 福祉・保健・介護・医療の連携 | | |
| ①関係機関等との連携強化 | 障がい者自立支援協議会において、行政機関や施設、病院、関係機関との連携を図りました。 | 福祉課 |
| ②計画相談の質の向上 | 障がい者自立支援協議会相談支援部会での事例検討や基幹相談支援センターによる指導・助言により、計画相談の質の向上を図りました。 | 福祉課 |
| ③医療的ニーズへの対応 | 医療的ケア児支援のための協議の場を令和4年度より設置し、関係機関で必要な情報の把握と共有を行いました。 | 福祉課 |

【7 生活環境】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) 住宅の確保・住環境の改善 | 障がい者が居住する住宅について、手すりの取り付けや段差の解消等に要する費用の助成を行いました。また、グループホーム開設の相談に対し、補助事業の活用に関する情報提供を行いました。 | 福祉課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (2) 公園、道路等のバリアフリー化の推進 | 障がい者等がスムーズな歩行ができるよう、バリアフリー整備事業において、路面・歩道の段差解消及び側溝有蓋化を行い、障がい者の歩行安全・転落防止等の快適な生活環境整備を図りました。また、公園施設長寿命化計画に基づき、施設の維持管理や修繕を行い、公園の安全管理に努め、障がい者等にやさしいバリアフリーの環境の維持を図りました。 | 建設課 |
| (3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進 | 現在、市コミュニティバス4台、宮崎交通路線バス23台のうち、車いすに対応できる車両（ノンステップバス）は8台のみとなっています。コミュニティバス車両については、車いす対応車両ではありませんが、車いすでの利用の相談があった場合には、指定管理者である宮崎交通のノンステップバスにより対応することが可能となっています。 | 企画政策課 |
| (4) 公共施設のバリアフリー化の推進 | 公共施設整備時においては、宮崎県制定の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、計画設計段階からバリアフリー化に努めています。 | 管財課 |

【8 情報・コミュニケーション】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) 情報提供体制の充実、行政情報のバリアフリー化 | | |
| ①情報提供体制の充実 | 「しょうがいしゃのしおり」や広報紙、市ホームページを活用し、障がい者やその家族等に対し、わかりやすい情報提供ができる体制の充実に努めました。 | 福祉課 |
| ②行政情報のバリアフリー化 | 視覚障がい者に対する取組として、「小林朗読友の会」の協力の下、毎月の広報・おしらせや議会だより等の行政情報に関して朗読CDを作成しています。 | 福祉課 |
| (2) 意思疎通支援の充実 | | |
| ①手話通訳者・要約筆記者等の確保 | 手話奉仕員養成講座を小林地区と野尻地区で実施しています。また、要約筆記についても、養成講座を実施しています。 | 福祉課 |
| ②小林市手話言語条例に基づく取組の推進 | 令和2年度より小・中学校のこすもす科の授業のカリキュラムに手話が盛り込まれ、小学3年生、小学5年生、中学3年生を対象に手話教室を実施しました。 | 福祉課 |
| ③障がい者に関するマーク等の周知 | 福祉課においてヘルプマークの交付を行っており、障がい福祉に関する手続き等で来庁する人への案内を行っています。 | 福祉課 |

【9 防災・防犯等】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (1) 防災対策の推進 | | |
| ①防災情報の提供体制の整備 | 防災行政無線の運用を令和2年6月から開始し、希望する聴覚障がい者等に文字表示付き防災ラジオを貸与しています。 | 危機管理課 |
| | 市内社会福祉施設と連携を図り、二次的な避難所として福祉避難所の整備を進めているところであり、災害時要支援者のうち、障がいのある人の特性に応じた支援体制の構築に努めています。 | 福祉課 |
| ②避難行動要支援体制の充実 | 避難行動要支援者の家族、関係機関、自主防災組織と連携し、要支援者個別の発災時における避難経路や避難方法等について情報共有を図っています。 | 危機管理課 |
| | 関係各課及び社会福祉協議会と連携を図りながら、災害時避難行動要支援者システムを活用して台帳を作成し、民生委員・児童委員等による見守りにも活用しています。 | 福祉課 |
| ③災害時における医療機関との連携 | 小林市や保健所、消防署、警察署等の関係機関が実施する防災訓練等に相互に参加し、相互の連携強化を図っています。 | 危機管理課 |
| ④障がい者に配慮した避難所の整備 | 指定避難所になっている公共施設の建て替え時等において、トイレや必要備品等の整備を推進しています。 | 危機管理課 |
| | 福祉避難所の確保について、あらゆる障がい者の特性に応じた配慮や機能を備えた施設、事業所との連携が図られるよう、社会福祉法人にとどまらない設置、連携のアプローチを展開しているところですが、ニーズの把握や必要数の確保については、十分とはいえない状況となっています。 | 福祉課 |
| ⑤地域防災訓練の強化 | 各自主防災組織が実施する避難誘導訓練や初期消火訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練等の防災訓練に、全ての住民が参加するよう働きかけを行っています。 | 危機管理課 |
| (2) 防犯対策の推進 | | |
| ①防犯対策の啓発、防犯活動 | 警察署・小中学校等の関係機関、小林市防犯協会等の防犯団体との情報共有・連携強化を図っています。 | 危機管理課 |
| ②防災対策の啓発 | 自主防災組織が実施する防災訓練等に職員が出向き、防災講話の実施や機材の使用方法等の訓練を行うことにより、平常時からの自助・共助の重要性について周知を図っています。 | 危機管理課 |

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ③消費者トラブルの防止と支援 | 消費生活相談員2名のうち1名が不在となった期間もありましたが、相談窓口を開設できました。相談内容については、通信販売による化粧品や健康食品の購入に関する相談が多くなっているものの、世代を問わず副業に関する相談が増加しています。 | 市民課 |

【10 行政サービス等における配慮】

| 施策名 | 実施状況 | 担当課 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (1) 障がい及び障がい者への理解の促進 | | |
| ①必要かつ合理的な配慮の実施 | 障害者差別解消法の施行に伴い、市ホームページや窓口でのチラシ配布で周知を行いました。 | 庁内各課 |
| ②職員への啓発 | 障害者週間にポスター掲示やチラシを配付して周知を図りました。また、聴覚障がいに対する理解を深めるため、職員用パソコン閲覧板において手話講座への参加募集を行いました。 | 福祉課 |
| (2) 選挙における配慮 | | |
| ①情報提供の推進 | 直近の国政・県政選挙においては、知的障がい者への選挙解説DVDの作成や、付添人・家族を対象に投票方法を解説したパンフレットの作成等の取組が行われています。一方、市政選挙においては、候補者の情報が視覚や音声から直接伝わる機会が多く、候補者に委ねられている状況にあります。 | 選挙管理委員会 |
| ②投票環境の整備 | 各庁舎に開設する期日前投票所については、バリアフリー化が図られた環境となっています。投票日における各投票所においては、車いすの配置や一部の投票所でのスロープの設置を行っています。投票時の代理投票の適正な対応や点字投票者への不快のない対応等については実施できているものと考えています。 | 選挙管理委員会 |
| ③投票機会の確保 | 指定施設での各種不在者投票数は、横ばいで推移しており、それぞれの不在者投票管理者からは、有権者の投票意志の確認に十分に努めているとの報告を受けています。投票時の代理投票の適正な対応や点字投票者への不快のない対応等については実施できているものと考えています。 | 選挙管理委員会 |

2 アンケート調査結果からみた第4期計画期間の評価

令和元年度に実施した前回調査との比較により、経年評価を行いました。

評価にあたっては、有意差検定を用い、片側P値<0.05を「有意差（変化）あり」と判定しました。

(1) 日常生活を支える主な家族の健康状態

| 項目 | 前回 | 今回 | 評価 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|----|
| 【障がい者調査】 家族による支援（介助）を受けている障がい者のうち、主な支援者（介助者）の健康状態が「健康」もしくは「まあまあ健康」である障がい者の割合 | 78.0% | 86.9% | 改善 |

(2) 暮らしの現状と希望

| 項目 | 前回 | 今回 | 評価 |
|-----------------------------------------|-------|-------|----|
| 【障がい者調査】 経済的に「苦しい」もしくは「やや苦しい」障がい者の割合 | 44.8% | 49.5% | 悪化 |

(3) 外出

| 項目 | 前回 | 今回 | 評価 |
|--------------------------------------------------|-------|-------|----|
| 【障がい者調査】 おもいやり駐車場制度を知っている障がい者の割合 | 55.3% | 71.7% | 改善 |
| 【障がい者調査】 外出時の困りごとを抱える障がい者の割合 | 56.2% | 61.3% | 悪化 |
| 【障がい者調査】 日常生活・社会生活でのコミュニケーションに困りごとを抱える障がい者の割合 | 30.1% | 25.2% | 改善 |

(4) 雇用・就労

| 項目 | 前回 | 今回 | 評価 |
|----------------------------------------------------------|-------|-------|------|
| 【障がい者調査】 現在、仕事をしている障がい者の割合（就労継続支援利用を含む） ※18～64歳の回答を抽出 | 45.1% | 49.6% | 変化なし |

(5) 相談支援

| 項目 | 前回 | 今回 | 評価 |
|----------------------------------|-------|-------|----|
| 【障がい者調査】 生活における困りごとがある障がい者の割合 | 68.9% | 44.1% | 改善 |

(6) 障がい福祉サービス等

| 項目 | 前回 | 今回 | 評価 |
|------------------------------------------------|--------------------|--------------------|------|
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「居宅介護や重度訪問介護」利用者の割合 | 8.0% ※利用者 25 人 | 13.8% ※利用者 29 人 | 変化なし |
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「同行援護や行動援護」利用者の割合 | 14.3% ※利用者 21 人 | 6.3% ※利用者 16 人 | 変化なし |
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「生活介護」利用者の割合 | 6.0% ※利用者 117 人 | 13.6% ※利用者 81 人 | 悪化 |
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「就労移行支援」利用者の割合 | 9.5% ※利用者 21 人 | 0.0% ※利用者 15 人 | 変化なし |
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「就労継続支援 A 型・B 型」利用者の割合 | 12.2% ※利用者 41 人 | 12.5% ※利用者 40 人 | 変化なし |
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「自立訓練」利用者の割合 | 15.9% ※利用者 63 人 | 14.3% ※利用者 42 人 | 変化なし |
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「短期入所」利用者の割合 | 12.0% ※利用者 25 人 | 17.4% ※利用者 23 人 | 変化なし |
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「日常生活用具の給付、貸与」利用者の割合 | 8.5% ※利用者 59 人 | 11.5% ※利用者 52 人 | 変化なし |
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「移動支援」利用者の割合 | 13.8% ※利用者 29 人 | 10.0% ※利用者 30 人 | 変化なし |
| 【障がい者調査】 サービスに満足していない「コミュニケーション支援」利用者の割合 | 10.0% ※利用者 10 人 | 25.0% ※利用者 4 人 | 変化なし |

| 項目 | 前回 | 今回 | 評価 |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|------|
| 【障がい福祉サービス等事業所アンケート調査】 過去1年間において、利用者からの依頼に対して、受け入れ（事業提供）ができなかったことがある事業所の割合 | 22.2% | 21.6% | 変化なし |
| 【障がい福祉サービス等事業所アンケート調査】 円滑な事業運営のため、改善したい経営上の課題を持つ事業所の割合 | 100.0% | 100.0% | 変化なし |

(7) 障がいに対する市民の理解

| 項目 | 前回 | 今回 | 評価 |
|-----------------------------------------------------|-------|-------|------|
| 【障がい者調査】 障がいがあることによる差別等を受けた経験がある障がい者の割合 | 27.5% | 23.8% | 変化なし |
| 【障がい児調査】 障がいがあることによる差別等を受けた経験がある障がい児保護者の割合 | 20.7% | 22.5% | 変化なし |
| 【障がい者調査】 小林市民の障がい者への理解と認識が非常に深まっていると感じている障がい者の割合 | 6.1% | 4.8% | 変化なし |

(8) 障がい者にとって暮らしやすいまちづくり

| 項目 | 前回 | 今回 | 評価 |
|------------------------------------------------------------------------|-------|-------|------|
| 【障がい者調査】 小林市は障がい者にとって「とても暮らしやすい」もしくは「どちらかという暮らしやすい」と思っている障がい者の割合 | 56.1% | 56.8% | 変化なし |
| 【障がい児調査】 小林市は障がい者にとって「とても暮らしやすい」もしくは「どちらかという暮らしやすい」と思っている障がい児保護者の割合 | 49.6% | 49.3% | 変化なし |

第4章 第5期計画の基本的理念等

1 基本理念

認めあい、支えあう、

優しさあふれるふれあいのまち 小林

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けては、障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの選択により意思決定ができ、社会参加が促進されるよう、施策の充実を図っていくことが必要です。

また、障がい者を取り巻く物理的な障壁や、障がい者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、誰もが地域で安心して生活できる環境の整備が必要です。

これらの考え方を踏まえ、第4期計画においては、「認めあい、支えあう、優しさあふれるふれあいのまち 小林」を計画の基本理念としましたが、これらの考え方は普遍的なものであると考えられることから、本市に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介助や支援が必要になっても一人一人が尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進するための基本理念として、本計画においても、第4期計画の基本理念を継承することとします。

2 SDGsとの関係について

SDGsとは、平成27年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、本市が目指す共生社会の実現と密接に関係するものであり、障がい者施策の推進がSDGsの達成に向けて必要不可欠なものとなっています。

SDGsの17のゴールのうち、障がい者施策との関連が特に深いと考えられるもの



3 基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す7つの基本的視点の下に施策の展開を図ります。

- (1) 障がいを理由とする差別の禁止
- (2) 地域社会における共生
- (3) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (4) 当事者本位の総合的な支援
- (5) 障がい特性等に配慮した支援
- (6) アクセシビリティ[※]の向上
- (7) 総合的かつ計画的な取組の推進

※アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

(1) 障がいを理由とする差別の禁止

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障がい者団体等との連携を図りながら、市民や事業者・事業主の理解の下、障がいを理由とする差別の解消を図ります。

(2) 地域社会における共生

全ての障がい者は、障がいのない人と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。

このことを前提に、市民一人一人が障がいについて理解を深めることを推進するとともに、障がい者施策の推進を図ります。

(3) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、障がい者の意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(4) 当事者本位の総合的な支援

障がい者がライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野と連携を図り、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

(5) 障がい特性等に配慮した支援

性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、施策を推進します。

(6) アクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるよう、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めるとともに、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

(7) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な連携及び役割分担の下、障がい者施策を推進します。

4 施策の体系

| | |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>基本理念</p> | <p>認めあい、支えあう、 優しさあふれるふれあいのまち 小林</p> |
| <p>1 啓発・広報</p> | <p>(1) 啓発・広報活動の充実 (2) 福祉教育等の推進</p> |
| <p>2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> | <p>(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組の推進</p> |
| <p>3 教育・育成</p> | <p>(1) 障がい児支援・育成施策の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 切れ目ない支援体制の整備</p> |
| <p>4 雇用・就労、経済的自立の支援</p> | <p>(1) 一般就労支援施策の充実 (2) 一般就労が困難な障がい者への就労支援 (3) 経済的自立の支援</p> |
| <p>5 生活支援</p> | <p>(1) 相談支援体制の充実 (2) 意思決定支援の推進 (3) 福祉サービスの充実 (4) 社会参加の促進 (5) スポーツ・文化活動への参加促進 (6) 人材の育成、ボランティア活動の推進</p> |
| <p>6 保健・医療</p> | <p>(1) 障がいの原因となる疾病等の予防と早期支援 (2) 医療体制の確保 (3) 福祉・保健・介護・医療の連携</p> |
| <p>7 生活環境</p> | <p>(1) 住環境の改善・住宅の確保 (2) 道路や公園等のバリアフリー化の推進 (3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進 (4) 公共施設のバリアフリー化の推進</p> |
| <p>8 情報・コミュニケーション</p> | <p>(1) 情報提供体制の充実、行政情報のバリアフリー化 (2) 意思疎通支援の充実 (3) 情報機器等の普及促進</p> |
| <p>9 防災・防犯等</p> | <p>(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進</p> |
| <p>10 行政サービス等における配慮</p> | <p>(1) 行政サービスにおける合理的配慮の提供 (2) 選挙等における配慮</p> |

第5章 施策の展開

1 啓発・広報

広報による障がいに関する情報提供やイベント等の機会における啓発等を行い、市民の障がいや障がい者に対する理解促進を図るとともに、学校や関係機関の教育活動を通じた人権・福祉教育を推進します。

(1) 啓発・広報活動の充実

障がい及び障がい者に対する理解を深めるため、障害者福祉連絡協議会や障がい者自立支援協議会等の関係団体・機関等と連携しながら、市のホームページや広報紙等を活用しながら、啓発を行います。

また、障がい者を含めた人権問題の解決や理解を深めるために、関係機関と連携し、研修や講演会を実施します。

さらに、県教育委員会及び宮崎県人権・同和教育研究協議会の協力を得ながら、全ての小・中学校の社会科及び人権教育担当職員を対象に研修会を行います。

① 啓発・広報の推進

【現状】

小林市障害者福祉連絡協議会や小林市障がい者自立支援協議会等の関係団体・機関等と情報共有を図りながら、市のホームページや広報紙、窓口での「しょうがいしゃのしおり」配付による各種制度等に関する情報提供・周知啓発を行っています。

また、障害者週間においては、市役所交流スペースにおけるポスター掲示等による啓発を行っています。

【今後の方向性】

各協議会と連携を図りながら、効果的な啓発及び市民、関係団体等へのわかりやすい情報の継続的な発信に努めます。[福祉課]

② 意識啓発活動の充実

【現状】

「福祉しょっぴ」を市役所市民交流スペースにて隔月ごとに6回開催し、障がい者と市民との交流の場となっています。

また、手話教室を小・中学校のこすもす科の授業において実施し、手話の普及啓発を図っています。

【今後の方向性】

「福祉しょっぴ」の開催について周知を図ります。

手話教室については、学校以外の事業所（病院、銀行、消防署、警察署等）に案内を行い、手話によるコミュニケーションの普及啓発を図ります。[福祉課]

③ 人権啓発の推進

【現状】

人権啓発講演会及び映画祭を開催し、人権意識の高揚に努めています。

また、子どもたちが障がい者の人権に関する学びを深める機会として、小学校で人権教室を開催し、ボッチャ体験等を行っています。

その他、市内小中学校の社会科担当者及び人権教育担当者への研修会において、県人権同和教育課の指導主事による講演等を行っています。

【今後の方向性】

今後も、これまでの取組を継続して実施しますが、市内小中学校の社会科担当者及び人権教育担当者への研修会については、様々な講師による講演が実施できるよう、県人権同和教育課に加え、県人権・同和教育研究協議会とも連携強化を図ります。[市民課・学校教育課]

④ 発達障がいへの理解の促進

【現状】

障がい者自立支援協議会こども部会に参加し、意見交換や情報共有を行い、発達障がいへの理解の促進を図っています。

各種相談窓口において、児童通所支援の利用について案内を行うほか、乳幼児健診等において、療育が必要な可能性があると判断された児童の保護者に対し、相談に関する情報提供を行い、公認心理師や言語聴覚士による相談を受けることの勧奨を行っています。

【今後の方向性】

今後も、発達障がいへの理解促進を図りますが、特に療育が必要と思われる児童の保護者の理解が得られ、特性に応じた適切な支援・早期療育につながるよう、様々な機会において、情報提供に努めます。[福祉課・こども課]

⑤ 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発

【現状】

精神保健福祉についての知識・理解を深めるため、西諸精神障がい者協議会に参加し、関係機関との意見交換、情報共有を行っています。

また、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費（精神通院医療）の手続きについて、ホームページへ掲載し周知を図っています。

その他、精神障がい者の理解と地域との交流を目的として行われる「こすもす祭」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催休止が続いていましたが、令和6年度より再開したほか、精神障がい者家族会が開催する講演会・交流会を通じ、精神障がい者への理解の啓発を行っています。

【今後の方向性】

精神障がいに対する多様な相談・課題の解決に向けて、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、「こすもす祭」については実行委員として関係機関と連携しながら啓発活動に取り組みます。[福祉課・健康推進課]

(2) 福祉教育等の推進

総合的な学習の時間や学校行事等を活用し、学校の近隣地域の社会福祉団体、ボランティア等と連携しながら、福祉施設訪問等の体験活動等と道徳の時間を関連させた「人にやさしいまちづくり」を推進するとともに、特別支援学校の子どもの交流機会等を通じて、児童生徒の障がい及び障がい者に対する理解の浸透を図ります。

また、幼保小連絡協議会を定期的で開催し、幼保・小で一貫した教育の推進を図り、各研修会、子ども同士の交流、教職員の交流を通して幼保段階から小学校への滑らかな接続を図ります。

さらに、各学校において、小林市人権教育基本方針を基に作成した人権教育の全体構想に沿って、道徳の時間を核に心の教育を進め、全教育活動を通して人権教育の充実を目指した取組を行います。

① 学校における福祉教育の推進

【現状】

福祉課等と連携して、各学校の総合的な学習の時間、こすもす科、学校行事とからめ、車いす体験や手話学習等を実施しており、障がい者に対する理解浸透を図っています。

【今後の方向性】

人にやさしいまちづくりに児童生徒が参画できるよう、児童生徒の意見をまちづくりに反映できるような仕組みを検討します。[学校教育課]

② 交流教育の推進

【現状】

幼保小連携協議会や研修会を定期的を開催しており、研修会については、幼保小連携及び接続に関する内容等について学ぶ機会として開催しています。

【今後の方向性】

幼保小連携協議会等において、今後の方向性等について協議を行いながら、交流教育の推進を図ります。[学校教育課]

③ 人権教育の推進

【現状】

各学校において、道徳教育をはじめ教育活動全体を通じ、児童生徒一人一人の意識が高まるよう取り組んでおり、「西諸みんなで人権を考える取組」については、各学校で参観日に道徳の授業を行うなど、家庭（保護者）も巻き込んだ推進が図られています。

工夫された取組が推進されている一方、形骸化された取組もあることが課題となっています。

【今後の方向性】

研修等において、事例紹介等を行うことで、指導方法のさらなる工夫・改善を図ります。[学校教育課]

④ 地域における福祉教育の推進

【現状】

家庭教育学級やしあわせ学園、生きがい（高齢者）学級における人権に係る講座の実施を推進しています。

【今後の方向性】

家庭教育学級等に対して、人権に係る講座の実施を呼びかけるとともに、実践例の紹介や、カリキュラム作成に係る相談に対応するなど、取り組みやすく魅力ある活動となるよう支援します。[社会教育課]

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

「障害者差別解消法」等に基づき、障がい者を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者への虐待防止等、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

日常生活における障がい者の権利が損なわれることがないように、権利擁護や成年後見制度を推進します。

また、障がい者への虐待の未然防止や早期発見等の取組を推進します。

① 権利擁護の推進

【現状】

障がい等の理由で判断能力やコミュニケーションが不十分な人が、住み慣れた地域で安心した生活を続けるため、成年後見センターこばやしにおいて、障がい者の意思能力や生活状況に応じて、成年後見制度を活用した財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供しています。

また、制度の利用促進を図るため、地域への出前講座等において、周知を図っています。

【今後の方向性】

成年後見センターこばやしにおいて、権利擁護サービスを提供していくとともに、市民や関係機関等への周知を図ることで、制度の利用促進を図ります。[福祉課]

② 虐待防止に向けた取組の充実

【現状】

福祉課内に「障がい者虐待防止センター」を設置し、研修会への参加等を通じた対応の質の向上を図りながら、相談への適切な対応に努めています。

子どもに対する虐待については、令和6年度に「こども家庭センター」を設置し、妊娠時から子育て期にかけての切れ目のない支援の提供体制を確保するとともに、「小林市要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関との連携強化も図りつつ、適宜ケース会議を実施しながら、適切な支援の提供に努めています。

【今後の方向性】

職員のスキルアップを図りながら、「障がい者虐待防止センター」において、相談への適切な対応に努めます。

子どもに対する虐待については、関係機関との連携強化・情報共有を図りながら、「こども家庭センター」を中心に適切な支援の提供に努めます。[福祉課・こども課]

(2) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組の推進

日常生活及び社会生活全般に係る分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、「障害者差別解消法」の内容や障がいの特性等について周知・啓発を図ります

また、障がい者及びその家族からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、必要な体制の整備を図ります。

① 障害者差別解消法の周知

【現状】

障害者差別解消法について、市ホームページや窓口でのチラシ配布等による周知を図っています。

【今後の方向性】

障がいを理由とする差別の解消を図るため、「障害者差別解消法」の趣旨・目的等の周知・啓発を広く行うとともに、合理的配慮の提供が義務化されたことも踏まえ、民間事業者に対しては、商工会議所等の関係機関とも連携しながら、周知・啓発を行います。[福祉課]

② 差別に関する連携体制の充実

【現状】

障がい者の相談に対応するため、「にしもろ基幹相談支援センター」を中心に各相談支援事業所と連携・情報共有を図っています。

【今後の方向性】

障がいのある人やその家族からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じられるよう、「にしもろ基幹相談支援センター」や関係機関との連携強化を図ります。[福祉課]

3 教育・育成

障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができる仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を目指し、障がいのある子どもの保育・教育の充実を図ります。

(1) 障がい児支援・育成施策の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で保育等を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図りながら、保育の充実を図ります。

① 保育士等の研修の実施

【現状】

県が実施する研修会等の情報提供や保育所等からの園児に関する相談等への対応を通じて、より適切な保育が提供されるよう支援しています。

また、障がい者自立支援協議会こども部会において、意見交換を行うなど、障がいのある子どもに対する保育の質の向上を図っています。

【今後の方向性】

関係機関との情報共有や連携体制の強化といった、これまでの取組を継続して実施し、障がいのある子どもに対する保育の質の向上を図ります。[福祉課・こども課]

② 発達障がい児への支援

【現状】

発達障がい児への支援の充実を図るため、障がい者自立支援協議会こども部会に参加し、圏域内の児童発達支援事業所や母子保健担当課等の関係機関との情報共有・連携強化を図っています。

また、保育所等と連携し、障がいのある子どもの早期発見・早期支援に努めています。

【今後の方向性】

発達障がいのある子どもに係るニーズが増えていることも踏まえ、課題の解決に向けた関係機関との情報共有や連携体制の強化を図ります。

また、保育所等と連携した、障がいのある子どもの早期発見・早期支援に資する取組を継続して実施します。[福祉課・こども課]

③ 多様な教育・保育サービスの充実

【現状】

障がいを有する児童及び特別な配慮を要する児童を受け入れている保育所等に対し、保育士等の配置に対する補助を行っています。

【今後の方向性】

障がいを有する児童及び特別な配慮を要する児童の支援に必要な保育士の確保に向け、補助事業等を引き続き行います。[こども課]

④ 相談支援体制の充実

【現状】

幼児期の子どもについては、家庭児童相談員等が相談に対応しています。

小学校就学前には、保護者を対象とした就学相談会を開催し、小学校入学への不安解消を図るとともに、個別の学校見学等を実施することで、入学後の学校生活がスムーズになるような体制づくりに努めています。

令和6年度には、妊娠時から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うため、「こども家庭センター」を設置し、相談支援体制の充実を図っています。

【今後の方向性】

これまでの取組を継続して実施するとともに、「こども家庭センター」を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

一方、就学相談会等については、相談希望者が年々増加し続けており、相談対応に課題も生じてきていることから、相談員の増員や相談日程の追加等について検討を行ったうえで実施します。[こども課・学校教育課]

⑤ 保護者への子育て支援

【現状】

親子の遊びの場や、保護者同士・子ども同士の交流の場として、子育て支援センターを市内3か所に設置し、必要に応じて、子育てに関する相談対応等を行っています。

また、放課後等デイサービスや日中一時支援、短期入所、ファミリー・サポート・センター等の福祉サービスを提供することで、保護者の負担軽減を図っています。

【今後の方向性】

保護者の育児への不安や悩みの解消、精神的負担等の軽減を図られるよう、事業の周知や提供体制の確保を図りながら、保護者同士の交流・活動や福祉サービスの提供による子育て支援を推進します。[こども課・福祉課]

⑥ 保育所等訪問支援

【現状】

保育所等を利用している障がいのある子どもが、保育所等で集団活動を行うにあたり、専門的な援助を必要とする場合に行う「保育所等訪問支援」により、集団生活に適應するための支援を行っています。

【今後の方向性】

ニーズが増えていることから、サービス提供体制の確保を図ります。[福祉課]

(2) 学校教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や専門性の向上に努めます。

① 個別支援体制の推進

【現状】

各学校の実情に合わせて特別支援教育支援員を配置することで、特別な支援を要する児童生徒の特性に応じた支援ができるよう努めています。

【今後の方向性】

研修会等を通じて特別支援教育支援員の支援技能の向上を図ることや教育支援ファイル「絆」の活用促進を図ることで、特性に応じた個別支援の強化を図ります。[学校教育課]

② 特別支援教育の充実

【現状】

チーフコーディネーターやエリアコーディネーター、エリアメンター、関係機関等との連携を図りながら、支援の必要な児童生徒に対する適切な教育の推進に努めています。

特別支援学級の児童生徒数が増加傾向にあり、今後に向けては、コーディネーターの育成が必要な状況にあります。

【今後の方向性】

コーディネーターや関係機関との連携を図るとともに、発達支援事業所とのネットワークの拡充を図ります。[学校教育課]

③ 教育上の相互理解

【現状】

障がいについての理解を深める取組として、小林こすもす支援学校が併設されている東方小学校・東方中学校においては、交流会や交流給食、合同運動会、避難訓練等の学校行事を通じた活動が行われています。

【今後の方向性】

東方小学校・東方中学校以外の学校における取組についても検討を行います。[学校教育課]

④ 学校施設・設備の改善

【現状】

児童生徒の状況に合わせて、随時、バリアフリー化を行っています。

また、トイレの洋式化についても、ユニバーサルデザインを考慮しながら年次的に整備を行っています。

【今後の方向性】

今後も、児童生徒の状況に応じて年次的に整備を行っていくとともに、学校施設の大規模な整備や建替が生じた際には、バリアフリーに十分に配慮し、誰でも使いやすい学校施設の整備に努めます。[学校教育課]

⑤ 教員の専門性の向上

【現状】

幼保小連絡協議会や市校長会及び教頭会等において、市で取り組んでいる教育支援ファイル「絆」をもとに、幼児児童理解と学校での合理的配慮等について、校内共通理解を図るよう周知しています。

また、夏休み期間中に実施する就学相談会について案内し、インクルーシブ教育推進体制の構築を図っています。

【今後の方向性】

教育支援ファイル「絆」の活用が形骸化してきている面があることを踏まえ、ファイル活用の具体例を示すなど、周知の工夫を図ります。[学校教育課]

⑥ 放課後等の居場所づくり

【現状】

障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に行うことにより、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所の役割を担う、放課後等デイサービスについて、相談支援事業所を通じたサービス利用計画に基づきサービスの提供を行っています。

【今後の方向性】

障がいのある子どもに対する放課後等デイサービスについて、ニーズが増えていることから、サービス提供体制の確保に努めます。[福祉課]

(3) 切れ目ない支援体制の整備

障がいのある子どもが、将来、自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、小学校就学前から卒業後までの一貫したきめ細やかな支援の構築を進めます。

① 小学校就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築

【現状】

教育支援ファイル「絆」の活用が、小学校就学前から卒業に至るまでの切れ目のない支援体制の促進につながると考えられることを踏まえ、就学相談会や、福祉関係機関・教育関係機関が集まる会議にて教育支援ファイル「絆」の周知に努めています。

【今後の方向性】

学校によって教育支援ファイル「絆」の活用の程度に差が出ていることから、市全体での活用が促進されるよう、現在実施している方法以外の周知方法について検討を行います。[学校教育課]

② 児童発達支援事業の充実

【現状】

障がいのある就学前児童に、日常生活における基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業について、相談支援事業所を通じたサービス利用計画に基づきサービスの提供を行っています。

【今後の方向性】

障がいのある就学前児童に対する児童発達支援事業について、ニーズが増えていることから、サービス提供体制の確保に努めます。[福祉課]

4 雇用・就労、経済的自立の支援

障がい者が、地域で自立した生活を送るための基盤として、就労は重要であり、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、可能な限り本人の希望に応じた就労を実現するため、雇用・就労支援を推進します。

また、障がい者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

(1) 一般就労支援施策の充実

ハローワークや雇用・就労に係る県の機関等と連携を図り、障がい者の雇用に対する理解を深め、働く機会の充実に努めます。

また、障がい者就労支援事業等により、障がい者の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

① 企業等における理解の促進

【現状】

広報紙への掲載等により、法定雇用率等の障害者雇用促進法の周知や障がい者雇用についての理解促進を図っています。

【今後の方向性】

ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用に係る周知を図ります。[福祉課]

② 均等な雇用機会・待遇の確保

【現状】

障害者雇用連絡会議やハローワーク等の関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向け、情報共有や就職説明会の開催に向けて連携を図っています。

また、地方公共団体としての法定雇用率の達成に向け、市職員（会計年度任用職員を含む）採用試験について、障がい者を対象とした試験区分を設けるなど、市職員に係る障がい者雇用を推進しています。

【今後の方向性】

令和元年度より小林地区として開催している「障がい者ふれあい就職説明会」を継続して開催しつつ、障がい者・事業者双方への周知・啓発を図ることで、雇用機会の確保を図ります。

また、地方公共団体としての法定雇用率の引き上げが行われたことも踏まえ、市職員に係る障がい者雇用を引き続き推進します。[福祉課・総務課]

③ 障がい者就労支援事業の活用

【現状】

ハローワークと連携し、障がい者ふれあい就職説明会を開催しています。
また、相談支援事業所と連携し、就労に向けた福祉サービスの提供を行っています。

【今後の方向性】

関係機関と連携し、障がい者ふれあい就職説明会の継続的な実施や、就労に向けた福祉サービスの提供体制の充実等の障がい者の雇用促進に向けた取組を推進します。[福祉課]

④ 一般就労への移行

【現状】

各種協議会を設置するなど、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進に努めています。

【今後の方向性】

これまでの取組を引き続き推進するとともに、障がい者雇用の促進を図るための民間企業への働きかけ等についても検討を行います。[福祉課]

(2) 一般就労が困難な障がい者への就労支援

働く意欲があっても、一般就労が難しい障がい者に対して、個々の特性・希望を踏まえた就労が行えるよう、就労支援体制の整備を支援します。

また、障がい者の福祉的就労に対する支援として、「小林市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づく、障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

① 福祉的就労の支援

【現状】

障がいの特性に配慮して提供される就労移行支援事業や就労継続支援事業を活用し、一般就労が困難な障がい者の福祉的就労を支援しています。

また、市役所庁舎内における「福祉売店えみあす」の開設、「福祉しょっぴ」の開催、福祉バザーや福祉推進大会への出店機会の確保等を通じて、障がい者の就労機会の提供と障がい者に対する理解の普及を図っています。

【今後の方向性】

障がいに対する市民の理解の普及や利用者の工賃向上を図るため、「福祉売店えみあす」や「福祉しょっぴ」の周知等を図ります。[福祉課]

② 物品・役務の調達の推進

【現状】

「小林市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進しています。

【今後の方向性】

障がい者就労施設等からの物品・役務の調達の促進を図るため、「小林市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」等の庁内への浸透を図ります。[福祉課]

(3) 経済的自立の支援

障がい者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

① 各種手当等の支給

【現状】

ホームページにおける広報や相談機会等を通じて、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当といった各種手当制度等の内容に関する周知を図り、申請内容に基づいた支給を行っています。

【今後の方向性】

周知方法の改善や内容の見直し・更新等を行うなど、制度の浸透を図りながら、適正な支給の実施に努めます。[福祉課]

② 医療費の助成

【現状】

障がい者が、必要な医療を適切に受けることができるよう、ホームページにおける広報や相談機会等を通じて、重度障がい者への医療費助成や自立支援医療費支給事業について、周知を行い、利用促進を図っています。

【今後の方向性】

引き続き周知に努めることで、制度等の利用促進を図るとともに、重度障がい者医療費助成の精神障がい者への対象者拡大等について、県と連携した支援に努めます。[福祉課]

③ 障がいのある子どもへの就学奨励

【現状】

障がいのある児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、申請に基づく援助対象者の認定を行ったうえで家庭の経済状況等に応じた援助を実施することで、経済的負担の軽減を図っています。

【今後の方向性】

保護者への分かりやすい制度の周知に努めながら、継続して事業を実施します。[学校教育課]

5 生活支援

障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人一人の障がい者のニーズ・実態に応じた相談支援体制及び障がい福祉サービス等の量的・質的充実、社会参加の促進等を推進します。

(1) 相談支援体制の充実

障がい者の様々な相談に対応できるよう、「にしもろ基幹相談支援センター」を中心に、関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の構築を図るとともに、民生委員・児童委員等の協力も得ながら、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

また、障がい・子ども・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業（愛称：スコープ事業）のさらなる推進を図ります。

① 相談支援体制の充実

【現状】

令和3年10月に、えびの市・高原町と「にしもろ基幹相談支援センター」を共同設置するなど、いつでも相談を受けられる体制の充実に努めています。

また、関係機関と連携した相談支援体制を構築するため、障がい者自立支援協議会相談支援部会への参加等により、関係機関との連携強化を図っています。

さらに、障がい分野以外の複雑化・複合化した支援ニーズにも包括的に対応するため、「スコープ事業」を令和5年度から本格実施し、重層的支援体制の整備を図っています。

【今後の方向性】

包括的な相談対応ができる窓口として設置している「にしもろ基幹相談支援センター」の周知を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。[福祉課]

② 身近な相談員による相談体制の充実

【現状】

各種会議や研修会等への参加により、民生委員・児童委員や関係機関との連携強化を図りつつ、「にしもろ基幹相談支援センター」を中心に相談への対応を行っています。

【今後の方向性】

民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、身近な人や場所に相談することができる体制の充実に努めます。[福祉課]

(2) 意思決定支援の推進

国のガイドライン等も踏まえ、障がいの特性や障がいの程度等に応じて、本人の意思が可能な限り反映されるよう、意思決定に係る支援を行います。

① 意思決定のための支援

【現状】

本人が安心して自信を持って自由に意思表示ができるよう、基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携を図りながら、意思決定のための支援を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、関係機関と連携しながら、意思決定のための支援を行います。[福祉課]

② 意思決定支援体制の促進

【現状】

障がい者自立支援協議会相談支援部会において、事例検討会を行い、自己決定や意思決定が困難な障がい者を支援するための検討を行っています。

【今後の方向性】

障がい者本人の意思が尊重されるよう、障がい者自立支援協議会相談支援部会において、意思決定支援に係る検討を行い、支援内容の改善を図ります。[福祉課]

(3) 福祉サービスの充実

障がい者の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス等を中心に提供体制の充実を図るとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

① 訪問系サービスの充実

【現状】

障がい者が、その適性に応じて、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援事業所と連携しながら、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスを提供しています。

【今後の方向性】

サービスの周知を図りながら、サービスを必要とする障がい者に対する支援を引き続き提供するとともに、ニーズを踏まえたサービスの提供体制の確保に努めます。[福祉課]

② 日中活動系サービスの充実

【現状】

障がい者の自立や社会参加の促進を図るため、主に日中において、通所等による生活介護や自立訓練等のサービスを提供しています。

【今後の方向性】

サービスの周知を図りながら、サービスを必要とする障がい者に対する支援を引き続き提供するとともに、ニーズを踏まえたサービスの提供体制の確保に努めます。[福祉課]

③ 居住系サービスの充実

【現状】

障がい者が安心して生活できるよう、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居において必要な援助を提供しています。

【今後の方向性】

サービスの周知を図りながら、サービスを必要とする障がい者に対する支援を引き続き提供するとともに、ニーズを踏まえたサービスの提供体制の確保に努めます。[福祉課]

④ 地域生活支援事業の推進

【現状】

障がい者が、その有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業等を実施し、障がい者や介助者の地域生活を支援しています。

【今後の方向性】

事業の周知を図りながら、事業を必要とする障がい者に対する支援を引き続き提供するとともに、ニーズを踏まえた事業の実施体制の確保に努めます。[福祉課]

⑤ 家族介護者への支援

【現状】

緊急時の受け入れや、障がい者を介護している家族の負担軽減等に資する短期入所サービスや日中一時支援事業等について、周知を図りながら、サービス利用計画に基づき支給決定を行っていますが、短期入所サービスについては供給量を上回るニーズがある状況となっています。

【今後の方向性】

緊急時の対応の観点から、短期入所サービスについて、提供体制の確保に向けた取組を推進します。[福祉課]

⑥ サービスの質の向上

【現状】

利用者本位のサービスが提供されるとともに、障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、障がい者自立支援協議会において、事業者同士や行政と事業者間の連携を図っています。

また、研修会の開催、基幹相談支援センターによる相談支援事業所への専門的指導や助言等により、サービスの質の向上を図っています。

一方、障害者支援施設及び共同生活援助事業所に対しては、地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けることが新たに義務付けられ、令和7年度からは完全義務化されます。

利用者がその人らしく安心して暮らすことができるよう、事業者には、この仕組みもうまく活用しながら、地域との連携を推進していくことが求められています。

【今後の方向性】

事業者数の増加により、障がい者自立支援協議会の規模が拡大していく中、事業者同士や行政と事業者の情報共有体制・連携体制を構築していくとともに、人材確保等の課題の共有を行いながら、サービスの量的・質的充実を図ります。

また、「地域連携推進会議」への参画により、事業者と地域の連携の促進を図ります。

[福祉課]

(4) 社会参加の促進

障がい者が生きがいを持って地域で暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら、地域交流や地域行事への参加促進を図ります。

① 地域交流の促進

【現状】

交流に資する取組の一つとして、県が開催する障がい者スポーツ大会について、事業所や各種団体、市民への参加勧奨を行っていますが、参加者数が減少傾向にあります。

【今後の方向性】

障がい者スポーツ大会等の交流機会に係る周知・啓発の強化を図ります。[福祉課]

② 地域行事への参加促進

【現状】

障がい者が参加しやすいイベントとして、「福祉しょっぴ」の周知による参加促進を図っています。

また、障がい者スポーツ教室を開催し、参加者同士の交流を図っています。

【今後の方向性】

「福祉しょっぴ」や障がい者スポーツ教室を継続して開催するとともに、新たなイベントの開催についても、地域の状況等を考慮しながら検討を行います。[福祉課]

(5) スポーツ・文化活動への参加促進

潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動等への参加を促進することで、障がい者の地域の中での生きがいづくりを支援します。

特に、障がい者スポーツについては、全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした普及促進を図ります。

① スポーツ活動の参加機会の充実

【現状】

障がい者スポーツの普及のため、スポーツ推進委員と連携し障がい者スポーツ教室への講師派遣や宮崎県障がい者スポーツ大会への参加支援を行っています。

また、全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備を進めるとともに、車いすバスケットボール大会の誘致等も行っています。

さらに、「ガッツイ運動教室（健康運動教室）」への障がい者の参加受け入れや「こばやし霧島連山絶景マラソン大会」における障がい者部門の設置を行い、健常者とともに運動・スポーツを楽しむ機会の提供も行っています。

【今後の方向性】

これまでの取組を継続して実施していくとともに、全国障害者スポーツ大会の開催も見据え、関係機関・団体と連携しながら、障がい者スポーツ大会の開催等による障がい者スポーツの普及促進を図るとともに、障がい者スポーツを通じた障がい者と健常者、障がい者同士の交流の場の提供について検討を行いながら推進します。[福祉課・スポーツ振興課・健康推進課]

② 文化活動の参加機会の充実

【現状】

障がい者の文化・芸術活動や余暇活動への参加支援として、「こすもす祭」への参加協力や公共施設の利用料に係る減免等を行っています。

【今後の方向性】

各種イベントや支援制度の周知等を図りながら、活動支援を引き続き行います。[福祉課]

(6) 人材の育成、ボランティア活動の推進

多様化する障がい者のニーズ等に対応できるよう、サービス等の担い手となる福祉に関わる人材の確保と活用、障がい者団体・ボランティア団体に対する活動支援等を推進します。

① 専門人材の確保

【現状】

福祉に携わる人材確保のため、事業者による新規就労に係る一時金（就職手当）の支給を支援する「福祉人材確保対策支援金制度」を令和5年度から開始し、令和6年度から対象要件の緩和を行っています。

また、障がい者福祉に携わる人材としての資質向上のため、研修への参加促進等に努めています。

【今後の方向性】

引き続き、事業者の人材確保の取組に対する支援に努めます。[福祉課]

② ボランティア活動の促進

【現状】

ボランティア活動の促進を図るため、小林市社会福祉協議会が設置している「小林市ボランティアセンター」を中心に、関係機関と連携しながら、中学生や高校生といった若い世代を含む、ボランティアの養成及びボランティア団体の機能強化を図っています。

また、地域における生活支援ボランティア活動を推進しており、現在57行政区中12行政区において、生活支援ニーズに対応するための活動が行われています。

【今後の方向性】

今後も「小林市ボランティアセンター」を中心に、ボランティアの養成及びボランティア団体の機能強化を図るとともに、生活支援ボランティアの未実施地区における働きかけを推進します。[福祉課]

③ ボランティアに関する情報提供の充実

【現状】

生活支援コーディネーターだよりや社協だより、市の広報等を通して、ボランティア活動や支援内容、講座等の情報提供や紹介を行っています。

【今後の方向性】

現在実施している情報提供の取組の拡充やその他の手法の検討等を行います。[福祉課]

6 保健・医療

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病予防を図るとともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障がい者がきめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを推進します。

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防と早期支援

障がいの早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた健康に関する取組を推進します。

① 乳幼児期における支援体制の充実

【現状】

乳幼児健診等を通して、療育が必要な児童を早期に療育につなげられるよう、健診受診率の向上に努めており、療育が必要な可能性があるとして判断された児童については、医療機関の受診や、公認心理師や言語聴覚士が対応する相談を受けることを勧奨しています。

また、療育が必要な児童の早期発見・早期療育につながるよう、保育施設等と連携を図っています。

療育が必要と判断された場合には、相談支援事業所と連携し、サービス利用計画に基づき、児童発達支援の利用に係る支給決定を行っています。

【今後の方向性】

様々な機会において、適切に療育が必要な児童を発見し、早期療育につなげられるよう努めます。

療育の実施にあたっては、児童発達支援の利用者が増加傾向にあることから、提供体制の確保に向けた取組を推進します。[こども課・福祉課]

② 成人に係る各種健（検）診等の実施

【現状】

障がいの原因となる疾病等の予防や病気の早期発見・早期治療につなげるため、特定健康診査や各種がん検診の対象者全員への通知による健（検）診の受診勧奨等による受診率向上を図っています。

また、特定健康診査の結果に応じた、精密検査等の受診勧奨や特定保健指導を行い、障がいの原因となる疾患の重症化予防に努めています。

【今後の方向性】

特定健康診査の受診率は改善しているものの、十分であるとは言えないことから、受診環境の整備、勧奨の実施、広報による周知啓発等を継続的に実施することで、受診率向上を図ります。

また、精密検査等の受診勧奨や特定保健指導の実施を引き続き行うとともに、出前健康講座や、イベント等での健康相談、広報等による健康情報の発信等を通じて、市民全体の健康意識の向上を図ります。[健康推進課]

③ 精神保健対策の充実

【現状】

こころの健康セミナー等の健康教育を通じて、市民一人一人が自身のこころの健康の維持・増進を図ることができるよう努めています。

また、必要に応じて、適切な相談機関・窓口へのつなぎを行うとともに、相談者本人の意思を尊重しつつ、相談機関・窓口間の連携や情報共有に取り組んでいます。

【今後の方向性】

これまでの取組を引き続き実施するとともに、相談者が抱える多様化・複合化した課題に包括的に対応できる体制の構築を図ります。[健康推進課・福祉課]

(2) 医療体制の確保

障がいのあるなしにかかわらず、身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関と連携を図り、医療体制の確保に努めます。

① 地域医療体制の確保

【現状】

市内の精神病床を有する病院数は精神科2機関であり、発達障がいについては、小児科1機関、精神科1機関で診療等が行われています。

また、小林看護医療専門学校に対する支援や看護学生への奨学金の貸与・返還の一部補助を行い、地域医療を担う人材の育成・確保に努めています。

その他、地域医療に係る市民団体への支援や協働による活動の推進に努めています。

【今後の方向性】

現在の地域医療体制を維持・継続できるよう、関係機関と連携を図りながら、地域医療体制の確保のための取組を推進します。[健康推進課]

② 救急医療体制の確保

【現状】

県が整備・運営する病院群輪番制による24時間体制の精神科救急医療体制において、市内の精神科1機関が参加しています。

また、西諸医師会の協力の下、日曜祝日在宅当番医制ならびに時間外急病診療体制を実施しており、日曜・祝日は小児科の急病患者の診療体制を充実させているほか、宮崎県救急医療行政連絡協議会との連携により、ドクターヘリの運用も行っています。

その他、宮崎大学医学部に寄附講座を開設し、災害・救急医療体制の強化を図っています。

【今後の方向性】

現在の救急医療体制を維持・継続できるよう、関係機関と連携を図りながら、救急医療体制の確保のための取組を推進します。[健康推進課]

③ 歯科治療に関する情報提供

【現状】

障がい者歯科診療に携わる歯科医等の情報の把握に努めていますが、情報を必要とする人への情報提供までには至っていない状況にあります。

【今後の方向性】

障がい者が安心して歯の治療を受けられるよう、必要な情報の把握に努めるとともに、相談があった場合等において、適宜情報提供を行います。[健康推進課]

(3) 福祉・保健・介護・医療の連携

地域社会において障がい者が安心して生活を送るため、行政機関や施設、病院、その他関係機関等との連携の強化を図ります。

また、福祉・保健・介護・医療の一体的な提供の観点から、ケアマネジメント（計画相談）の質の向上を図ります。

① 関係機関等との連携強化

【現状】

障がい者自立支援協議会等を通じて、行政機関や施設、病院、その他関係機関との連携を図っています。

【今後の方向性】

引き続き、障がい者自立支援協議会等を通じて、関係機関との連携を図ります。[福祉課]

② ケアマネジメント（計画相談）の質の向上

【現状】

障がい者自立支援協議会相談支援部会での事例検討や「にしもろ基幹相談支援センター」による指導助言等により、ケアマネジメント（計画相談）の質の向上を図っています。

【今後の方向性】

これまでの取組を引き続き推進していくとともに、「にしもろ基幹相談支援センター」が相談支援の中核として活動できるよう、専門職員の確保に努めます。[福祉課]

③ 医療的ニーズへの対応

【現状】

関係機関等が連携を図るための協議の場として、障がい者自立支援協議会を設置していますが、令和4年度には、医療的ケア児支援のための協議の場を設置し、関係機関間で必要な情報の把握と共有に努めています。

【今後の方向性】

医療的ケアが必要な人の把握に努めるとともに、協議の場を通じて関係機関との連携を図ります。[福祉課]

7 生活環境

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、住宅の確保・住環境の改善を図るとともに、障がい者が安心して生活できる公共施設等のバリアフリー化を推進します。

(1) 住環境の改善・住宅の確保

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活用具給付事業に基づく住宅改修に要する費用の助成を継続するとともに、グループホームの開設に対して支援を行います。

① 住環境の改善

【現状】

日常生活用具給付事業に基づき、障がい者が居住する住宅への手すり取付けや段差解消等に要する費用の助成を行っています。

【今後の方向性】

日常生活用具給付事業に基づき、住宅改修に係る費用助成を行います。[福祉課]

② 住宅の確保

【現状】

グループホームの整備について、開設相談のあった事業者に対し、補助事業に係る情報提供等を行っています。

【今後の方向性】

グループホームの開設に対して必要に応じた支援を行います。[福祉課]

(2) 道路や公園等のバリアフリー化の推進

道路や公園等の改修・整備時においては、バリアフリー化とともに、利便性・安全性の向上を図り、誰もが利用しやすい道路や公園等の改修・整備に努めます。

① 道路のバリアフリー化の推進

【現状】

バリアフリー整備事業において、障がい者等がスムーズな歩行ができるよう路面・歩道の段差解消および側溝有蓋化を行い、障がい者の歩行安全・転落防止等の快適な生活環境整備を図っています。

【今後の方向性】

整備が完了しておらず、交通弱者である高齢者や障がい者、児童生徒が安心、安全に道路を通行できるよう通行帯等の整備、段差解消等のバリアフリー対策や防護柵等の交通安全施設の充実が必要な箇所もある現状を踏まえ、高齢者や障がい者、児童生徒が安心、安全に道路を通行できるよう歩道改良、段差解消等の整備を計画的に推進します。[建設課]

② 公園等のバリアフリー化

【現状】

公園施設長寿命化計画に基づき、施設の維持管理や修繕を行うことで、公園の安全管理及び障がい者等にやさしいバリアフリー環境づくりに努めており、おおむねバリアフリー化が完了している状況にあります。

【今後の方向性】

子どもから高齢者まで、利用者が憩いの場として交流できるよう、景観に配慮した公園や緑地の維持管理を図るとともに、障がい者等にやさしいバリアフリー環境の維持に努める一方、財政面の課題も生じていることから、ニーズ等を踏まえた整備規模の検討を行いながら推進を図ります。[建設課]

(3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通機関について、障がい者が利用しやすいよう、利便性・安全性の向上の推進を図ります。

① コミュニティバスのバリアフリー化の推進

【現状】

現在、コミュニティバス車両については、車いすに対応していないものの、車いすによる利用の相談があった場合には、指定管理者保有のノンステップバスの活用による対応が可能な状況となっています。

【今後の方向性】

車両更新の際に、車いすに対応する車両への更新を検討します。[企画政策課]

(4) 公共施設のバリアフリー化の推進

宮崎県制定の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進します。

① 公共施設のバリアフリー化の推進

【現状】

公共施設を整備する際には、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、計画設計段階からバリアフリーへの配慮を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、整備時におけるバリアフリー化を推進します。[管財課]

8 情報・コミュニケーション

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

（１）情報提供体制の充実、行政情報のバリアフリー化

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示を行うことができるよう、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

① 情報提供体制の充実

【現状】

「しょうがいしゃのしおり」や広報紙、市ホームページ等を活用し、障がい者やその家族等に対し、わかりやすい情報提供ができる体制の充実に努めています。

【今後の方向性】

提供手法の改善や内容の更新等を随時行い、分かりやすい情報提供に努めます。

また、基幹相談支援センターと連携し、福祉サービスや提供施設の紹介、イベントの情報発信等を行います。[福祉課]

② 行政情報のバリアフリー化

【現状】

市のホームページについては、バリアフリー化されており、音声読み上げや文字の拡大、ふりがな表示等に対応しています。

また、視覚障がい者に対する取組として、ボランティアによる広報紙等の音訳CDの作成・配布を行っています。

【今後の方向性】

様々な障がいの特性に対応した行政情報のバリアフリー化について、関係機関・団体等と連携しながら推進を図ります。[福祉課]

(2) 意思疎通支援の充実

聴覚障がい者等のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。

また、障がい者が外出機会において必要な支援や配慮を受けられるよう、ヘルプマークの周知を図ります。

① 手話通訳者・要約筆記者等の確保

【現状】

手話及び要約筆記に係る養成講座をそれぞれ開催しています。

【今後の方向性】

手話及び要約筆記に係る養成講座について、広報紙や防災ラジオ等を活用した周知を図り、市民の受講促進を図ります。[福祉課]

② 小林市手話言語条例に基づく取組の推進

【現状】

平成30年4月に施行した「小林市手話言語条例」に基づき、手話の啓発や普及を図っており、令和2年度より小・中学校のこすもす科の授業におけるカリキュラムに、手話が盛り込まれています。

また、令和6年4月より広報紙に手話コーナーが設けられています。

【今後の方向性】

これまでの取組を引き続き推進していくとともに、手話を必要とする人の定期的な利用が想定される病院や銀行といった事業所における手話教室の開催について、検討を行います。[福祉課]

③ 障がい者に関するマーク等の周知

【現状】

意思疎通に困難を抱えるなど、外見では障がいの有無が分かりにくい障がい者が、外出機会等において必要な支援や配慮を受けることができるよう、福祉課窓口にてヘルプマークの交付を行っています。

【今後の方向性】

ヘルプマークの普及を図っていくとともに、広く市民の理解が得られるよう周知を図ります。[福祉課]

(3) 情報機器等の普及促進

障がい者の円滑な情報の取得・利用や意思疎通を支援するため、情報収集や情報伝達、意思疎通を支援する機器の普及を図ります。

① 情報機器等の取得に係る周知・啓発

【現状】

日常生活用具給付事業に基づき、情報取得や情報伝達、意思疎通に資する機器等の取得に要する費用の助成を行っています。

【今後の方向性】

窓口への福祉機器に係るチラシ等の設置を通して、福祉機器に関する周知に努めます。
[福祉課]

9 防災・防犯等

障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策や消費者被害からの防止対策等を推進します。

(1) 防災対策の推進

関係課や関係機関が連携して、災害等の緊急時における災害時避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害時の支援体制の確保といった防災対策を推進します。

また、障がい者に配慮した避難所の整備に努めます。

① 防災情報の提供体制の整備

【現状】

災害に関する情報が市民に行き届くよう、防災行政無線を整備するとともに、聴覚障がい者等に対し、文字表示付き防災ラジオの貸与を行っています。

【今後の方向性】

防災行政無線や防災ラジオ以外の情報提供手段として、メールサービスや公式SNS等も活用しながら、障がい特性に応じた情報提供体制の整備を図ります。[危機管理課]

② 避難行動要支援者に対する支援体制の充実

【現状】

避難行動要支援者及びその家族、関係機関、自主防災組織等と連携し、要支援者個別の災害発生時における避難経路や避難方法等について情報共有を図っています。

また、小林市社会福祉協議会と連携を図りながら、災害時避難行動要支援者システムを活用した台帳作成を行い、民生委員・児童委員等による見守りにも活用しています。

一方、大規模災害等に備えた個別避難計画の作成が喫緊の課題となっていますが、担い手となる人手不足や民生委員・児童委員の負担増等により、進展していない状況にあります。

【今後の方向性】

引き続き、避難行動要支援者及びその家族、関係機関、自主防災組織との連携強化を図るとともに、個別避難計画の作成について、専門職との連携を図りながら推進を図ります。[危機管理課・福祉課]

③ 災害時における関係機関との連携

【現状】

小林市や保健所、消防署、警察署等の関係機関が実施する防災訓練等に相互に参加し、連携強化を図っています。

【今後の方向性】

医療機関をはじめとした関係機関との平常時からの相互の連携強化に努め、災害時における医療体制の確保を図ります。[危機管理課]

④ 障がい者に配慮した避難所の整備

【現状】

指定避難所については、段階的な物資の確保や建替時等におけるトイレの設備等を推進しています。

福祉避難所については、市内の社会福祉施設等と連携を図りながら整備を進めていますが、ニーズの把握や想定される必要数の確保には至っていない状況にあります。

【今後の方向性】

指定避難所については、障がいの特性を踏まえた設備・備品等の段階的な整備に努めます。

福祉避難所については、避難所数の確保に向けて、関係課で情報共有を図ります。[危機管理課・福祉課]

⑤ 地域の防災活動への参加促進

【現状】

各自主防災組織において実施される、避難誘導訓練や初期消火訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練等の防災訓練において、障がい者を含む全ての住民が参加できるよう働きかけを行っています。

【今後の方向性】

自主防災組織と連携し、防災訓練等に参加していない住民や自治会未加入者にも訓練等に参加してもらえるような方法について検討を行い、障がい者を含む全ての住民の防災活動への参加促進を図ります。[危機管理課]

⑥ 防災対策の啓発

【現状】

自主防災組織が実施する防災訓練等に職員が出向き、防災講話の実施や機材の使用方法等の訓練を行うことにより、平常時からの自助・共助の重要性について周知を図っています。

【今後の方向性】

各自主防災組織等が取り組んでいる防災活動等に対する地域住民の理解を促すため、平常時からの自助・共助の重要性及び各自主防災組織の活動内容について、広報紙やホームページ等で周知を図ります。[危機管理課]

(2) 防犯対策の推進

多様化する特殊詐欺や消費者トラブル等の被害防止のため、広報紙やイベント等において情報発信を行うとともに、各種相談窓口の周知を行います。

① 防犯対策の啓発、防犯活動

【現状】

警察署や小・中学校等の関係機関、小林市防犯協会等の防犯団体、自治会等の地域組織との情報共有・連携強化を図りながら、防犯活動を推進しています。

【今後の方向性】

関係機関・団体等と連携しながら、地域における防犯意識の高揚及び防犯活動の推進に努めます。[危機管理課]

② 消費者トラブルの防止と支援

【現状】

消費者トラブルの情報や防止策等について情報周知を図るとともに、相談窓口を開設し、消費者トラブル等に係る相談に対応しています。

【今後の方向性】

障がい等により、「消費者トラブルに遭っている」との認識につながらないケースも想定されることから、障がい者を支援するさまざまな関係者と連携し、消費者トラブルの把握、適切な支援対応に努めます。[市民課]

10 行政サービス等における配慮

障がい者に対し、適切な配慮を提供できるよう、職員等に対する障がい者への理解促進を図ります。

また、障がい者が選挙権等を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

(1) 行政サービスにおける合理的配慮の提供

障害者差別解消法に基づき、障がい者に対する適切な配慮を提供することができるよう、職員等における障がい者への理解の促進に努めます。

① 必要かつ合理的な配慮の提供体制の構築

【現状】

障害者週間にポスター掲示やチラシ配布等を通じて、合理的配慮に係る周知を図りました。

また、聴覚障がいに対する理解を深めるため、手話講座への参加者募集を行っています。

【今後の方向性】

これまでの取組を継続して実施するとともに、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るため、職員に対する研修会の開催等についても検討を行います。[福祉課]

(2) 選挙等における配慮

障がい者が選挙権等を円滑に行使することができるように、障がい者に対して、選挙等における配慮を行います。

① 情報提供の推進

【現状】

障がい者の選挙等に係る取組として、点字を使った選挙公報の提供や知的障がい者への選挙解説 DVD の作成、付添人や家族を対象に投票方法を解説したパンフレットの作成といった取組が行われていますが、全ての障がい者に配慮されている状況にはないと考えられます。

【今後の方向性】

ニーズの把握を行いながら、対応が可能と考えられる手法については、随時実施を検討します。[選挙管理委員会]

② 投票環境の整備

【現状】

各庁舎に開設される期日前投票所については、バリアフリー化に対応した環境が整備されています。

投票日に開設される投票所においては、車いすの配置や一部の投票所でのスロープ設置を行っています。

代理投票や点字投票者への対応については、適切な対応の実施に努めています。

【今後の方向性】

投票日に開設される投票所においては、市の管理外の施設も数多くあることから、可能な範囲内でバリアフリー対策を実施します。

また、一部の投票所において求められている履物の着脱について、身体的な負担となることも考えられることから、履物の着脱なしで投票できるような対応の実施についても、今後検討します。[選挙管理委員会]

③ 投票機会の確保

【現状】

投票所での投票が困難な障がい者の投票機会を確保するため、指定施設における不在者投票や郵便による不在者投票に対応しています。

【今後の方向性】

不在者投票については、対象者や投票の手続きが分かりにくいといった課題があることから、周知と必要に応じた支援の提供に努めます。

また、対象者の拡大に関する要望が多く寄せられている状況にあることを踏まえ、国の制度改正について注視し、改正があった場合には必要に応じた対応を図ります。[選挙管理委員会]

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現に向けて、障がい、障がい者及び障がい者施策に関する正しい理解と関心を一層高めていく必要があります。

本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がい者及び家族、地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進します。

(2) 計画の推進体制の整備

障がい者施策の推進のためには、福祉のみならず、保健、医療、教育、労働、まちづくり等、様々な分野の連携が重要になります。

このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のため、関係部署・関係機関の連携を強化し、障がい者施策の効果的・効率的な推進を図ります。

2 計画の点検・評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

計画の進行管理と点検・評価にあたっては、計画に定める事項について、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

資料編

1 小林市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、小林市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

2 小林市障害者施策推進協議会委員名簿

| | 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|----|-----------------------------|----------------|--------|
| 1 | 西諸医師会 | 事務局長 | 遊木 和敏 |
| 2 | 小林保健所 | 次長 | 藤元 信孝 |
| 3 | 小林市社会福祉協議会 | 会長 | 吉丸 政志 |
| 4 | 小林市社会福祉協議会 須木支所 | 支所長 | 有木 幹生 |
| 5 | 小林市社会福祉協議会 野尻支所 | 支所長 | 下村 光伸 |
| 6 | 小林公共職業安定所 | 所長 | 岩下 利男 |
| 7 | 小林市区長会 | 会長 | 橋ノ口 孝一 |
| 8 | 小林市民生委員・児童委員協議会 | 会長 | 吉脇 辰男 |
| 9 | 小林市あかつき福祉協会 | 会長 | 早田 孝信 |
| 10 | 小林市視覚障がい者福祉会 | 会長 | 山下 美智雄 |
| 11 | 西諸聴覚障がい者協会 小林支部 | 支部長 | 徳永 吉朗 |
| 12 | 障害者支援施設 日章野菊の里 障害者支援センター | 園長 | 吉田 耕二 |
| 13 | 指定障害福祉サービス事業所 ふれあいの里 | 施設長 | 小田 恭子 |
| 14 | 障害者支援施設 ありの実園 | 園長 | 近見 裕介 |
| 15 | 障害者支援施設 あさひの里 | 園長 | 原口 貢 |
| 16 | 就労継続支援B型事業所 ふれあいさろん「元気」 | 管理者 | 紙屋 正嗣 |
| 17 | NPO 法人 あゆみの会 | 理事長 | 飯谷 哲男 |
| 18 | NPO 法人 西諸地域活動センター菜の花 | 施設長 | 吉村 洋子 |
| 19 | 医療法人浩然会 内村病院 | 精神保健福祉士 | 窪谷 くみ子 |
| 20 | 小林市 | 副市長 | 鶴水 義広 |
| 21 | 小林市 | 教育長 | 大山 和彦 |
| 22 | 小林市 | 福祉事務所長 | 富満 聖子 |
| 23 | 小林市 | 健康推進課長 | 深見 順一 |
| 24 | 小林市 | 須木庁舎 住民生活課長 | 藤崎 浩一 |
| 25 | 小林市 | 野尻庁舎 住民生活課長 | 野口 健史 |

3 小林市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画素案を策定するため、小林市障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 障害者計画の総合的な計画立案に関すること。
- (2) 障害者計画の連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置き、福祉事務所長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議)

第6条 策定委員会は、策定事項について小林市障害者施策推進協議会の審議を経るものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、障害者計画の策定完了の日までとする。

(報告)

第8条 策定委員会は、策定結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の設置に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。

4 小林市障害者計画策定委員会委員名簿

| | 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|----|---------|-------------|-----------|
| 1 | 学校教育課 | 学校教育グループ主幹 | 西 清 志 |
| 2 | 管財課 | 管財グループ主幹 | 高 妻 朋 博 |
| 3 | 企画政策課 | 企画政策グループ主幹 | 今 村 宏 之 |
| 4 | 危機管理課 | 危機管理グループ主幹 | 濱 崎 一 博 |
| 5 | 健康推進課 | 健康総務グループ主幹 | 緒 方 美 保 |
| 6 | 建設課 | 総務管理グループ主幹 | 兒 玉 聡 |
| 7 | こども課 | こども保育グループ主幹 | 西 郷 京 太 |
| 8 | 市民課 | 人権グループ主幹 | 田 中 健 介 |
| 9 | 社会教育課 | 生涯学習グループ主幹 | 高 妻 司 |
| 10 | 選挙管理委員会 | 選挙グループ主幹 | 田 爪 定 美 |
| 11 | スポーツ振興課 | 学校給食グループ主幹 | 宮 山 あ さ み |
| 12 | 総務課 | 職員グループ主幹 | 柚 木 脇 大 輔 |
| 13 | 長寿介護課 | 自立支援グループ主幹 | 永 野 真 吾 |
| 14 | 福祉事務所 | 所長 | 富 満 聖 子 |
| 15 | 福祉課 | 課長 | 末 元 利 男 |
| 16 | 福祉課 | 障がい福祉グループ主幹 | 花 畑 慎 吾 |

5 用語解説

・あ行

| 用語 | 解説 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アクセシビリティ | 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。 |
| 医療費助成制度 | 重度の身体障がい者又は知的障がい者が健康保険による医療を受けたとき、他の法令などにより医療費の給付を受けている場合を除き、支払われた医療費の一部を助成する。ただし、所得制限がある。 |
| インクルーシブ教育 | 人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。 |
| おもいやり駐車場制度 | 歩行が困難な人に利用証を交付することで、商業施設や病院、官公庁などの公共的施設の駐車スペースを確保するもの。制度対象者は、障がい者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な人で、利用証を車内に掲示している。利用できる駐車場は、県に登録した駐車場で、駐車区内に「おもいやり駐車場」であることを示すステッカーを掲示している。 |

・か行

| 用語 | 解説 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基幹相談支援センター | 障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、関係機関との連携等、総合的な支援を行う機関。 |
| 教育支援ファイル「絆」 | 障がいや病気の有無にかかわらず、支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、家族や関係機関が共通理解を持って支援を行っていくことを目的に本市で研究、開発された相談支援ファイル。 |
| 高次脳機能障がい | 病気や事故など様々な原因で脳が部分的に損傷されたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意などの知的な機能に障がいが起こった状態。 |
| 小林市手話言語条例 | 本市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が互いに助け合いながら安心して暮らすことができる小林市を目指し制定し、平成 30 年 4 月 1 日から施行されている。 |

・さ行

| 用語 | 解説 |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害時避難行動要支援者 | 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 |
| 重層的支援体制整備事業 | 既存の相談支援体制や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う障がい福祉サービス。 |
| 障害児福祉手当 | 20歳未満で、精神（知的も含む）又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする人に支給される手当。ただし、施設等に入所している人は該当しない。 |
| 障害者虐待防止法 | 障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律で平成24年10月に施行されている。 |
| 障害者雇用促進法 | 障がい者の雇用促進を図るため、事業主の義務や障がい者本人への公的支援措置などを規定する法律。 |
| 障害者差別解消法 | <p>障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律で、平成28年4月に施行されている。この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱い 例えば、車いすを利用していることでレストランへの入店を断ることや、障がいがあるという理由でアパートを貸さないことは、障がいを理由とする不当な差別的取扱いとなる。 ・合理的配慮 例えば、車いすを利用している人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障がい者の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなど、障がい者の特性に応じた必要な工夫ややり方を選択することを合理的配慮という。 |
| 障害者の権利に関する条約 | 障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定められた条約。 |
| 身体障害者手帳 | 身体障害者福祉法に定める身体上の障がい者に対して交付される。障がいの程度により1級から6級の等級が記載されている。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定程度の精神障がいの状態にあると認定された人に対して交付される。精神障害者保健福祉手帳の等級は、1級から3級までである。 |
| 成年後見制度 | 知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、財産管理、契約、遺産分割の協議等の支援を行う制度。 |

・た行

| 用語 | 解説 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域連携推進会議 | <p>居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助事業所において設置が義務付けられている、利用者・利用者家族・地域の関係者・福祉に知見のある人・経営に知見のある人・市町村担当者等により構成される会議。会議をおおむね年に1回以上開催するとともに、会議の構成員が事業所を見学する機会をおおむね年に1回以上設けることが求められている。外部の目を入れることで、「利用者と地域との関係づくり」「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」「施設等やサービスの透明性・質の確保」「利用者の権利擁護」が図られることが期待されている。</p> |
| 特別児童扶養手当 | <p>精神又は身体に障がいをもつ 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわって養育している人に支給される手当。ただし、障がい児が施設等に入所している場合は該当しない。</p> |
| 特別障害者手当 | <p>20 歳以上で、精神又は身体に重度の障がいをもつ、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当。ただし、施設等に入所している人及び病院等に3か月以上入院している人は該当しない。</p> |

・な行

| 用語 | 解説 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 難病 | <p>発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。</p> |
| 日中一時支援事業 | <p>一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び生活支援等を行う事業。</p> |

・は行

| 用語 | 解説 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発達障がい | 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。 |
| 人にやさしい福祉のまちづくり条例 | 人にやさしい福祉のまちづくりに関し、宮崎県、事業者、県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針や必要な施策を定めることにより、人にやさしい福祉のまちづくり総合的な推進を図り、もって県民の福祉の推進に資することを目的としている。 |
| 福祉しょっぷ | 小林市内の障がい福祉サービス事業所で作られた製品を展示・販売し、障がいについての理解促進を図るもの。 |
| 福祉売店えみあす | 小林市内の福祉事業所での生産品を販売する場であり、福祉事業所の利用者が販売員となって、障がいのある人の就労機会を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練の場、障がい者に対する正しい知識と理解の普及を図る場として、小林市役所本館に開設されているもの。 |
| 福祉避難所 | 災害時に、一時避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、乳幼児など特に配慮を要する人たち（要配慮者）を滞在させることを想定した避難施設。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行う事業。 |
| 法定雇用率 | 従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用促進法によって義務づけられた障がい者の雇用割合。 |

・や行

| 用語 | 解説 |
|------------|--------------------------------------------------------------|
| ユニバーサルデザイン | あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 |
| 要約筆記者 | 話されている内容を要約し、文字として聴覚障がい者へ伝える通訳者。 |

・ら行

| 用語 | 解説 |
|------|--------------------------------------------------|
| 療育手帳 | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもの。 |

6 小林市手話言語条例

平成 29 年 12 月 22 日

条例第 22 号

言語は、互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、ものごとを考え、コミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、平成 18 年に採択された障害者の権利に関する条約や平成 23 年に改正された障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。手話を必要とする人がいつでもどこでも安心して意思疎通を図ることができる地域社会の構築が求められています。

ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が互いに助け合いながら安心して暮らすことができる小林市を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての市民が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及を推進するとともに、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市が推進する施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第6条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、児童生徒等に対し、手話への理解の促進に努めるものとする。

2 市は、学校教育の場において、手話を必要とする児童生徒等に対し、手話による学習支援に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(2) 市民が手話による意思疎通をし、又は情報を得る機会の拡大のための施策

(3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策

(4) 手話による意思疎通支援の拡充のための施策

(5) ろう者の災害時における情報の取得及び意思疎通の配慮を図るための施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項の方針の策定若しくは変更又は同項各号に掲げる施策の評価を必要とするときは、ろう者及び市民の意見を反映するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



第5期小林市障がい者計画

《令和7年度～令和11年度》

令和7年3月

編集・発行

小林市 健康福祉部 福祉課
〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
TEL : 0984-23-0111 FAX : 0984-23-4934

